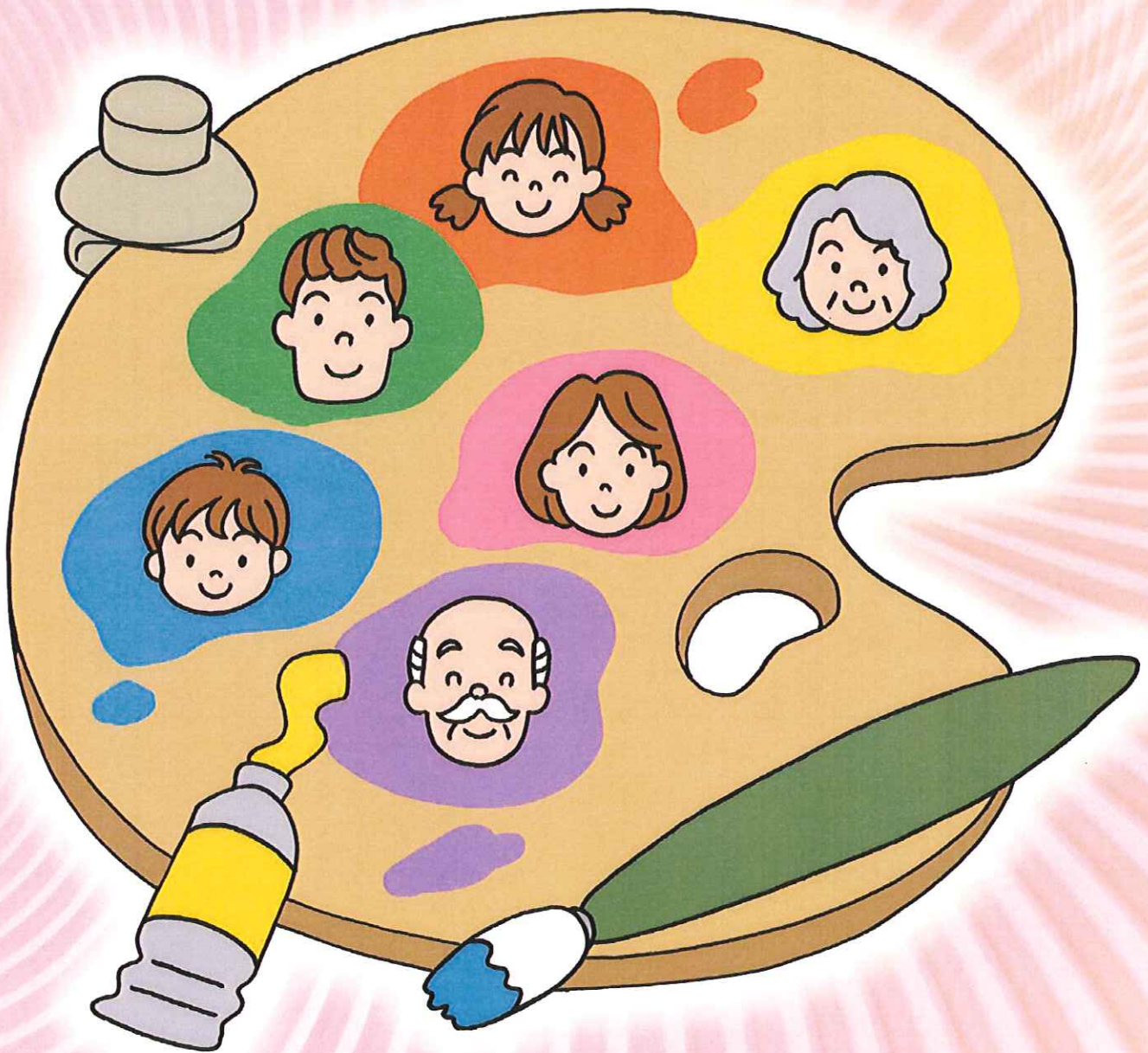


いろとりどりパレットプロジェクト

～まずは一歩踏み出そう。男女平等のまちを目指して～



平成22年3月
小美玉市



まちはいろいろな色であふれています。
それぞれの色が混ざり合って、ときには競いながら、
素晴らしい光景をみせてくれます。
それは私たちの個性という色です。
明るい人や物静かな人、男性や女性、大人や子ども…。



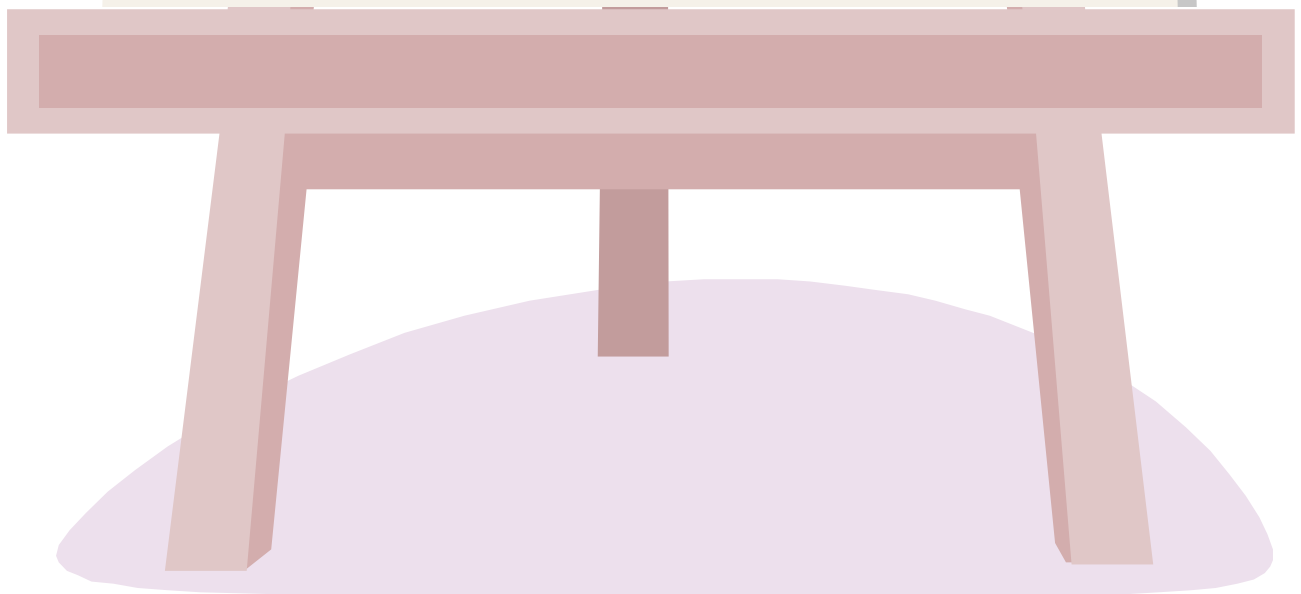
いろいろな色が、この小美玉市というキャンバスに集まっています。
でも、ところどころで埋もれている色もみられます。
すべての色が輝くキャンバスがみんなの願いです。



このプランはパレットです。
色とりどりの色がパレットの中で
お互いを認め合い、助け合い、補い合います。



きっと、キャンバスには素晴らしい絵が描かれることでしょう。



はじめに

近年の少子・高齢化の進展を始め、経済活動の国際化、情報通信技術の高度化、さらには人々の価値観やライフスタイルの多様化など、わたしたちを取り巻く社会情勢は、大きく変貌を遂げています。

このような中で、小美玉市が目指す将来像の「人が輝く 水と緑の交流都市」を築いていくうえで、女性と男性が社会のあらゆる分野において互いに人権を尊重し、一人ひとりが個性と能力を充分発揮し、責任を分かち合いながら、自分らしい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現が求められております。



わが国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)、平成 19 年には「改正男女雇用機会均等法」や「改正 DV 防止法」が施行されるなど、法制度の整備が着実に進められてきました。

一方、本市では、平成 21 年 4 月に「小美玉市男女共同参画条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策や事業について地域全体で取り組んでいくことと併せ、基本計画の策定が位置づけられました。

これを受けて、合併前に策定された美野里町「花のわプラン」(平成 14 年度)及び小川町「ハーモニー 21」(平成 16 年度)の成果を踏まえ、これら旧町の計画を統合・刷新し、本市における男女共同参画社会形成の施策を総合的・計画的に推進していく新たな指針となる「小美玉市男女共同参画推進計画～いりとりどりパレットプラン～」を策定しました。

今後は、本プランに基づき、行政はもとより市民の皆様をはじめ地域社会と一体となり男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました小美玉市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、素案づくりから携わっていただいた小美玉市男女共同参画推進委員の皆様、並びに意識調査にご協力いただきました市民の皆様、関係機関、各種団体の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

小美玉市長 島 田 穰 一

～ 目 次 ～

第 1 部 基本構想

| | |
|--------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定にあたって | 5 |
| 1 計画策定の趣旨 | 5 |
| 2 社会的背景 | 5 |
| （1）世界の動き | 6 |
| （2）日本の動き | 7 |
| （3）茨城県の動き | 9 |
| （4）小美玉市の動き | 10 |
| 3 小美玉市の概況 | 11 |
| （1）人口推移 | 11 |
| （2）婚姻・離婚状況 | 13 |
| （3）家族構成 | 14 |
| （4）就労状況 | 15 |
| （5）産業構造 | 16 |
| （6）産業の状況（農業、商業、工業） | 18 |
| 第 2 章 計画の基本的な考え方 | 23 |
| 1 基本理念 | 23 |
| 2 基本的視点 | 24 |
| 3 基本目標 | 26 |
| 4 計画の位置づけ | 28 |
| 5 計画の期間 | 29 |
| 6 施策体系 | 30 |

第2部 基本計画

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識を広める | 35 |
| 1 男女共同参画に向けた意識づくり | 35 |
| ① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進 | 40 |
| 2 男女共同参画を基本とした教育・学習の推進 | 41 |
| ① 家庭における教育・学習機会の充実 | 45 |
| ② 保育所、幼稚園、学校等における教育・学習機会の充実 | 46 |
| ③ 生涯学習（地域）における教育・学習機会の充実 | 47 |
| 3 国際社会への参画 | 48 |
| ① 国際理解と国際交流の推進 | 49 |
| 第2章 基本目標Ⅱ 社会参画を推進する | 53 |
| 1 政策立案・方針決定への男女共同参画 | 53 |
| ① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進 | 55 |
| ② 職員の職域拡大、人材育成 | 55 |
| 2 地域・社会活動への男女共同参画 | 56 |
| ① 地域・社会活動への男女共同参画の推進 | 59 |
| 第3章 基本目標Ⅲ 生活環境を整備する | 63 |
| 1 子育て、介護環境の整備・充実 | 63 |
| ① 子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備 | 70 |
| ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 | 72 |
| 2 働く場における男女共同参画 | 73 |
| ① 働く場における男女平等の推進 | 78 |
| ② 多様な働き方への支援 | 79 |
| ③ 農業・自営業者等への意識啓発 | 80 |

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 3 | 心と身体の保護 | 81 |
| ① | 生涯を通じた健康保持の支援 | 91 |
| ② | あらゆる人権侵害・暴力の根絶 | 92 |
| 第4章 | 基本目標Ⅳ 推進体制を整備する | 97 |
| 1 | 推進体制の整備 | 97 |
| ① | 計画の推進、進行管理体制の整備 | 98 |
| ② | 市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり | 98 |

資料編

| | | |
|----|-------------------------------|-----|
| 1 | 小美玉市総合計画 2008-2017 (抄) | 101 |
| 2 | 小美玉市男女共同参画推進計画策定の経過 | 102 |
| 3 | 小美玉市男女共同参画条例 | 104 |
| 4 | 小美玉市男女共同参画審議会条例 | 108 |
| 5 | 小美玉市男女共同参画審議会委員名簿 | 109 |
| 6 | 小美玉市の男女共同参画について (諮問書) | 110 |
| 7 | 小美玉市の男女共同参画について (答申書) | 111 |
| 8 | 小美玉市男女共同参画推進委員会設置要綱 | 112 |
| 9 | 小美玉市男女共同参画推進委員会委員名簿 | 113 |
| 10 | 小美玉市男女共同参画計画策定委員会設置要綱 | 114 |
| 11 | 小美玉市男女共同参画計画策定委員会委員名簿 | 116 |
| 12 | 小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム委員名簿 | 117 |
| 13 | 日本国憲法 (抄) | 118 |
| 14 | 男女共同参画社会基本法 (抄) | 119 |
| 15 | 男女共同参画基本計画 (第2次) (抄) | 121 |
| 16 | 茨城県男女共同参画推進条例 (抄) | 122 |
| 17 | 茨城県男女共同参画基本計画 (新ハーモニープラン) (抄) | 123 |
| 18 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (抄) | 124 |

第1部 基本構想

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では日本国憲法において、個人の尊重、法の下での平等をうたっており、これまでも、「男女雇用機会均等法」（昭和60年(1985年)制定）や、「男女共同参画社会基本法」（平成11年(1999年)制定）等、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされています。

法制度の整備、価値観、生活様式の多様化により、女性の社会進出は進んでいますが、「男性は仕事、女性は家庭」という言葉に代表される性別による固定的役割分担意識は、今なお、社会の慣行として根強く残っており、個人の選択の幅を狭め、あらゆる分野への参画機会を阻害する要因となっているというのが現状です。

小美玉市においては旧美野里町で「花のわプラン」（平成14年度）、旧小川町で「ハーモニー21」（平成16年度）が策定されました。また、「男女共同参画社会基本法」が制定される以前から、住民レベルでの運動や取組が各地域でなされてきました。しかし、昨年度実施した「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果によれば、本市の現状として、男性優位の社会であるとする意見が6割を超えていること等から、今後より一層の意識づくりや環境づくりが必要です。

こうした現状を踏まえるとともに、平成18年（2006年）の市制施行に伴い、旧町での計画を統合・刷新することにより、本市における男女共同参画社会形成の施策を推進する新たな指針とするため「小美玉市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

2 社会的背景

男女共同参画社会の実現に向けた取組は世界規模で行われています。本計画もその潮流に連動しており、目指す方向性も共通しています。

(1) 世界の動き

■昭和50年（1975年、「国際婦人年」）

「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）

「平等・発展・平和」をテーマとした「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択。

昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」とし、目標達成に向けて世界的な取組が始まりました。

■昭和54年（1979年）

「第34回国連総会」開催（ニューヨーク）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。

昭和56年（1981年）に発効。（日本では昭和60年（1985年）に条約を批准。）

■昭和60年（1985年）

「国際婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）開催（ナイロビ）

2000年（平成12年）に向けて各国が取り組むべき指針（ガイドライン）として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。

■平成7年（1995年）

「第4回世界女性会議」開催（北京）

21世紀に向けた女性の地位向上の指針である「北京宣言」、「行動綱領」を採択。

この「行動綱領」では、新たに取り入れられた「女性に対する暴力」問題を含む12の重大問題領域を定め、平成8年（1996年）までに各国が行動計画を策定することが求められました。

■平成12年（2000年）

国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）

「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討、評価。「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択。

「成果文書」は第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況分析と、北京会議後に検討した夫婦間での暴力や、家事・育児等への平等参画の取組等の新しい課題を踏まえ、「行動綱領」の更なる実施に向けて取り組むべき行動指針を示しています。

■平成17年（2005年）

第49回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）開催（ニューヨーク）

「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言を採択。

女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

(2) 日本の動き

■昭和50年（1975年）

女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置。

昭和52年（1977年）には「国内行動計画」を策定。

向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

■昭和60年（1985年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、翌年の「男女雇用機会均等法」の公布等、国内法の整備が進められました。

■平成3年（1991年）

「育児休業法」の公布。

■平成6年（1994年）

総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」を新設。

「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画審議会」を設置。

■平成7年（1995年）

「育児休業法」の改正。（介護休業制度の法制化）

■平成8年（1996年）

新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定。

■平成11年（1999年）

「男女共同参画社会基本法」の公布、施行。

平成12年（2000年）には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定。

「男女雇用機会均等法」の改正。（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇における女性差別の禁止）

■平成12年（2000年）

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する処罰、被害者に対する援助措置について定められた「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）を施行。

■平成13年（2001年）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備が盛り込まれた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立。平成14年（2002年）4月から全面施行。

■平成15年（2003年）

「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の公布、施行。

■平成17年（2005年）

それまでの取組を評価、総括した上で「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）の改正（旧育児休業法）。（休業取得対象の拡大、休業期間の拡大等）

■平成19年（2007年）

「男女雇用機会均等法」の改正。（性差別禁止範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化等）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の改正。

（配偶者からの暴力防止と被害者の保護・自立支援のための市町村の基本計画策定、及び緊急時における被害者の安全確保を図る配偶者暴力相談支援センター機能強化の努力義務化、保護命令制度の拡充等）。

平成20年（2008年）1月から施行。

（以下、平成19年の法改正以降の当該法については「改正DV防止法」と表記。）

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取組を進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※1}憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。

それに基づき、平成20年（2008年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

■平成20年（2008年）

「女性の参画加速プログラム」の決定。

■平成21年（2009年）

「育児・介護休業法」の改正。（希望者の短時間勤務制度、残業免除制度の導入義務化等）

※1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：仕事と家庭生活、地域活動等を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。就労する人がやりがいのある仕事と充実した私生活とのバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、就労する人のみならず、企業や組織、ひいては社会全体の生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

(3) 茨城県の動き

■昭和53年（1978年）

婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置。

茨城県における男女共同参画への取組が始まりました。

■昭和55年（1980年）

担当課が婦人児童課に。

第2次県民福祉基本計画で、婦人問題は「婦人の福祉の向上」として位置づけられました。

■昭和61年（1986年）

新県民福祉計画で、婦人問題は「女性の地位向上と社会参画の促進」として位置づけられました。

■平成2年（1990年）

婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受け、「茨城県女性対策推進本部」を設置。

■平成3年（1991年）

「いばらきローズプラン21」の策定。

いばらきローズプラン21推進委員会の設置と並行して、「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制が整備されました。

■平成6年（1994年）

福祉部に女性青少年課を設置。

■平成7年（1995年）

茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」が位置づけられました。

■平成8年（1996年）

「いばらきハーモニープラン」の策定。

「いばらきハーモニープラン」は平成8年度から平成17年度までの基本構想、基本計画と、平成11年度までの実施計画を定めたものです。平成12年(2000年)3月には、少子高齢化への対応等を盛り込んだ「後期実施計画」(平成13年度～平成17年度)が策定されました。

■平成11年（1999年）

女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編。

■平成13年（2001年）

「茨城県男女共同参画推進条例」の制定。茨城県男女共同参画審議会の設置。

「茨城県女性対策推進本部」が「茨城県男女共同参画推進本部」へ。

■平成14年（2002年）

条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開するため、「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」を策定。

男女共同参画社会の実現に向けた取組の方針を明確にしました。

■平成18年（2006年）

「茨城県男女共同参画実施計画」の策定。

茨城県男女共同参画基本計画に基づく取組を実効あるものとするため、基本計画で定める重点課題ごとに、その具体的な施策展開の方向を示したものです。平成12年度に平成13年度から平成17年度までの計画を策定。平成17年度に平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間とする実施計画が策定されました。

（4）小美玉市の動き

■平成14年（2002年）

旧美野里町で美野里町男女共同参画行動計画「花のわプラン」を策定。

■平成16年（2004年）

旧小川町で小川町男女共同参画計画「ハーモニー21」を策定。

■平成18年（2006年）

旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し、「小美玉市」として市制を施行。

市長公室 企画調整課に男女共同参画係を設置。

■平成20年（2008年）

小美玉市における男女共同参画社会の推進を図るとともに、「小美玉市男女共同参画条例」の制定に向けて「小美玉市男女共同参画推進委員会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置しました。

同年12月、市民2,000人を対象とした「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、計画策定に向けた基礎づくりを行いました。

■平成21年（2009年）

「小美玉市男女共同参画条例」を施行。

男女共同参画計画を策定するために「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム」を設置。

3 小美玉市の概況

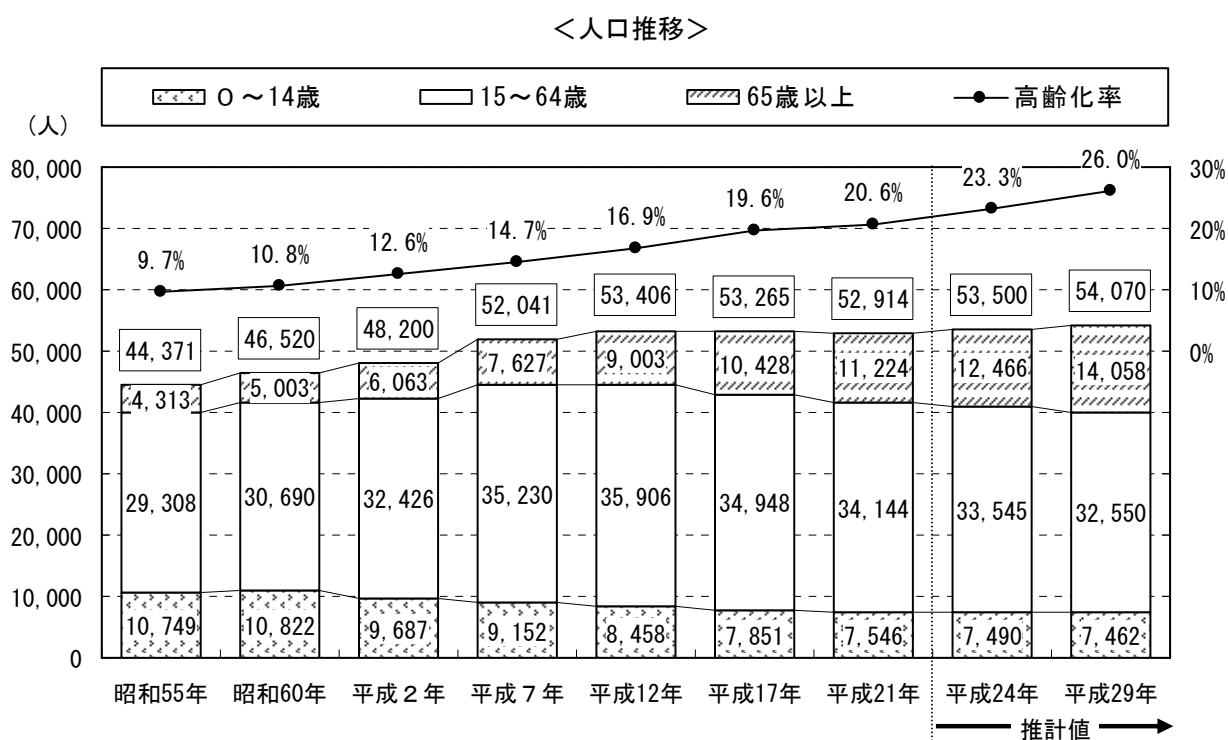
(1) 人口推移

本市の人口推移をみると、平成12年以降、ほぼ横ばい傾向にあります。

高齢化率は上昇を続けており、平成20年には5人に1人が65歳以上となっています。

一方、15歳未満の人口は昭和60年をピークに減少傾向にあり、平成20年にはピーク時の約8割程度にまで落ち込んでいます。

コーホート要因法^{※1}による将来人口の見通しに、茨城空港の開港に伴う開発付加人口^{※2}を加えると、平成29年の人口は54,070人と推計されます。



総人口は年齢不詳を含む数値。高齢化率は各調査年の65歳以上の人口を、年齢不詳を除いた総人口で除した数値

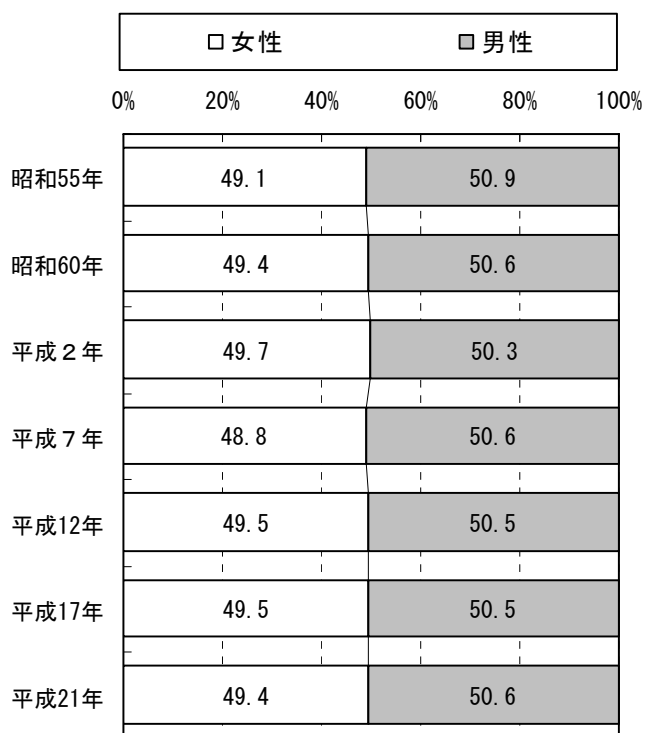
※1 コーホート要因法：コーホートとは、ある特定の人口集団（例：20～24歳の男性）を意味します。コーホート要因法とは、5歳階級男女別のコーホートの時間的変化と要因（生存率、出生率、純移動率、男女比、等）を基に、将来人口を推計する方法のことです。

※2 開発付加人口：平成24年時点で430人、平成29年時点で1,670人を見込んでいます。

男女構成比は、わずかに男性の割合が女性の割合を上回ったまま推移しています。

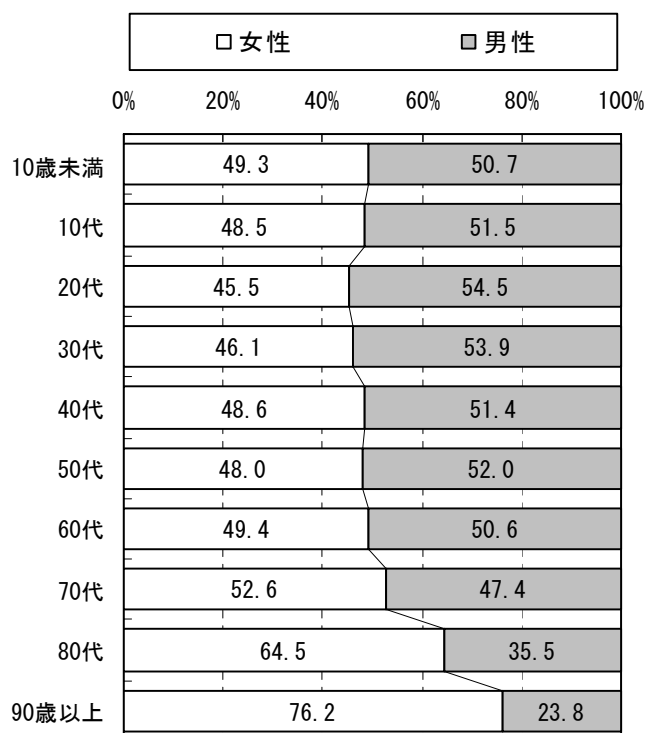
世代別にみると、60代までは男性の割合が高いものの70代以上は女性の割合が男性の割合を上回っています。

<男女構成比推移>



資料：国勢調査、平成21年のみ住民基本台帳

<世代別男女構成比>

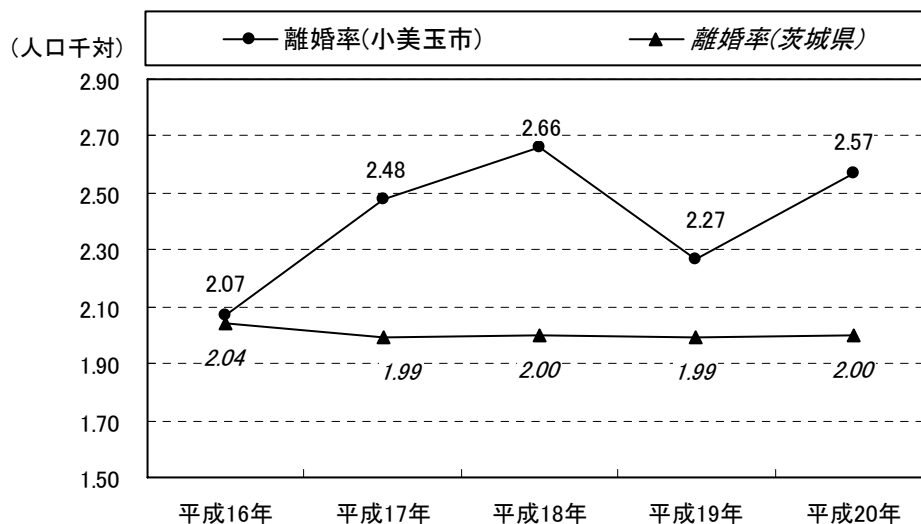
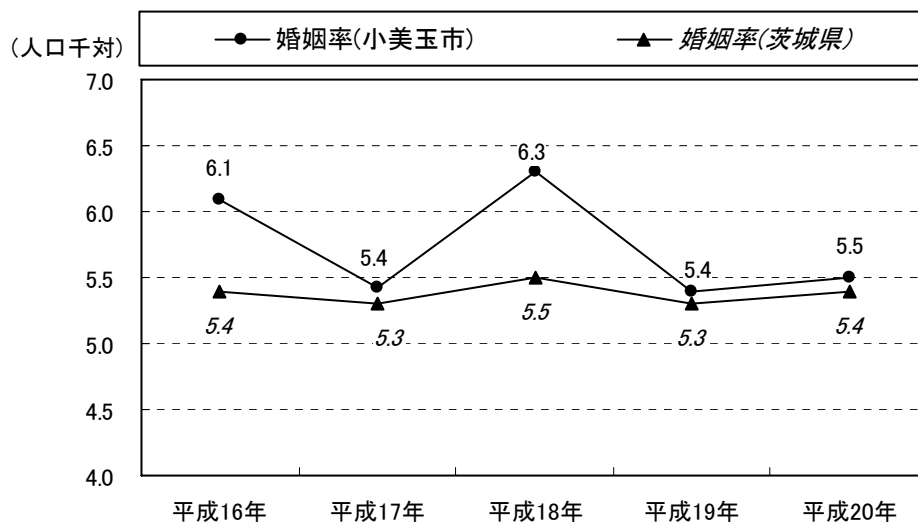


資料：住民基本台帳（平成21年4月1日時点）

(2) 婚姻・離婚状況

本市は婚姻率、離婚率ともに県平均を上回って推移していますが、その差は離婚率で大きく、平成20年度では茨城県2.00件に対して本市2.57件となっています。

<婚姻率・離婚率の推移>



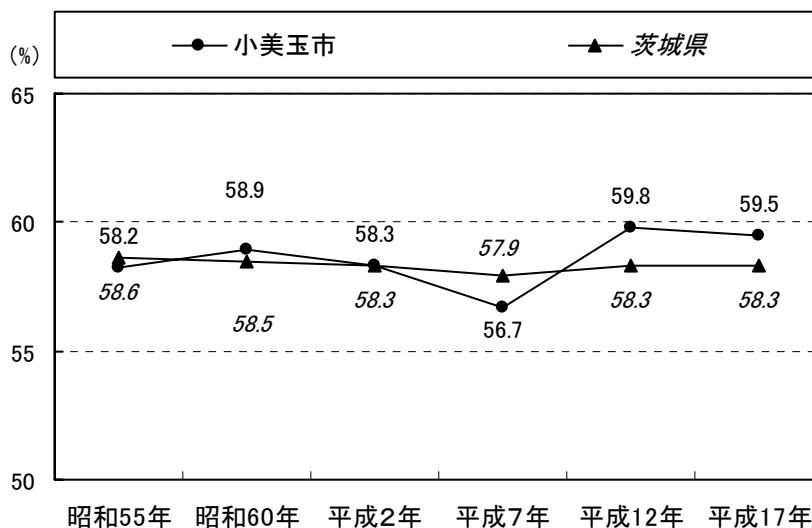
資料：茨城県人口動態統計

(3) 家族構成

本市における一般世帯に占める核家族の割合は、茨城県の数値とほぼ同水準の約6割で推移しています。

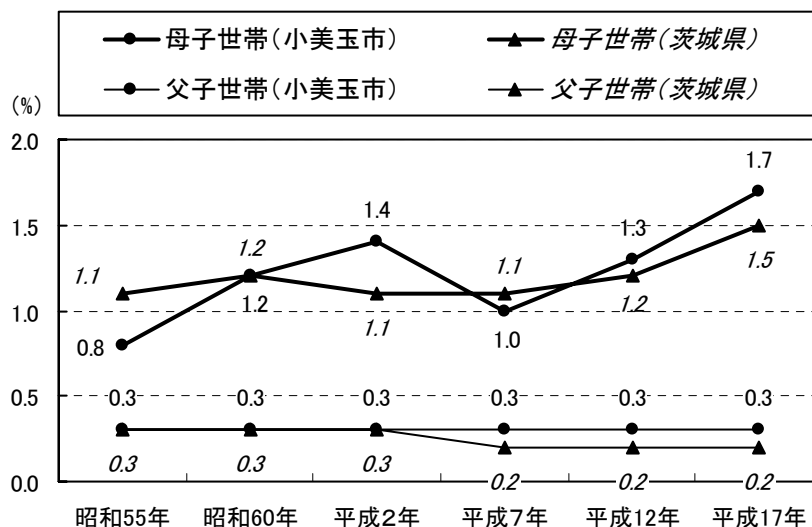
父子世帯については平成2年以降、横ばいで推移していますが、母子世帯は平成7年以降、増加傾向にあります。

＜一般世帯に占める核家族の割合の推移＞



資料：国勢調査

＜一般世帯に占める母子・父子世帯の割合の推移＞



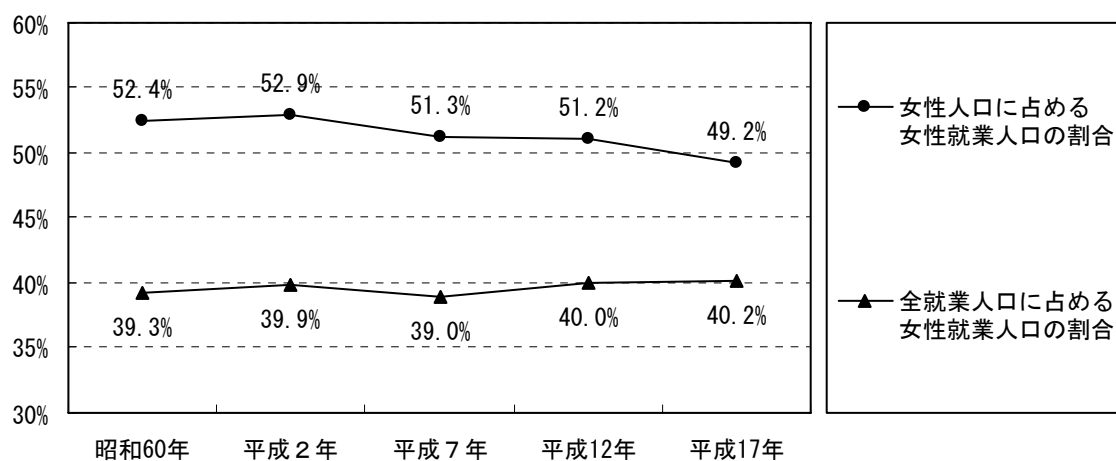
資料：国勢調査

(4) 就業状況

全就業人口は平成12年をピークに減少傾向に転じており、女性の就業人口も平成17年には減少に転じています。また、女性人口に占める女性就業人口の割合は平成2年をピークに減少傾向となっています。しかし、全就業人口に占める女性就業人口の割合では増加傾向となっており、女性の割合が高まっていることがわかります。

<女性就業人口の推移>

| 区分 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全就業人口 | 23,675人 | 25,438人 | 27,916人 | 28,450人 | 27,522人 |
| 女性人口(15歳以上) | 17,727人 | 19,170人 | 21,195人 | 22,243人 | 22,490人 |
| 女性就業人口 | 9,294人 | 10,138人 | 10,874人 | 11,378人 | 11,059人 |
| 女性人口に占める女性就業人口の割合 | 52.4% | 52.9% | 51.3% | 51.2% | 49.2% |
| 全就業人口に占める女性就業人口の割合 | 39.3% | 39.9% | 39.0% | 40.0% | 40.2% |

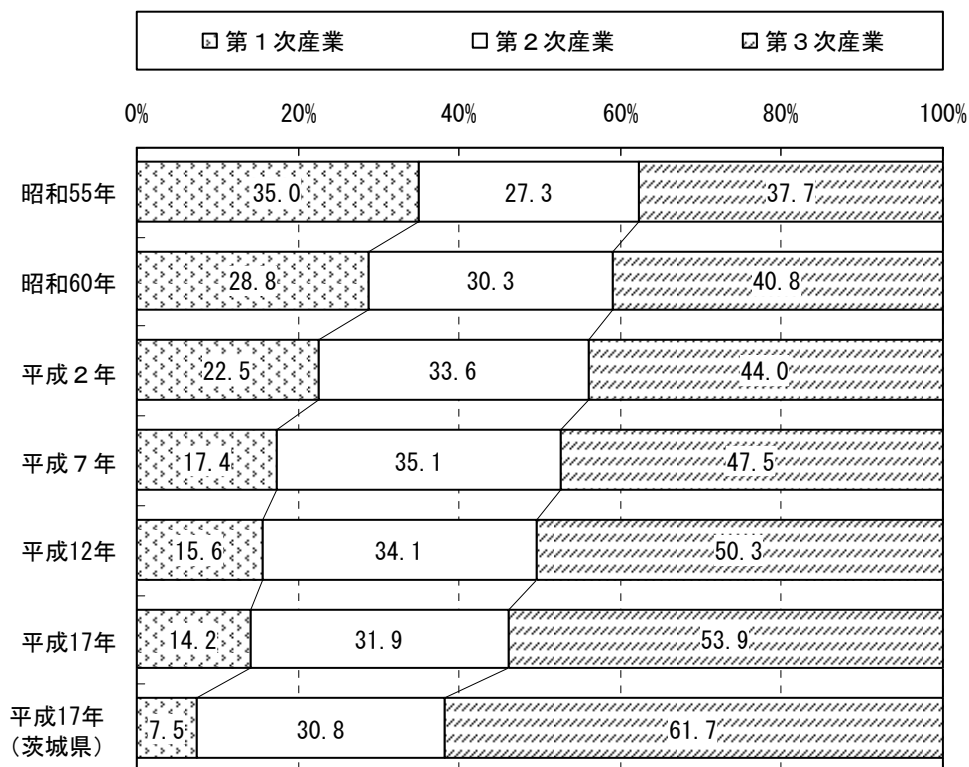


資料：国勢調査

(5) 産業構造

産業別割合をみると、第1次産業は県の割合より高いものの、減少の一途を辿っています。一方、第3次産業の割合は年々増加しており、半数以上の人が従事しています。

<産業構造>



資料：国勢調査、分類不能を除く

<産業別就業状況>

平成17年の産業別(大分類)就業状況をみると、就業者全体では製造業に従事する人の割合が23.5%を占め最も多く、次いで農業(14.1%)、卸売・小売業(13.9%)と続きます。

一方、女性の産業別就業状況をみると、業種ごとの就業者に占める女性の割合は「卸売・小売業」や「金融・保険業」、「飲食・宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」等で50%を超えており、こうした業種では就業者の半数以上を女性が占めていることを表しています。

<産業別就業状況>

| 人口区分 産業区分 | | 全就業人口 | | 女性就業人口 | | | |
|--------------|---------------|------------------|---------------------------------------|------------------|---------------------------------------|--|-------------------------------------|
| | | 人数 (人) (A) | 全就業 人口に 占める 割合(%) (A/A・C) | 人数 (人) (B) | 全就業 人口に 占める 割合(%) (B/A・C) | 女性 就業人口 に占める 割合(%) (B/B・C) | 業種別 総数に 占める 割合(%) (B/A) |
| 総数 (C) | | 27,522 | 100.0 | 11,059 | 40.2 | 100.0 | 40.2 |
| 第一次 | 農業 | 3,870 | 14.1 | 1,768 | 6.4 | 16.0 | 45.7 |
| | 林業 | 1 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 漁業 | 7 | 0.0 | 2 | 0.0 | 0.0 | 28.6 |
| 第二次 | 鉱業 | 4 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 建設業 | 2,236 | 8.1 | 307 | 1.1 | 2.8 | 13.7 |
| | 製造業 | 6,467 | 23.5 | 2,393 | 8.7 | 21.6 | 37.0 |
| 第三次 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 97 | 0.4 | 8 | 0.0 | 0.1 | 8.2 |
| | 情報通信業 | 247 | 0.9 | 50 | 0.2 | 0.5 | 20.2 |
| | 運輸業 | 1,634 | 5.9 | 352 | 1.3 | 3.2 | 21.5 |
| | 卸売・小売業 | 3,815 | 13.9 | 1,925 | 7.0 | 17.4 | 50.5 |
| | 金融・保険業 | 397 | 1.4 | 231 | 0.8 | 2.1 | 58.2 |
| | 不動産業 | 134 | 0.5 | 50 | 0.2 | 0.5 | 37.3 |
| | 飲食・宿泊業 | 756 | 2.7 | 482 | 1.8 | 4.4 | 63.8 |
| | 医療、福祉 | 1,648 | 6.0 | 1,307 | 4.7 | 11.8 | 79.3 |
| | 教育、学習支援業 | 766 | 2.8 | 442 | 1.6 | 4.0 | 57.7 |
| | 複合サービス事業 | 314 | 1.1 | 136 | 0.5 | 1.2 | 43.3 |
| | サービス業(その他) | 2,787 | 10.1 | 1,297 | 4.7 | 11.7 | 46.5 |
| 公務 | 2,119 | 7.7 | 222 | 0.8 | 2.0 | 10.5 | |
| その他 | 223 | 0.8 | 87 | 0.3 | 0.8 | 39.0 | |

資料：平成17年国勢調査

網掛けの業種は、業種別の総数に占める女性の割合が50%以上の業種

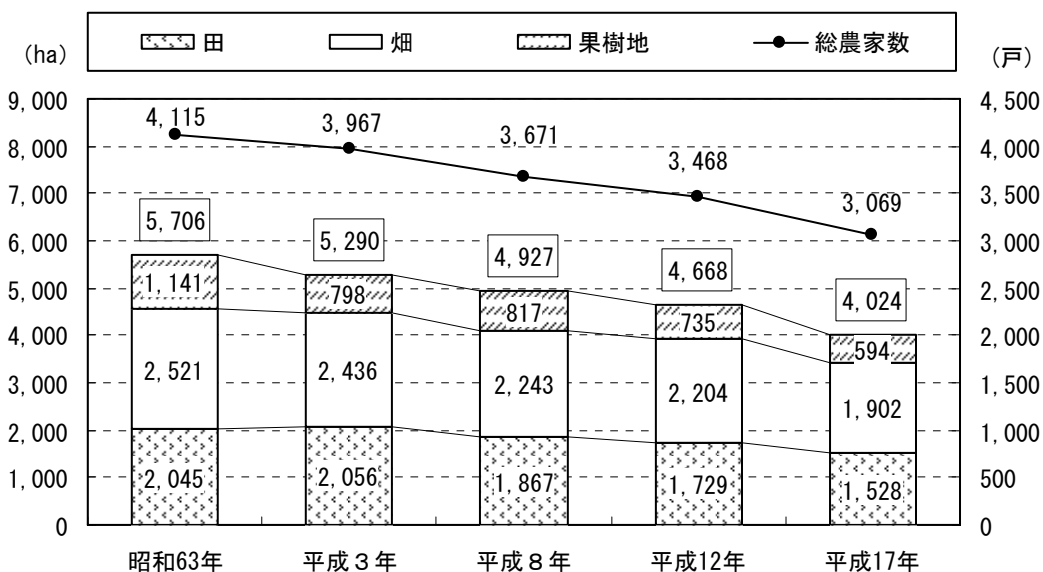
(6) 産業の状況（農業、商業、工業）

<農業>

本市の総農家数、経営耕地面積はともに減少傾向にあります。

とりわけ果樹地の面積の減少幅は大きく、昭和63年の面積の約半分となっています。

<総農家数と経営耕地面積の推移>



資料：茨城の農業

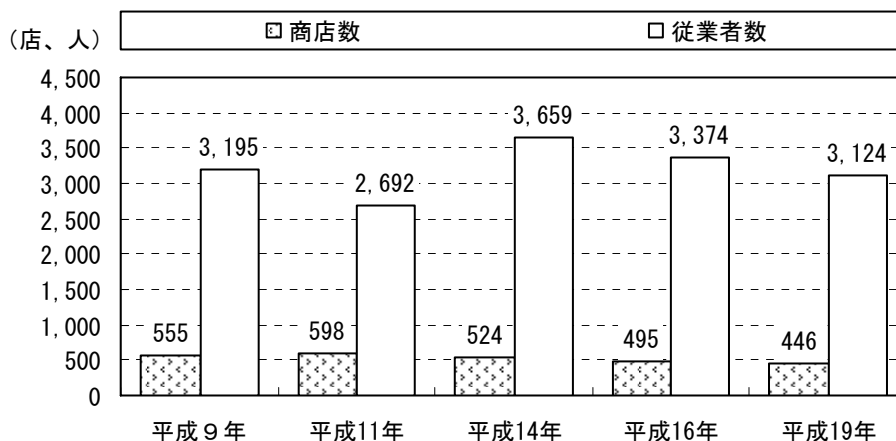
※小数点以下の数値があるため、面積合計値と田・畑・果樹地の各面積を合計したものと異なることがあります。

<商工業>

本市の商店数、事業所数は減少傾向にあります。

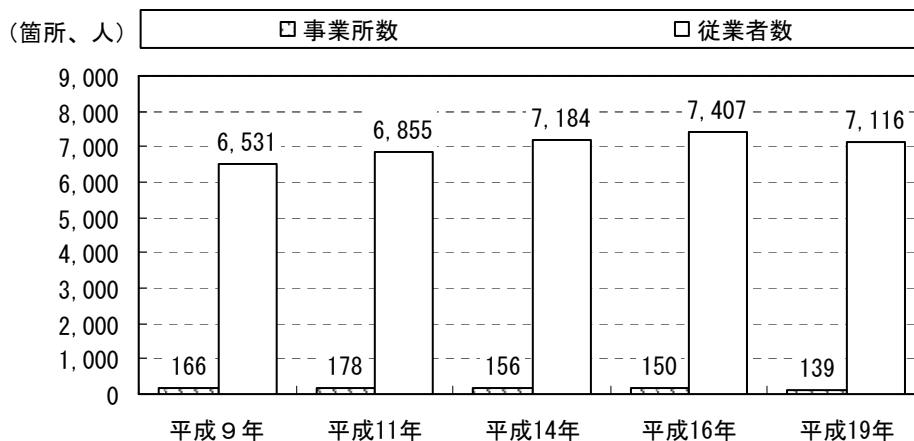
また、商店の従業者数については平成14年を、事業所については平成16年をピークに減少傾向に転じています。

<商店数と従業者数の推移>



資料：茨城の商業

<事業所数と従業者数の推移>



資料：工業統計調査

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は「人が輝く 水と緑の交流都市」をまちの将来像とし、まちづくりの基本理念として「協働と連携で自立性の高いまちへ」、「自然が彩るふるさとの文化が息づくまちへ」、「人・もの・情報が集う新しい交流のまちへ」を掲げています。

男女共同参画に関しては、合併前の旧小川町、旧美野里町、旧玉里村の各地域で、行政や住民レベルでの運動や取組がなされ、男女が性別にとらわれることなく、平等に生活できる社会を目指してきました。その結果、男女共同参画意識は少しずつ改善してきていますが、その多くは意識にとどまり、実際の行動として表れるにはもう一押し必要な段階となっています。

そのような現状を受け、男女共同参画社会の実現に向けては、まず、意識から行動へと移していく必要があるとの結論に至り、本計画の理念を下記の通り、打ち出すこととなりました。

「まずは一步踏み出そう。男女平等のまちを目指して」

本計画の基本理念では、意識から行動への変化をわかりやすく促すため「まずは一步踏み出そう。」という言葉で呼びかけています。この呼びかけは、男女共同参画社会の実現は住民一人ひとりが主役であり、自分自身の問題として自覚してもらうという意図を含んでいます。

続いて、目指すべき姿として「男女平等のまち」を掲げ、男女という性別にとらわれることなく、お互いを認め合い、人がひとりの人間として個性と能力を発揮できる社会を目指すことを表しています。その際、改善していくのは社会的に作られてきた性別（ジェンダー）による偏見や性別による固定的役割分担意識であり、身体的な性別までも否定して人間の中性化を目指そうとするものではないことに注意する必要があります。

「男女平等のまち」とだけ表現し、あえて具体的な内容を詳細に示さなかったのは、「男女平等とは何か」を一人ひとりが考え、時には議論してもらうことが、お仕着せでない、真の男女共同参画社会となるのに必要な過程であると考えたからです。

なお、平成20年12月22日に制定し、平成21年4月1日から施行している「小美玉市男女共同参画条例」の附則に、「小美玉市では、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。」とあり、本計画の基本理念も、この考えに基づいたものとなっています。

2 基本的視点

本計画の策定にあたり、以下の7点を基本的視点としました。

視点1 基本的人権の尊重と社会的性別（ジェンダー）の見直し

わが国には「男だから」とか「女だから」といった性別による差別や偏見が根強く残っています。こうした差別や偏見は、身体的・生物学的な性別（セックス）よりも、慣習や制度として歴史的・文化的につくられてきた社会的性別（ジェンダー）によるものがほとんどです。

実はこの社会的性別が、個人の可能性や自分らしさを失わせる一因となっています。また、社会的性別は大人から子どもへと伝えられ、次の世代に引き継がれてしまいやすいものです。

こうした現状を打開するため、私たち一人ひとりが社会的性別に注意を払い、意識的に取り除くとともに、お互いにひとりの人間として認め合い、敬意を払う社会を目指します。

視点2 政策立案や方針決定の過程、地域活動や社会活動への参画

より多くの方が暮らしやすい社会を形成するため、性別という垣根を越え、生活の基盤となる政策立案や方針決定の過程、地域が抱える課題の解決の場において多様な価値観や視点を反映することを目指します。

視点3 仕事と家庭生活、地域活動との両立

私たち一人ひとりが自分らしく生きるため、性別による固定的役割分担によって、仕事と生活のバランスを欠いた生活を強いられている現状を、差別や偏見を受けやすい女性だけでなく、男性の問題としても捉え直していくことを目指します。

視点4 全ての人々が安心して生活できる環境の整備

家族間の協力だけで解決しきれない子育てや介護にかかる負担軽減、また、サポートをする側だけでなく、サポートを受ける高齢者や障がい者が年齢や障がいという垣根を越え、自立した生活を送るための環境づくりを目指します。

視点5 あらゆる暴力や人権侵害の防止と、生涯にわたる主体的な健康の保持

生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健全な状態を保持していくため、あらゆる人権侵害や暴力から解放され、性と生殖、健康についての自己決定権を主体的に擁護していくことを目指します。

視点6 国際的協調

男女共同参画社会の実現に向けた取組は世界規模で行われており、男女共同に関する世界標準（グローバル・スタンダード）を獲得していく等、国際的な視点に基づいて行動することを目指します。

視点7 計画の推進と管理

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっており、市民、国や県、近隣自治体との連携をとり、積極的、かつ計画的に推進していくことを目指します。

3 基本目標

本計画では基本理念の実現に向け、計画を推進するための基本的な方向性として、以下の4点を基本目標とします。

基本目標1 男女共同参画意識を広める

男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現に向けて、男女共同参画の視点に立った意識や慣行を見直し、啓発・広報活動を推進していくとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重、男女平等を推進する教育・学習環境の充実を図ります。

また、国際化に向け、男女共同に関する国際的規範の獲得を推進します。

基本目標2 社会参画を推進する

私たちの生活の基本となる政策や方針の決定に際して多様な価値観が反映され、バランスのとれた行政運営ができるよう、また、地域のつながりの希薄化や活力低下等の課題解決に向けて、地域に密着した視点やこれまでになかった新しい発想を取り入れ、生きがいと活力のある社会が形成できるよう、政策立案や方針決定の過程、地域活動や社会活動への参画機会の拡大、行政機関における男女共同参画の推進を図ります。

基本目標3 生活環境を整備する

私たち一人ひとりがあらゆる分野で主体的に活動し、生きがいと活力ある社会が形成できるよう、そして一人ひとりが尊厳を保障され、人間らしい生活を送れるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた生活環境の整備、ジェンダー・フリー^{※1}とノーマライゼーション^{※2}の視点に立ったサポート体制づくりを推進します。

また、女性に対するあらゆる人権侵害や暴力の根絶に向けた取組を強化していきます。

- ※1 ジェンダー・フリー:「男性は仕事、女性は家事」等のような固定化された性別による役割分担意識にとらわれず、自分の意志に基づいて自由に行動できることをいいます。
- ※2 ノーマライゼーション:高齢者や障がい者等、社会的に不利益を受けやすい人達を特別扱いするのではなく、社会を構成する一員として対等な立場で関わり合い、日常生活を送れることが本来あるべき姿とする考え方をいいます。

基本目標4 推進体制を整備する

庁内の連携を深め、十分に調整機能が発揮できるよう、推進体制の整備、強化を行います。

また、計画の推進、施策の展開は市民が主体的に関わることにより、はじめてその効果を発揮することから、市民参加による進捗管理や実績評価体制を構築します。

4 計画の位置づけ

本計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項、及び、小美玉市男女共同参画条例第16条第1項に基づいて策定した計画です。

国の「男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」を踏まえ、「小美玉市総合計画」等、関連計画との連携を図りながら推進していくものです。

また、市民意識調査やパブリック・コメント^{※1}を実施し、「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画推進委員会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」、「小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム」での協議内容をもとに策定したものであり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策への取組の指針となるものです。

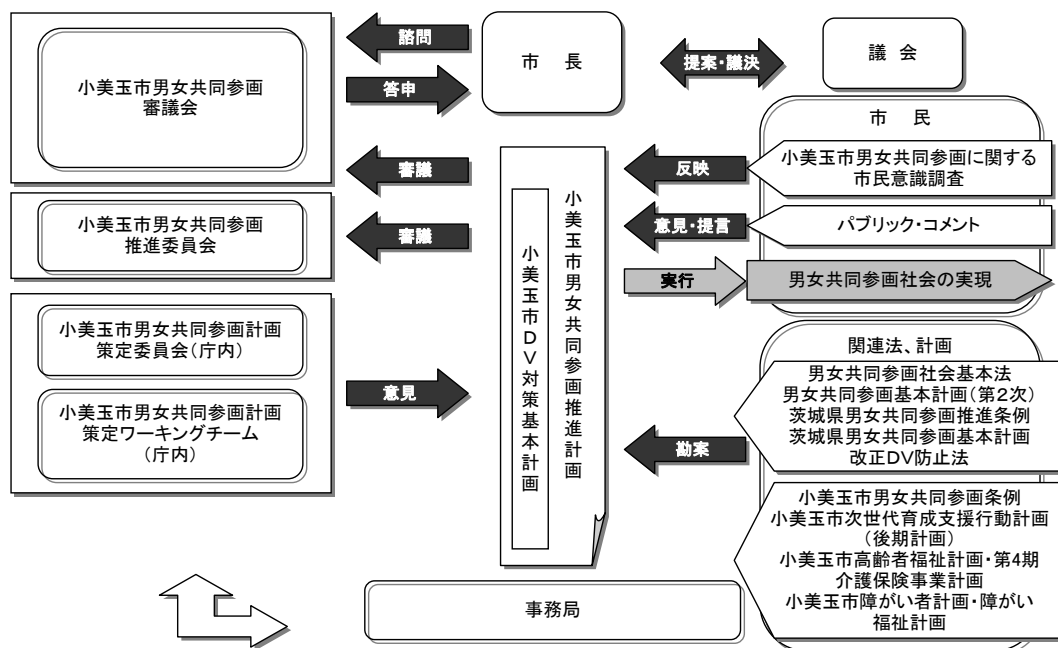
本計画は市民と行政が連携し、男女共同参画社会の実現を目指すものです。

加えて、配偶者や恋人等親密な関係にある、もしくはあった者から振られる暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下DV)については、平成19年7月に「改正DV防止法」が施行され、市町村における基本計画の策定が努力義務化されました。

本市では、第2部第3章 基本目標Ⅲ・重点目標3の②「あらゆる人権侵害・暴力の根絶」を、「改正DV防止法」第2条の3第3項に基づく基本計画(DV対策基本計画)として本計画と一体的に位置づけ、対策を講じます。

※1 パブリック・コメント:意見公募手続。行政機関が政策等の立案をするときに、その案の趣旨や目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対して寄せられた住民からの意見及び情報を考慮して、最終的な意思決定をするとともに、意見等の概要及びこれに対する行政の考え方等を公表する一連の手続きのことです。

<小美玉市男女共同参画推進計画策定体制>



<小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査概要>

(1) 調査の目的

男女共同参画に関する市民の考えを把握し、小美玉市男女共同参画推進計画や今後の施策立案に資する基礎資料とするため、本調査を実施しました。

(2) 調査設計

- 調査地域 : 小美玉市全域
- 調査対象 : 住民基本台帳から無作為抽出した小美玉市在住の20歳以上の市民
- 対象者数 : 2,000人
- 調査期間 : 平成20年12月12日～12月31日
- 調査方法 : 郵送調査法

(3) 回収結果

| 区分 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------|-------|-----|-------|
| 総数 | 2,000 | 798 | 39.9% |
| 女性 | 1,000 | 416 | 41.6% |
| 男性 | 1,000 | 367 | 36.7% |
| 性別不明 | - | 15 | - |

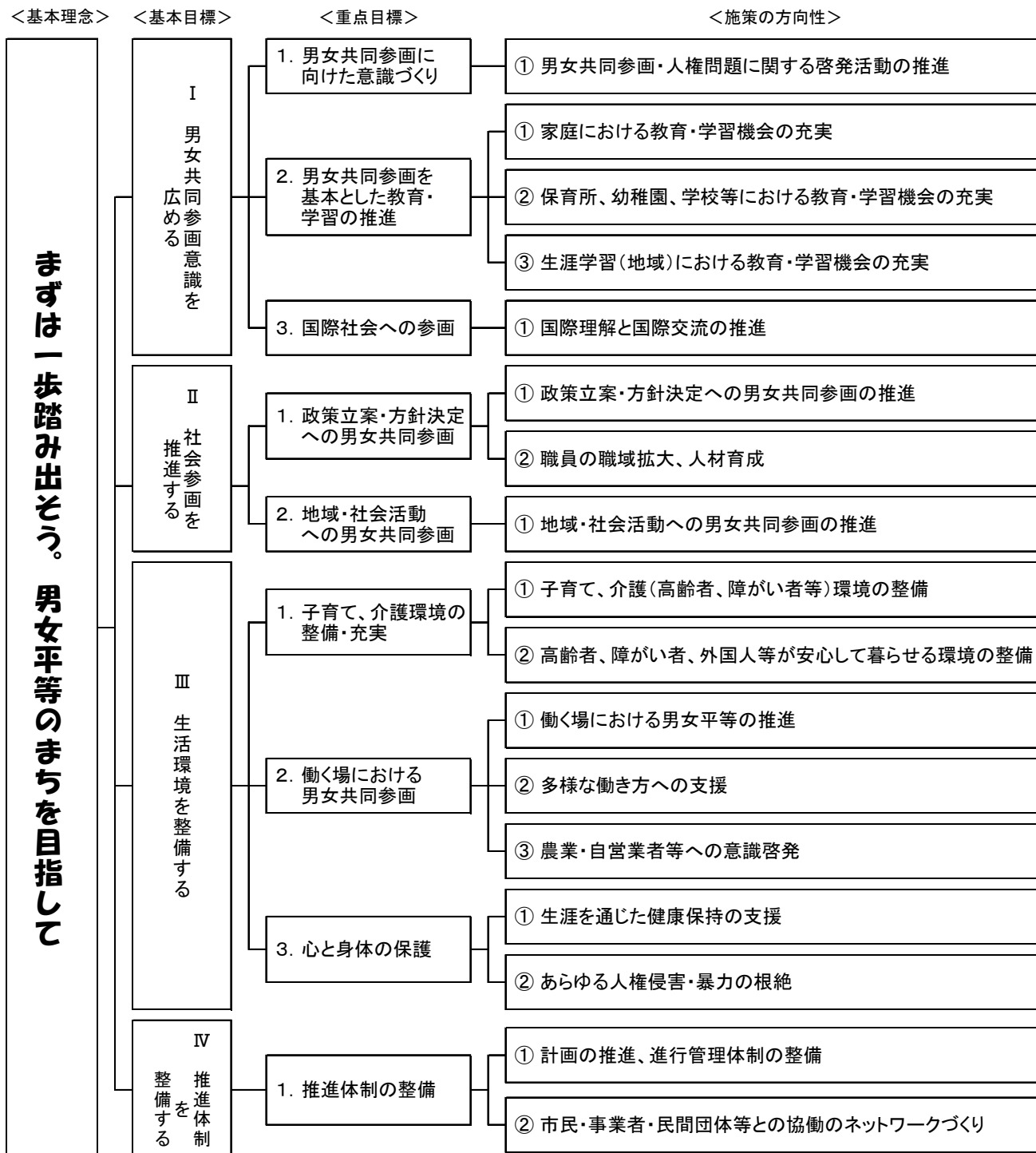
5 計画の期間

平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10か年計画とし、社会情勢や本計画の進捗状況等を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



6 施策体系

小美玉市男女共同参画推進計画体系図



【基本的視点】

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| 視点1…基本的人権の尊重と社会的性別(ジェンダー)の見直し | 視点5…あらゆる暴力や人権侵害の防止と、生涯にわたる主体的な健康の保持 |
| 視点2…政策立案や方針決定の過程、地域活動や社会活動への参画 | 視点6…国際的協働 |
| 視点3…仕事と家庭生活、地域活動との両立 | 視点7…計画の推進と管理 |
| 視点4…全ての人が安心して生活できる環境の整備 | |

第2部 基本計画

第1章

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識を広める

第1章 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識を広める

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

私たち一人ひとりが生まれながらに持っている人間としての権利を尊重し、個人が自立、活躍できる男女共同参画社会の実現という目標に向けて、市民一人ひとりが今、目の前にどのような現実があるのかを知り、どのような方向に進んでいけばいいのかを考えていく機会を提供していきます。

現状

本市では、平成18年の合併以降、男女共同参画推進事業として毎年度、講習会や講演会を開催し、意識啓発の場として多くの市民が参加しています。

また、広報紙や男女共同参画に関するパンフレットを市役所等の公共機関で配布する等、市民に向けた広報活動も行っています。

平成20年12月に行った「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」とする人は女性が74.0%、男性が64.3%と高い割合を占めています。

さまざまな啓発活動を通して、市民に男女共同参画に対する意識が浸透しつつあるものの、高年齢層を中心に長く影響を受けてきた社会通念・慣習・しきたりから抜け出せていないという状況も見受けられます。

また、男女共同参画社会に関する言葉の認知度からは、男女共同参画社会について理解している人がまだまだ限られていることがわかりました。

「家庭生活」、「職場」等、生活の各場面における平等感については、「学校教育の場」、「法律や制度の上」では高く、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」では低くなっています。

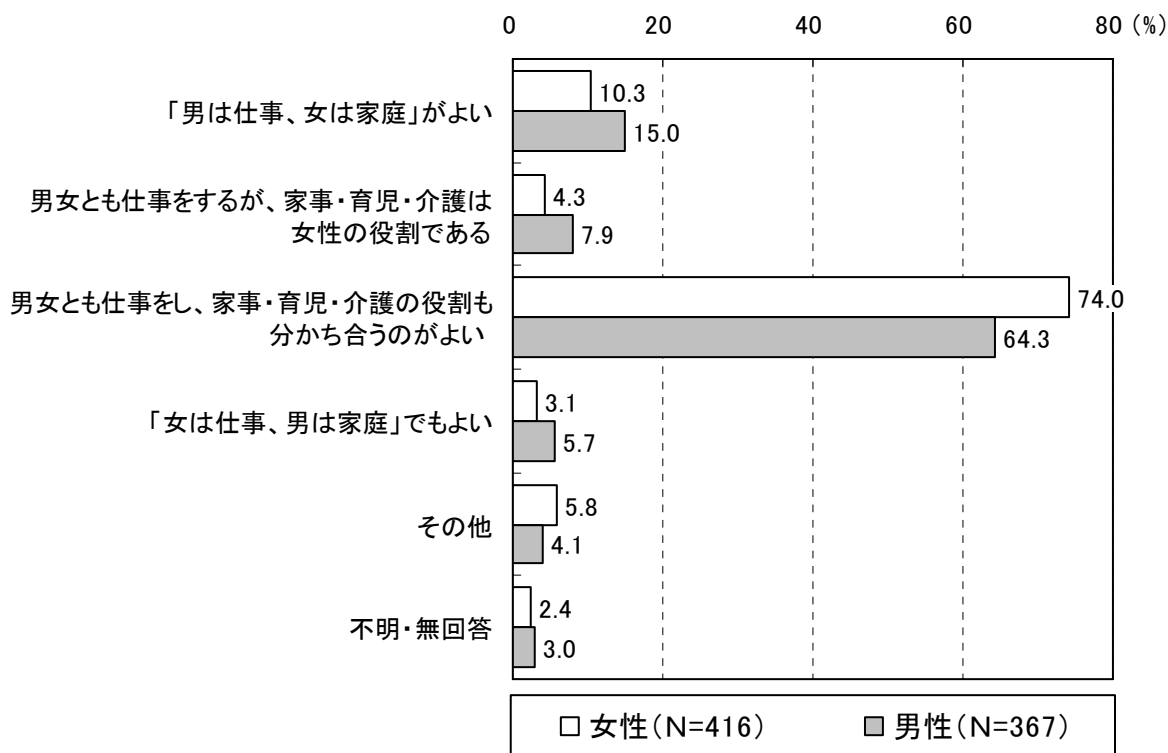
生活の各場面での平等感に差があるのと同時に、それぞれの場面では男女差があり、女性が感じている不平等さに男性が気づいていないという状況がうかがえます。

この状況を改善していくため、男性への啓発活動が必要ですが、男女共同参画に関する講演会や講習会の参加者は依然、女性が大半を占めているというのが現状です。

「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」とする人が圧倒的に多い

性別による男女の役割分担について、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」とする人の割合は女性が74.0%、男性が64.3%と男女ともに圧倒的に高くなっていますが、男女間で9.7ポイントの差があり、女性の方がより家事等の役割を分担する方がよいと考えています。

＜性別による役割分担について＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

ホッとコラム

「男性が積極的にする 育児の第1位はお風呂」

赤ちゃんが産まれると慣れないながらも育児が始まります。親としても成長していくので「育児は育自」だなんて、先輩から言われたもの。昼夜関係なく、ミルクを作ったり、オムツを替えたり、抱っこしたりと新米ママは自分の身なりを整えることも忘れてしまうくらい、24時間、奮闘して、パパの帰りを首を長くして待っています。ところで、男性が積極的にする育児の第1位はお風呂だそうです。片手で赤ちゃんを支えたりするから、パパだと安心だし、ママはバスタオルを広げて赤ちゃんを待っていたい。お風呂は夫婦共同作業。もちろん育児のほとんどが共同作業です。

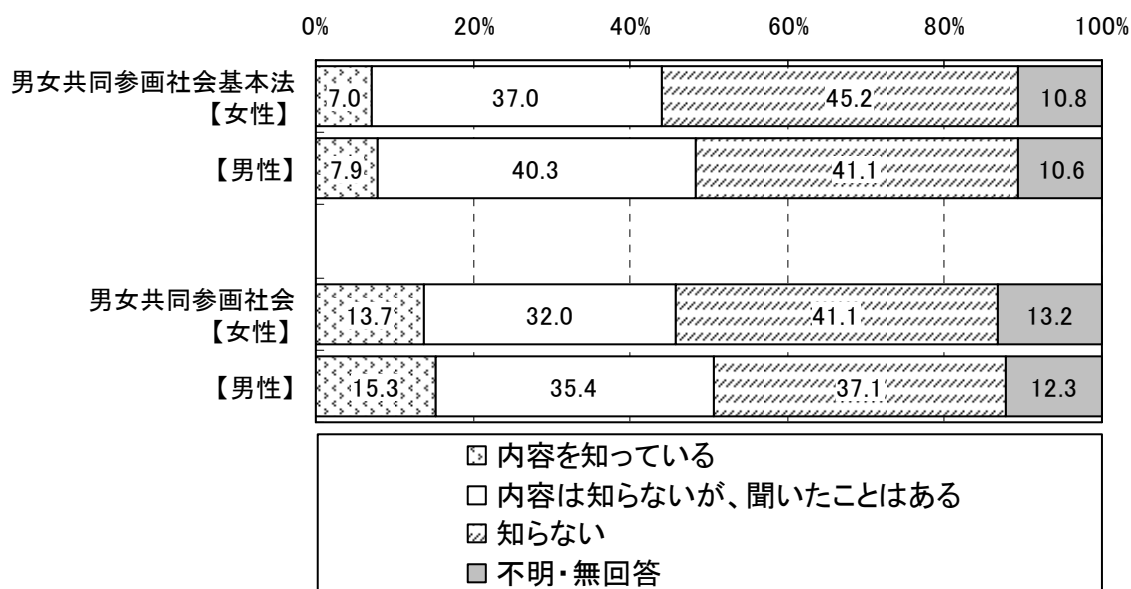
「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画社会」を知っている人は限られている

「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画社会」という言葉について、「内容を知っている」と回答した人は「男女共同参画社会」で女性が13.7%、男性が15.3%、「男女共同参画社会基本法」については、男女ともに1割を切っています。

男女共同参画社会がどのようなものなのかを理解している人は、まだまだ限られているというのが現状であり、市民が男女共同参画社会について理解を深めていくための取組が必要です。

＜「男女共同参画社会」、「男女共同参画社会基本法」という言葉の認知度＞

女性(N=416)、男性(N=367)



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

ホッとコラム

「肉食系？草食系？」

「ママって肉食系女子だね！」と夫から言われた。肉ばかり食べているから肉食系というわけではなく、積極的でオープンな女性のことを言うらしい。嬉しいんだが何だか微妙。私なりに褒め言葉と解釈した。反対に「草食系男子」は争いを好まない、優しい性格の男性をいう。これも言われた男性がどう受け止めるか気になるところだが、女性のリードを受け入れる男性が増えたってことかもしれない。

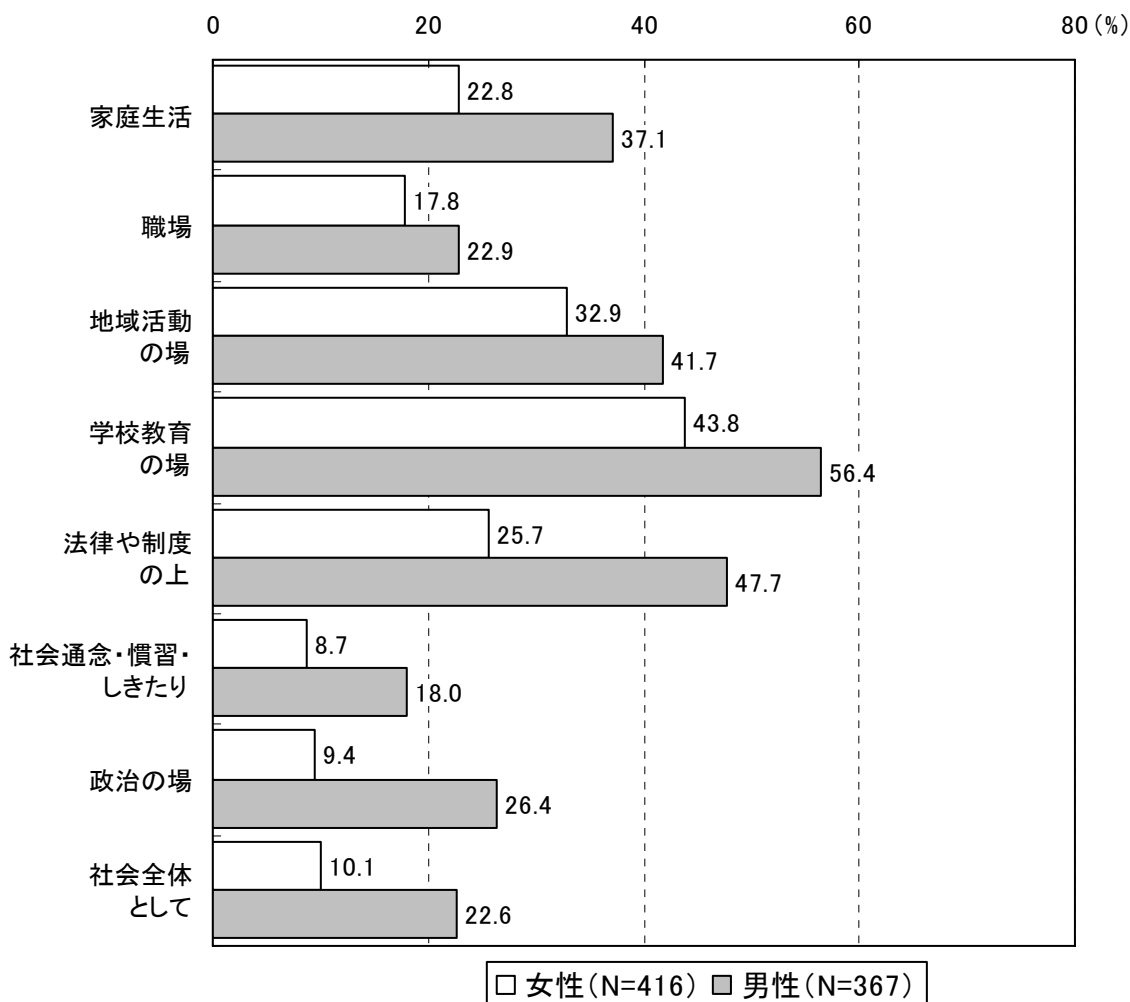
「学校教育の場」、「法律や制度の上」の平等感が高く、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」の平等感は低い。平等感に男女差がある

生活の各場面における平等感については「学校教育の場」、「法律や制度の上」は高く、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」では低くなっています。

また、各場面の平等感に差があるとともに、男女間にも差があることがわかります。

男女差が大きい場面では、男性が気づいていないものの、女性が不平等さを感じている可能性があります。

<生活の各場面における男女の平等感（「平等になっている」と回答した人の割合）>



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

課題

男女共同参画社会の実現とは、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利を尊重しあい、その人らしく生きていくことができる社会を目指すことです。

そのためには今、目の前にどのような現実があるのかを知り、私たちが無条件に受け入れてきた環境を見直していく必要があります。

本市では啓発活動の内容をわかりやすいものにする、参加しやすい日時に講演会や講習会を開催する等、男女共同参画への意識改革が進んでいない男性や高年齢層等への啓発活動を見直すことが必要です。同時に、醸成されてきた男女共同参画に対する意識を実行に移していく取組も求められています。

また、「男女共同参画社会の実現」と「男性らしさ、女性らしさの概念の喪失」を混同することがないように、男女共同参画社会について市民が理解を深めていくことも大切です。

「社会的性別」（ジェンダー）の視点

内閣府男女共同参画局 「男女共同参画基本計画（第2次）」より <http://www.gender.go.jp/>

1. 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。
2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画社会の趣旨から導き出されるものではない。

施策の方向性

① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

私たち一人ひとりが人権を尊重し、個人が自立、活躍できる社会を実現するため、あらゆる機会を通じて啓発活動を実施し、意識改革を浸透させていきます。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|---------------------------------|--|----------------|
| 1 | 男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進 | <p>① 市主催の講演会、講習会の開催、参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人々が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれが必要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・醸成されてきた男女共同参画意識を行動に移していくため、より実践的なプログラムを取り入れます。 ・啓発活動の開催にあたっては、平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう開催日時、場所に配慮します。 <p>② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人々が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。 | 企画調整課 総務課 |
| 2 | 各種媒体による広報、啓発活動の推進 | <p>① 広報紙、市ホームページによる情報発信、啓発パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人に男女共同参画について周知するため、各種の媒体を用いて、市民への情報発信を広く行います。 | 秘書広聴課 企画調整課 |
| 3 | 男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供 | <p>① 男女共同参画社会・人権問題に関する国、県、他自治体、海外の情報や図書・視聴覚資料等の収集</p> <p>② 男女共同参画データベースの利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画についての情報収集、収集した情報のデータベース化を行い、公表します。 | 企画調整課 社会福祉課 |

重点目標2 男女共同参画を基本とした教育・学習の推進

次の世代を担う児童・生徒に社会的性別（ジェンダー）が受け継がれていくことを防ぐため、また、男女共同参画意識を醸成し、行動に移していくため、児童・生徒の知識や意識形成に大きな影響を及ぼす家庭、教育現場、地域において、男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。

現状

本市では、市内の小中学校における人権教室の開催や男女混合名簿の導入等、次の世代を担う児童・生徒が男女共同参画の意識を育むための教育を行っています。

こうした取組を通して、教育現場における男女共同参画は進んできており、「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「学校教育の場」における平等感は女性が43.8%、男性が56.4%と高い割合を示していますが、男女間で12.6ポイントの差があります。

家庭については、「子どもの世話、教育、しつけ」以外の家事は「主に妻」が担っているという割合が高くなっています。また、家事を共同で行っているという認識にも男女差があります。

家事、育児、介護に関わる時間をみても、平日、男性の約3割は全く家事等に関わっていないと回答しています。一方、休日では家事に関わる男性の割合が増えているものの、女性の家事に関わる時間を減らすことにはつながっていない様子がうかがえます。

本市では「父と子の料理教室」の開催等、家庭における男女共同参画を推進するための取組を進めており、家事を分担した方がよいとする市民は増えつつあります。しかし、依然として性別による役割分担が残っており、男性が感じているほど女性は家事を共同で担っているとは感じていないというのが現状です。

学校教育に対しては「家庭生活に必要な技能の習得」と「個性や能力に応じた指導」といった自立して生活していくための技術習得や、児童・生徒の可能性を広げるための教育へのニーズが高くなっています。

また、本市では講習会や講演会を開催し、多くの市民が活用しています。しかし長い間、影響を受けてきた社会通念・慣習・しきたりを変えていくのは容易ではなく、「社会通念・慣習・しきたり」は生活の各場面において最も平等感が低いものとなっています。

家庭や教育現場で醸成してきた男女平等の意識を実際の行動としていくため、私たちを取り巻く地域社会でも男女共同参画に向けて取り組む必要があります。

家事は主に妻が担っており、「家事を共同で担っている」という認識には男女差がある

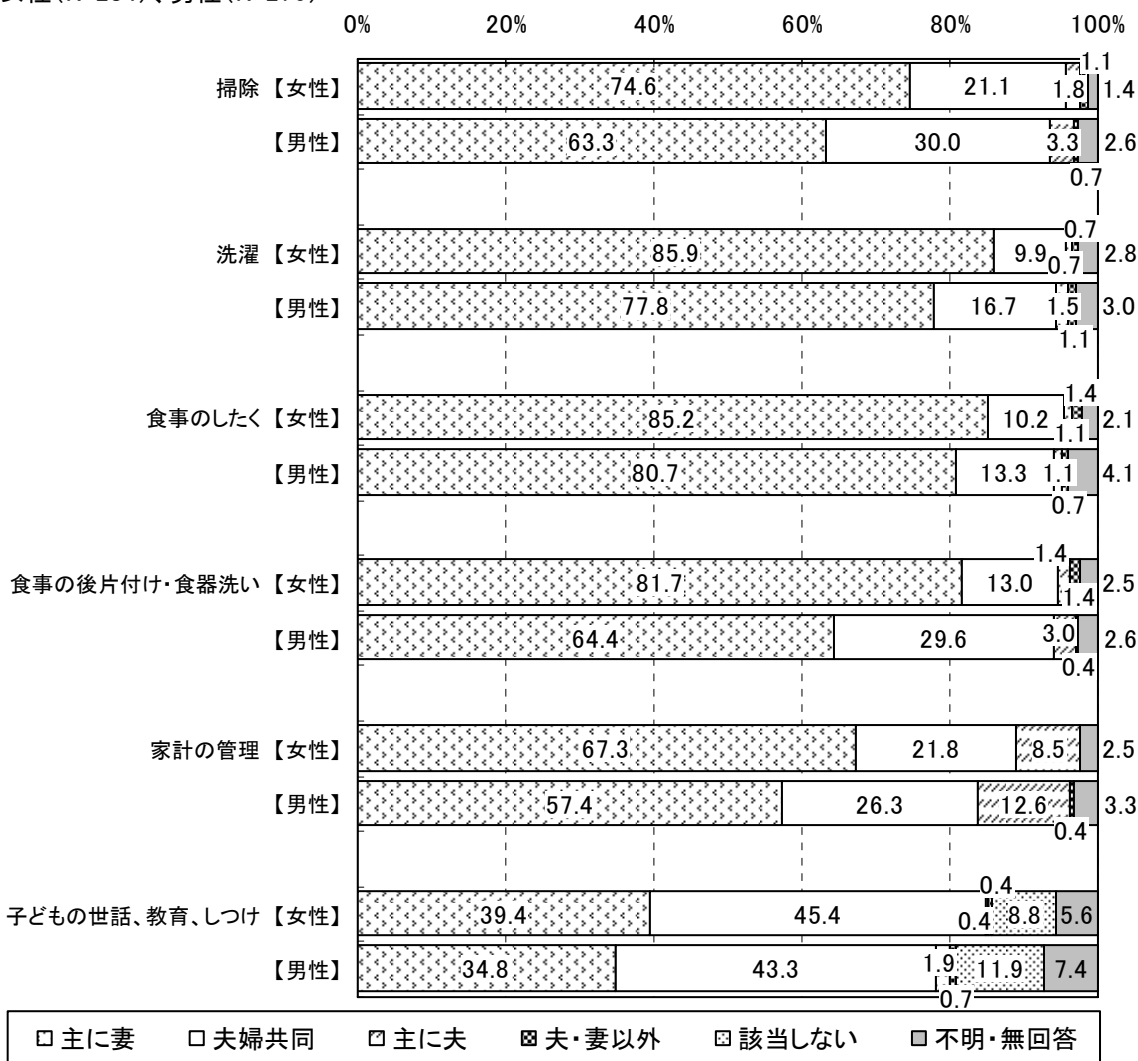
家事の分担について、「子どもの世話、教育、しつけ」は夫婦共同で行っている割合が高いものの、その他の家事では「主に妻」が担っているとする割合が高くなっています。

また、全ての家事で女性と男性の回答には差があり、特に「食事の後片付け・食器洗い」にみられるように、「主に妻」の回答割合は男女差が大きく、女性が男性を上回っています。

このことから、性別による役割分担が依然として残っていること、男性が感じているほど女性は家事を共同で担っているとは感じていないということがわかります。

<家事の分担について>

女性(N=284)、男性(N=270)



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

男性は家事等に関わっているが、女性は依然として家事に追われている

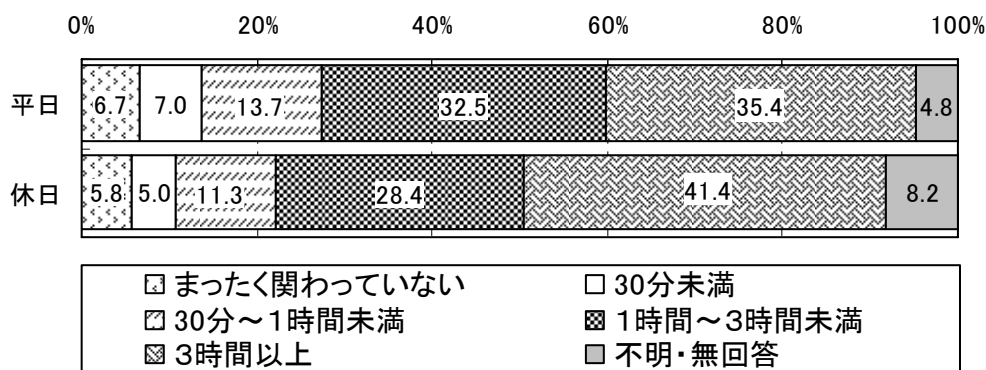
家事、育児、介護に関わる時間について、女性は平日、休日ともに1時間以上家事等に関わる割合が約7割を占めています。

一方、男性が1時間以上家事に関わる割合は、平日で約2割、休日では約3割となっています。

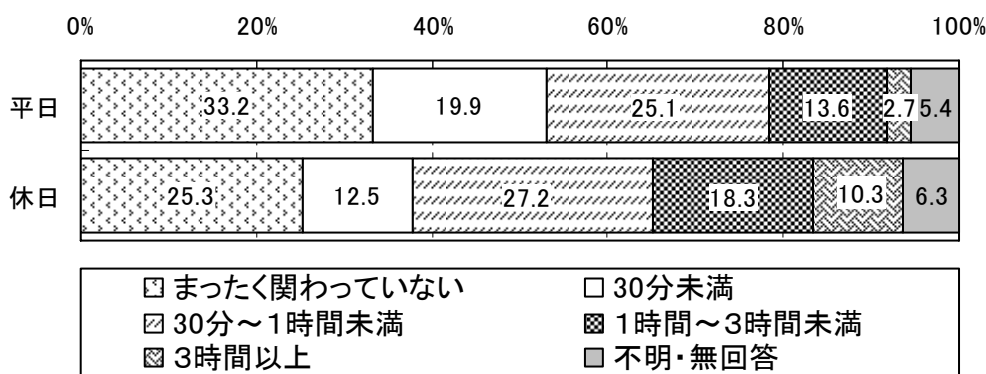
休日においては家事等に関わる男性の割合は増えているものの、女性の家事に関わる時間が減っていないということから、男性が家事等に関わってはいるものの、女性が依然として家事に追われている状況がうかがわれます。

<家事、育児、介護に携わる時間について>

【女性 (N=416)】



【男性 (N=367)】



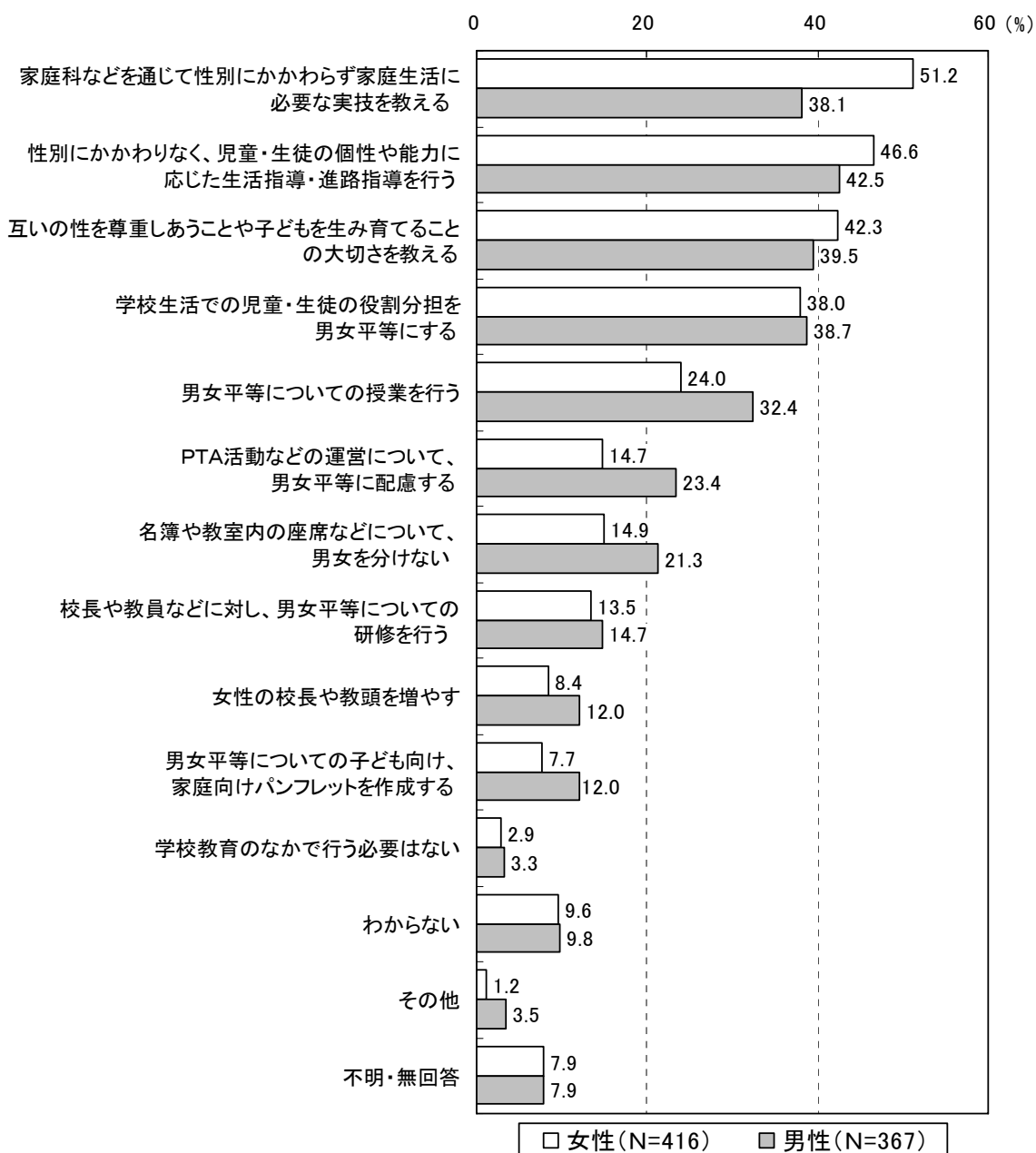
資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

「家庭生活に必要な技能の習得」と「個性や能力に応じた指導」へのニーズは高い

学校教育で力を入れてほしいことについて、男女ともに「家庭科などを通じて性別にかかわらず家庭生活に必要な実技を教える」、「性別にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導・進路指導を行う」の割合が高くなっています。

家庭内で自立するための生活技術の習得や児童・生徒の可能性を広げるための指導へのニーズが高いことがわかります。

<学校教育で力を入れてほしいこと>



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

課題

～ 家庭 ～

子どもへの直接の影響力を持つ保護者や家族を対象として、家庭内で性別による役割分担が受け継がれているという現状を認識し、男女が家庭内で自立していくための学習機会を設ける必要があります。

～ 保育・教育の場 ～

保育所、幼稚園、学校等において、児童・生徒の可能性を広げる教育の充実や自立して生活していくための技能の習得、社会的性別（ジェンダー）を生み出さないように学習環境の見直しが必要です。また、保育士・教職員の指導力向上のための学習機会の充実も大切です。

～ 地域 ～

家庭や教育現場で醸成してきた男女平等意識を行動に移していくため、受け継がれてきた社会通念・慣習・しきたりが男女共同参画を妨げる要因となっているという現状を認識し、改善に向けて行動していくための機会を提供していくことが求められています。

施策の方向性

① 家庭における教育・学習機会の充実

家庭における固定的な役割分担を見直し、男女共同参画を推進するため、保護者や家族を対象とした学習機会を提供します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|------------------------------|--|---------------------------|
| 1 | 各種媒体による広報、啓発活動の推進 | ① 資料、啓発パンフレットの配布 ・保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。 | 子ども福祉課 学校教育課 指導室(教) |
| 2 | 家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進 | ① 夫婦向けセミナーの開催 ・保護者や家族を対象に、ジェンダーにとらわれない育児や家庭教育に関するセミナーを開催します。 ② 男性のための料理教室等の開催 ・男性も家事が担えるよう、生活技術の取得を支援します。 | 健康増進課 生涯学習課 |
| 3 | 家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり | ① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し ・平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。 | 学校教育課 指導室(教) |

② 保育所、幼稚園、学校等における教育・学習機会の充実

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、可能性を広げるための教育、及び男女共同参画や人権尊重の理念を身につけ、行動できるようにするための人権教育を推進し、社会的性別（ジェンダー）を生み出さないようにする学習環境を整備します。

これらの施策と並行して、指導的立場に立つ保育士や教職員への研修を積極的に行います。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|------------------------------|---|------------------------------------|
| 1 | 児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進 | ① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。 | 学校教育課 指導室(教) |
| 2 | 人権教育の推進 | ① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、人権擁護委員による人権教室を開催します。 | 子ども福祉課 学校教育課 指導室(教) |
| 3 | 男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し | ① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し (男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等) ・ジェンダーを無意識のうちに児童・生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。 | 子ども福祉課 学校教育課 指導室(教) |
| 4 | 保育士、教職員への学習・研修機会の充実 | ① 教職員人権教育研修会の開催 ② 男女共同参画の視点に立った進路指導に関する研修の開催 ・保育士や教職員の指導力向上のための研修を積極的に行います。 | 子ども福祉課 教育総務課 学校教育課 指導室(教) |

ホッとコラム

「学校で…」

「学校の名簿が男女混合になったのは、一歩進んだかなって思うけど。」

「でも、まだまだ固定観念にとらわれていたり、気づかないこともあるよね。運動会で、リレーのスタートはいつも女子、アンカーは男子だからね。」

「確かに、男女で体のつくりの違いはあるけど、人としてまず平等っていう認識を少しずつ広げていきたいね。」

③ 生涯学習（地域）における教育・学習機会の充実

地域社会において一人ひとりが能力を発揮し、様々な分野に参画することができるよう、生涯にわたる多様な学習機会の提供と学習環境の整備を推進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|--------------------------------|--|----------------------------------|
| 1 | 地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実 | <p>① 自治会や各種団体等への出前講座の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画、人権問題の正しい理解と認識を深め、互いに人権を尊重できるよう出前講座を開催します。 <p>② 対話形式等、参加者の主体性を活かした講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座の開催にあたっては、対話形式を取り入れる等、参加者の主体性や積極性を活かし、講師と受講者が双方向の関係を保つことに配慮します。 <p>③ 講師の派遣協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れた知識、技能、経験等を持つ人材情報を収集します。また、登録制度を設け、市民への情報提供を行います。 | 秘書広聴課 企画調整課 社会福祉課 生涯学習課 |
| 2 | 学習環境の整備 | <p>① 研修会・講習会等の開催日時や場所の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう開催日時、場所に配慮します。 <p>② 研修会・講習会に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙や市ホームページ等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。 | 秘書広聴課 企画調整課 生涯学習課 |

ホッとコラム

「本当の男女平等って？」

本当の男女平等って、どういうことだろう。同じ人間なのだから、男も女も同じなんだ、というのは、かなり乱暴な話しだし、身体も含め違うところも多いのだから、それぞれの役割があって当然だ、というのもちよっと違和感がある。

結局、個々の人それぞれの持っている性質や能力を尊重し、互いに尊敬し合いながら生活をしていく、ということになるのかな。

そう考えると、普段の自分の生活を、振り返って反省しなければならないこともあるのかなあ…。

重点目標3 国際社会への参画

国際社会の一員として、男女共同参画に関する先進的な国際的ルール・基準を積極的に取り入れ、行動に移していくための施策を推進します。

現状

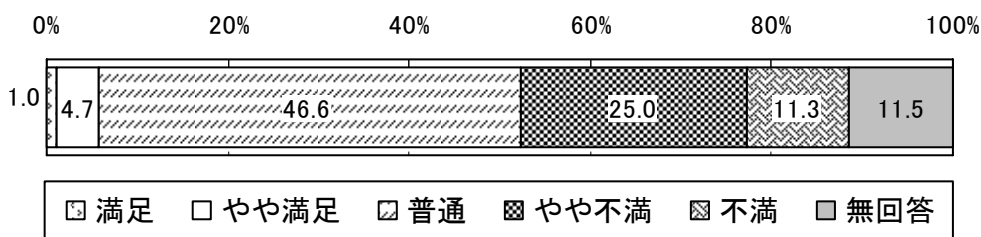
本市では学校での国際理解教育や姉妹都市アメリカ・アビリン市との青少年訪問団相互交流等、多様な国際交流を展開しています。特に姉妹都市アメリカ・アビリン市との交流では市民のボランティア組織が幅広い分野で交流を支えており、市の国際化は進展しつつあります。

国際化、国際交流への市民の満足度は低い

平成18年11月に行われた「市民意識調査」によると、本市における国際化、国際交流について満足をしている人（「満足」と「やや満足」の合算）は5.7%、一方、不満を持っている人（「不満」と「やや不満」の合算）は36.3%と4割近くを占めています。

本市における国際化、国際交流への市民の満足度は低くなっています。

<国際化、国際交流への市民の満足度>



資料：小美玉市市民意識調査

課題

日本国内にとどまらず、世界の男女共同参画に関する情報を収集し、市民へ提供するとともに、国際交流団体の活動への支援、外国籍を持つ住民との交流の促進等、市の国際化をさらに進めることにより、国際的視点に立った男女共同参画社会の実現を図る必要があります。

施策の方向性

① 国際理解と国際交流の推進

国際社会の一員として、市民一人ひとりが男女共同参画に関する国際的ルール・基準を身につけ、それにのっとって行動できるよう国際理解を深め、国際交流を推進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|-----------------|--|--------------------------|
| 1 | 学校教育における教育内容の充実 | <p>① 学校での国際理解教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の世代を担う児童・生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。 <p>② 英語指導助手（AET）の招聘、交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語学の習得だけではなく、児童・生徒が外国への理解を深め、国際感覚を身につける機会として、毎年姉妹都市から招聘している英語指導助手（AET）を積極的に活用します。 | 地域振興課 学校教育課 指導室(教) |
| 2 | 多文化共生の推進 | <p>① 「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について話をしたり交流したりする「場」の提供をします。 | 地域振興課 |
| 3 | 国際交流活動の推進 | <p>① 姉妹都市（アメリカ・アビリン市）との交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持つための国際交流を推進します。 <p>② 国際交流関連団体への活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流関連団体の会員確保に努める等、団体の活動を支援し、体制を強化します。 <p>③ 国際交流の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市に限らず、広く海外都市との交流を促進します。 | 地域振興課 |
| 4 | 国際交流に関する情報提供 | <p>① 国際交流に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。 | 地域振興課 |

第2章

基本目標Ⅱ 社会参画を推進する

第2章 基本目標Ⅱ 社会参画を推進する

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

私たちの生活の基本となる政策立案や方針決定の場において多様な価値観が反映され、バランスのとれた行政運営ができるよう、政策立案や方針決定への女性の参画拡大を推進します。

現状

本市においては「小美玉市男女共同参画審議会条例」等、女性の社会参画を推進するための制度を整備してきました。

しかし、審議会等の女性委員は平成20年4月1日現在、18.4%（412人中76人）となっており、平成24年度までに目指す登用率の35.0%の半分程度の割合となっています。

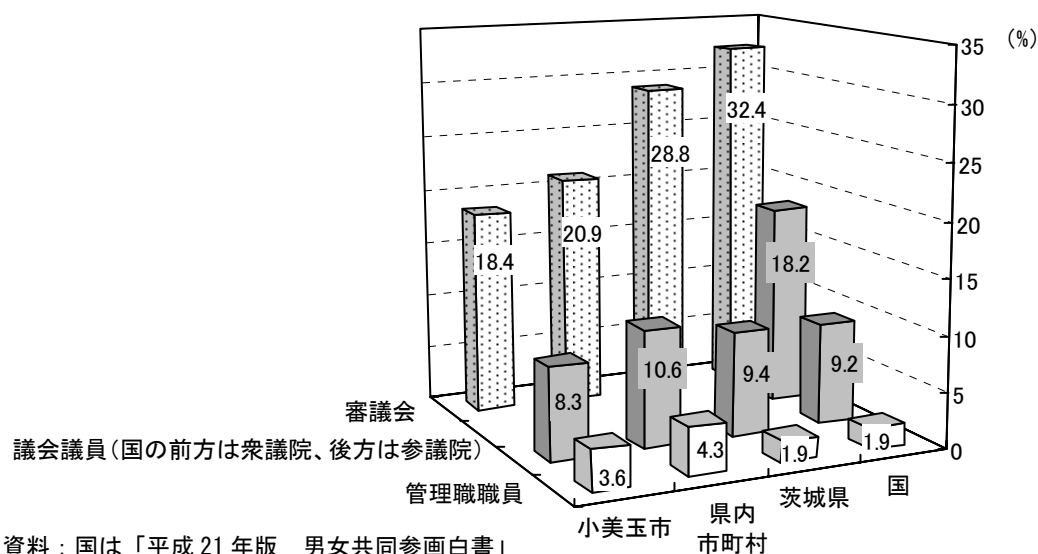
また、女性の議会議員については8.3%（24人中2人）と国や茨城県の数値を下回っています。

さらに、課長級以上の管理職に占める女性の割合は国や茨城県の数値よりは高いものの、3.6%（55人中2人）と低い水準にとどまっています。

「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、女性の政策立案や方針決定の場への進出のためには、慣行やしきたり等の既存の環境を変えていくことが求められています。

また、男性に向けて、女性が社会に参画していくことの重要性を啓発していくと同時に、女性自身が積極的に社会に関わっていく姿勢が求められていることもわかります。

＜小美玉市、茨城県、国における女性の参画状況＞



資料：国は「平成21年版 男女共同参画白書」

（管理職職員は平成18年度、議会議員は平成21年5月1日時点、審議会は平成20年9月30日時点の数値）

茨城県、小美玉市は「平成20年度 茨城県男女共同参画年次報告書」（管理職職員は小美玉市調べ）

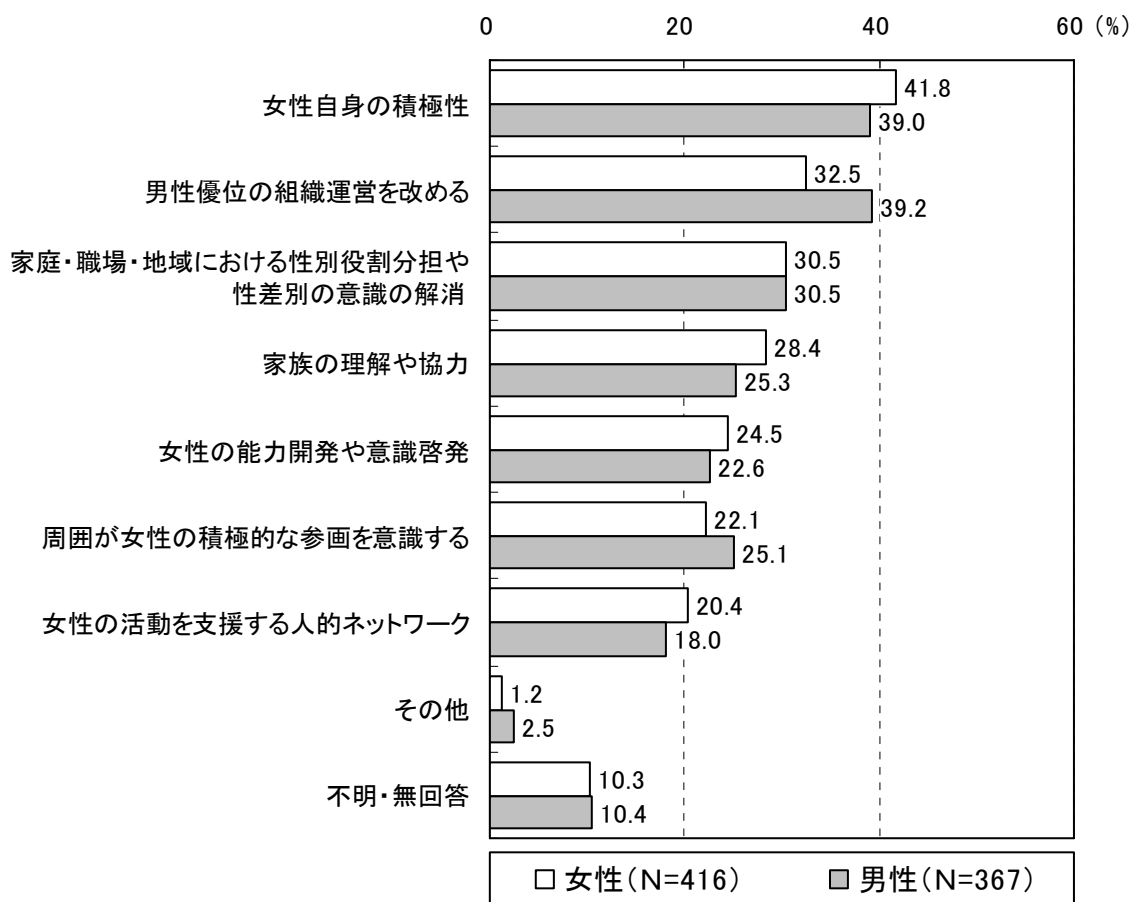
茨城県、小美玉市の管理職については、本庁の課長級以上の数値

女性の社会への参画に必要なことは、女性自身の積極性がトップ

審議会委員や議員等に女性が就くことを推進するために必要なことは、男女ともに「女性自身の積極性」、「男性優位の組織運営を改める」が上位にあげられています。

女性の社会への進出のためには、慣行やしきたり等の既存の環境を変えていくことと同時に、女性自身が主体的に社会に関わっていこうとする姿勢が求められています。

＜女性の社会への進出のために必要なこと＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

課題

これまで政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出するため、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変え、女性が能力を十分に発揮できる環境をつくっていくことが必要です。

また、女性自身が社会に参画するための力をつけていくことも大切です。

施策の方向性

① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進

多様な価値観を行政や政策に反映していくため、政策立案や方針決定への女性の登用、参画に向けた人材の育成、女性が社会参画をする意義についての啓発活動を推進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|---------------------|--|----------------|
| 1 | 政策立案・方針決定への女性の登用促進 | <p>① 審議会等への女性の登用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等における女性の構成比率を、平成24年度までに35%に引き上げます。なお、平成24年度以降も女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。 | 企画調整課 関係各課 |
| 2 | 人材の育成 | <p>① 講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 | 秘書広聴課 企画調整課 |
| 3 | 女性の社会参画に対する市民の意識づくり | <p>① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布</p> <p>② 講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発するための広報活動を展開し、また、講習会を開催します。 | 秘書広聴課 企画調整課 |

② 職員の職域拡大、人材育成

より広い視野に基づいた行政運営のため、また、男女共同参画のモデルケースとして女性職員の管理職への登用や職域拡大、人材の育成を推進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|--------------|---|--------------|
| 1 | 女性の管理職への登用促進 | <p>① 女性職員の管理職への登用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。 | 総務課 |
| 2 | 職員の職域の拡大 | <p>① 性別による職域配置の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。 | 総務課 |
| 3 | 職員の人材の育成 | <p>① 庁内外の研修への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。 <p>② 男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を行政運営に反映できるよう、より実践的な研修を実施します。 | 企画調整課 総務課 |

重点目標2 地域・社会活動への男女共同参画

地域のつながりの希薄化や活力低下等の課題解決に向けて、地域に密着した視点やこれまでになかった新しい発想を取り入れ、生きがいと活力のある社会が形成できるよう、地域や社会活動への女性の参画拡大を推進します。

現状

性別の垣根を越え、地域に密着した視点やこれまでになかった新しい発想を取り入れていくことは、地域社会のつながりの希薄化や活力低下等の課題解決に向けたひとつの手がかりになるといえます。

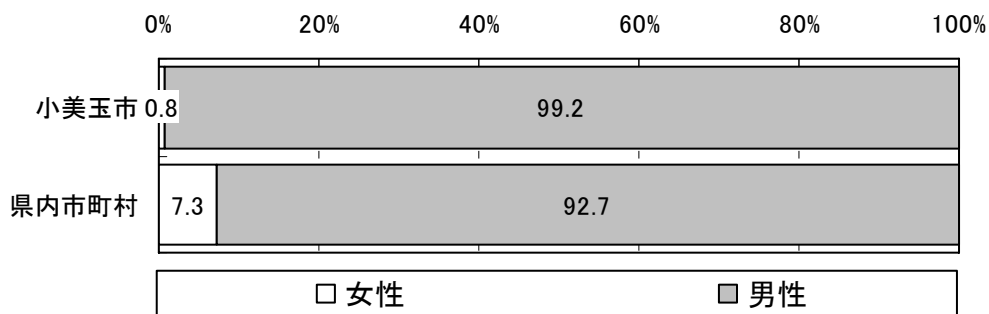
本市における自治会長に占める割合は0.8%（119人中1人）と非常に低くなっています。

ヒアリング調査の結果からも、地域役員等の要職は、男性がそのほとんどを占め、男性の意見によって運営されていること、その一方で、女性が実質的な活動を行っているにもかかわらず、女性の活動が正当に評価されていないという状況がみられました。

また、「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、地域活動への参加状況について、男女ともに「どこにも参加していない」が3割を超えていますが、今後も参加意向を持たない人は約2割に減っています。また、地域活動への参加を妨げている要因については、仕事や家事等の忙しさや活動に関する情報の不足をあげる割合が高くなっています。

このことから、今後、地域の活動に参加したいという意向は現在の参加割合より増えていること、また、その意向を実現可能なものにするためにも、地域活動への参加を阻害する要因を取り除いていく必要があることがわかります。

<小美玉市と県内市町村における自治会長に占める女性の割合（平成20年4月1日時点）>



資料：平成20年度 茨城県男女共同参画年次報告書

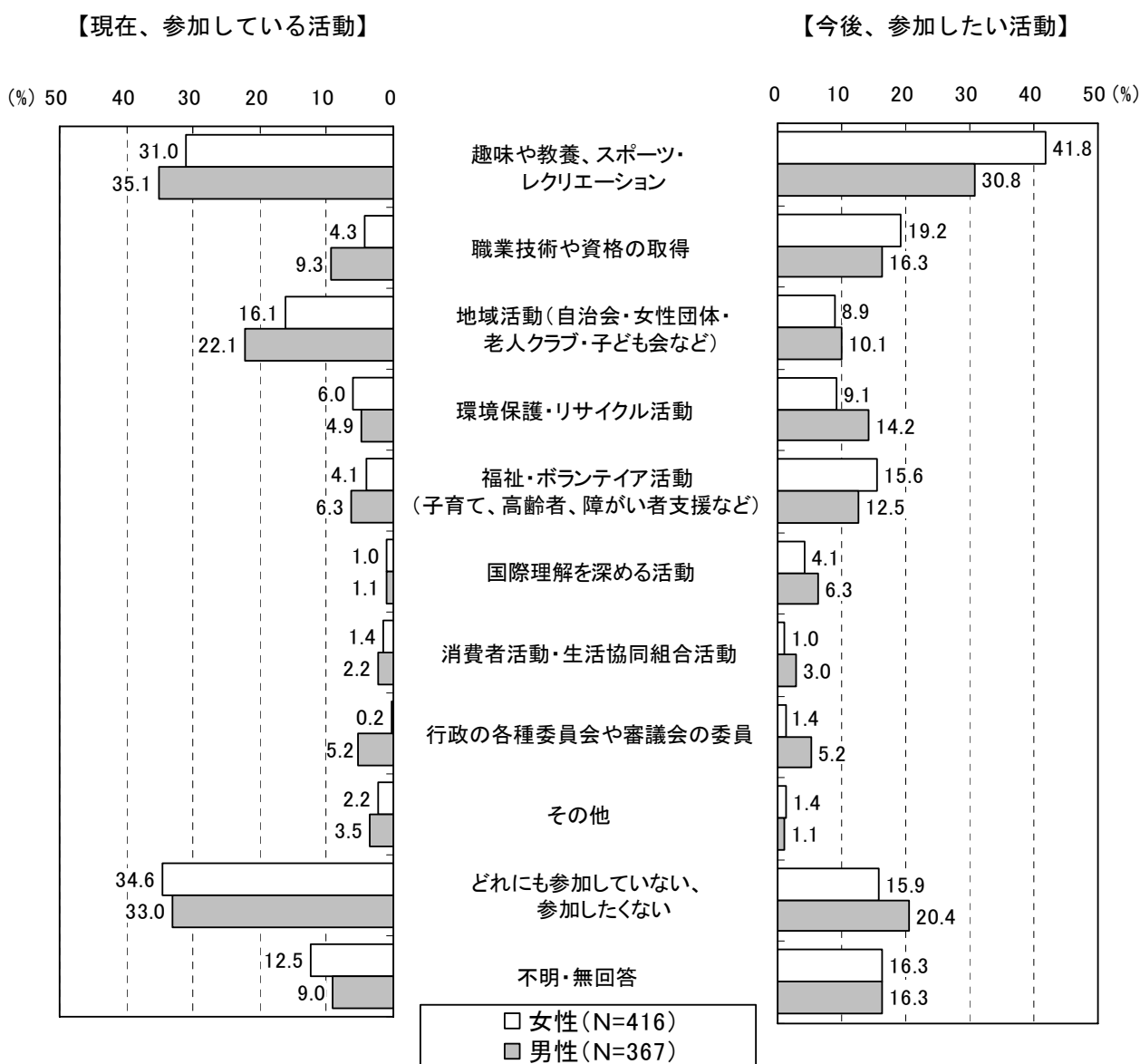
今後、参加したい地域活動は「職業技術や資格の取得」や「福祉・ボランティア活動」

現在、参加している活動は、「趣味や教養、スポーツ・レクリエーション」が最も多くなっています。今後、参加したい活動と比較すると、「職業技術や資格の取得」、「福祉・ボランティア活動」は男女ともに今後の参加意向が高くなっています。

なお、男女ともに「どこにも参加していない」が3割を超えている一方で、今後も参加意向を持たない人は約2割に減っています。

このことから今後、何らかの地域活動に参加したいというニーズがあることがうかがわれます。

<地域活動について>



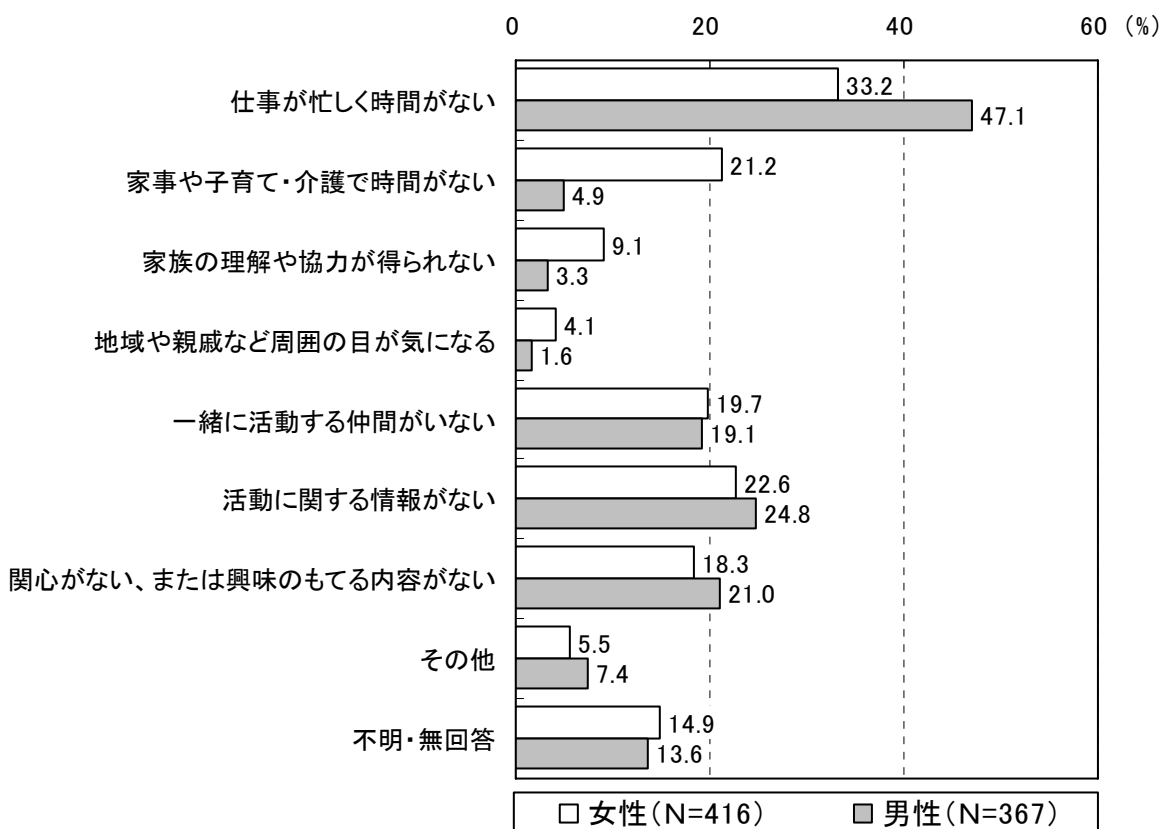
資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

地域活動への参加を妨げているのは、「仕事で忙しく時間がないこと」と「活動情報の不足」
女性は「家事や子育て・介護で時間がないこと」の割合が高い

地域活動への参加を妨げている（妨げるであろう）こととしては、男女ともに「仕事が忙しく時間がない」、「活動に関する情報がない」の割合が高くなっています。

なお、女性については「家事や子育て・介護で時間がない」という回答が21.2%と高い割合を示しています。

<地域活動への参加を妨げていること>



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

課題

地域社会においても、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変えていくことが必要です。そのために、女性が能力を十分に発揮できるよう、女性の活動を正當に評価すること、また、女性自身が力をつけ、積極的に社会に関わっていく姿勢が求められています。

また、地域活動への参画を進めるためには、仕事や、家事、育児介護等とのバランスが取れるような環境の整備、地域活動に関する情報提供が課題となります。

施策の方向性

① 地域・社会活動への男女共同参画の推進

地域活動への参加を促進するため、市民への情報提供を積極的に行います。

また、多様な視点を取り入れ、地域の課題解決やより良い地域社会の形成を図るため、女性が社会参画をする意義の啓発、参画に向けた人材の育成と活用、各団体の活動支援を推進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|---------------------|---|---|
| 1 | 地域活動に関する情報提供 | <p>① 広報紙、市ホームページによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの方が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。 | 地域振興課 |
| 2 | 地域活動を担うための人材育成 | <p>① リーダー育成のための講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 <p>② ボランティア養成講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加を希望しながら、参加経験がない人に向けて、活動内容の紹介や体験機会の提供を行います。 | <p>地域振興課</p> <p>社会福祉課</p> |
| 3 | 地域社会における女性の人材活用 | <p>① 地域役員、PTA役員、団体役員等への女性登用の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性を登用する意義を啓発するため、行政区、PTA、各種団体に対し、講習会や広報活動を行います。 <p>② 女性人材情報の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、行政区、PTA、各種団体に対して情報提供をします。 ・リーダー研修会修了者の名簿を作成し、行政区、PTA、各種団体に対して情報提供をします。 | <p>企画調整課</p> <p>地域振興課</p> <p>学校教育課</p> <p>指導室(教)</p> <p>生涯学習課</p> |
| 4 | 女性の社会参画に向けた市民の意識づくり | <p>① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布</p> <p>② 講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発するための広報活動を展開し、また、講習会を開催します。 | <p>秘書広聴課</p> <p>企画調整課</p> |

第3章

基本目標Ⅲ 生活環境を整備する

第3章 基本目標Ⅲ 生活環境を整備する

重点目標1 子育て、介護環境の整備・充実

就労形態や生活様式の多様化に対応した子育て・介護環境を整備します。

また、高齢者や障がい者の社会参画への機会を拡大し、自立に向けて安心して暮らしていくための施策を推進します。

現状

昭和55年以降の国勢調査をみると、本市における高齢化率は上昇を続けており、平成20年には5人に1人が65歳以上となっています。一方、15歳未満の人口は昭和60年をピークに減少傾向に転じ、平成20年にはピーク時の約8割程度にまで落ち込んでいます。

「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女共同参画社会の実現に向け重点を置いてほしい施策として「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」の割合が最も高く、この分野に関する市民の関心が高いことがわかります。

少子化対策として有効なこととしては、「子育てや教育にかかる費用の軽減や経済的支援の充実」と「仕事と子育てを両立するための社会制度の充実」が上位にあげられています。しかし、育児休業の取得状況をみると休業の取得に対する理解は進んでいるものの、制度の不備や前例がないといった理由から、実際に取得した人は1割を切っています。こうしたことから制度が必要になったときに、その制度を十分に利用できないという実態がうかがわれます。

育児休業と同様、介護休業取得に対する市民の理解も進んでいますが、家族、とりわけ負担が大きくなりがちな女性の負担を軽減するため、男性もともに子育てや介護に積極的に関わっていくことが求められています。

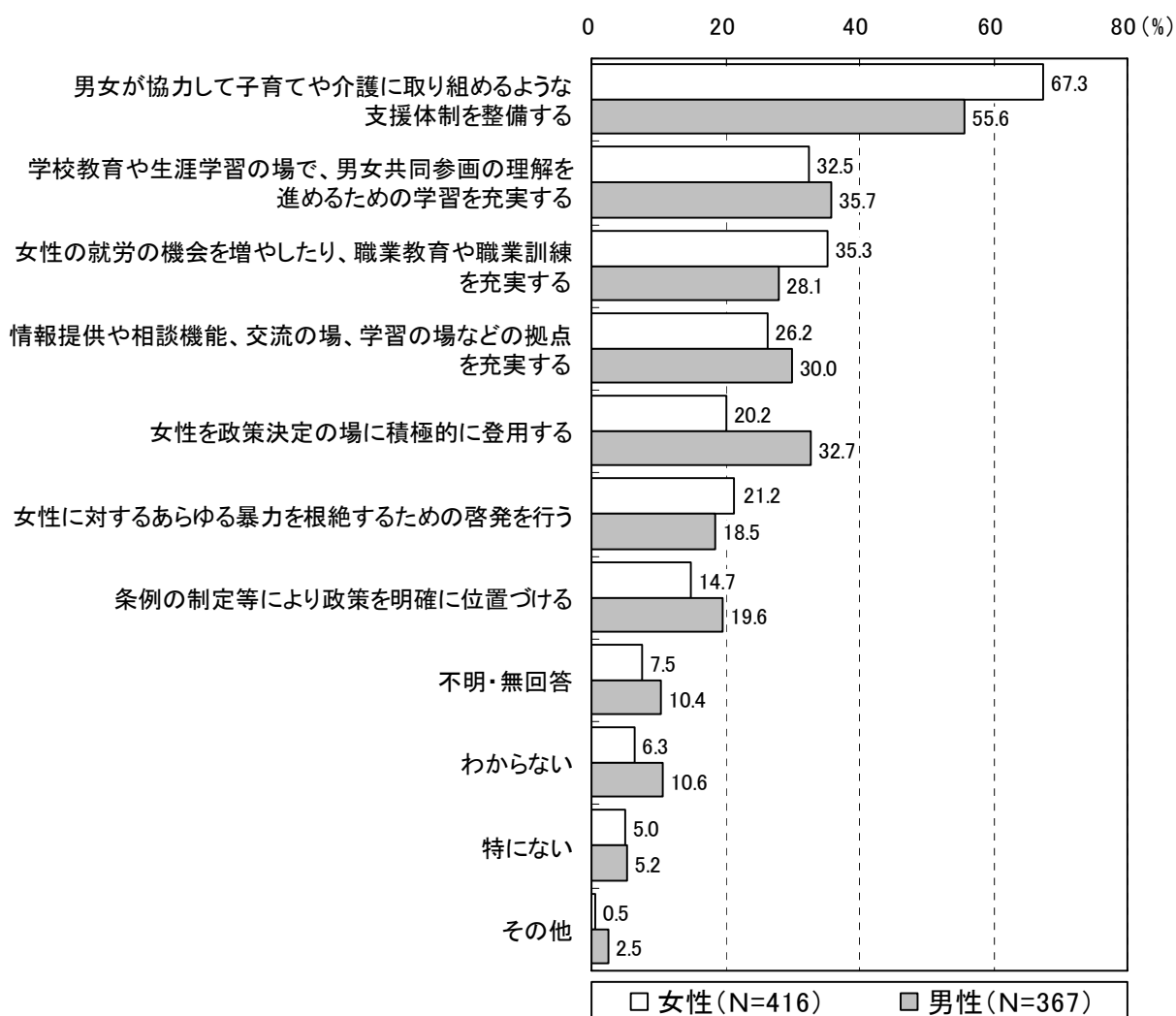
平成18年11月に行われた「市民意識調査」によると、高齢者が安心して暮らすためには在宅での生活を支援し見守ること、そして、障がい者が安心して暮らすためには各種支援制度の充実や就業の場を確保する等、サポートを必要とする人が、社会の中で自立して生活していくための支援が求められていることがわかります。また、市内在住の外国人の増加や離婚率の上昇に伴い、必要とされるサポートは多様化しているといえます。

男女共同参画社会の実現に向けては、「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」ことへのニーズが最も高い

男女共同参画社会の実現に向けて重点を置いてほしい施策としては、「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」が男女ともに最も高くなっています。

「女性の就労の機会を増やしたり、職業教育や職業訓練を充実する」については女性が男性を、「女性を政策決定の場に積極的に登用する」は男性が女性を大きく上回っています。

＜男女共同参画社会の実現に向けて重点を置いてほしい施策＞

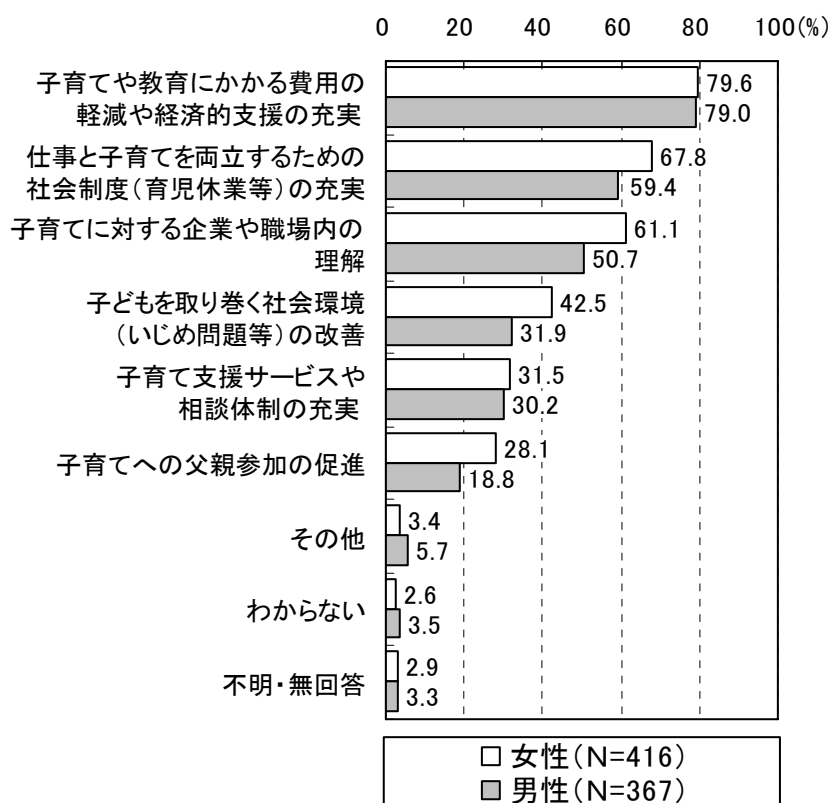


資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

少子化対策として有効なことは、「経済的支援」と「社会制度」の充実と「職場の理解」

少子化対策として有効なこととしては、「子育てや教育にかかる費用の軽減や経済的支援の充実」が男女ともに約8割と最も高く、次いで「仕事と子育てを両立するための社会制度（育児休業等）の充実」、「子育てに対する企業や職場内の理解」の順となっています。

＜少子化対策として有効なこと＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

ホッと、コラム

「メンズもお得なデー」

ちょっと前までは、毎週〇曜日は「レディースデー」みたいなものがあった、女性だけお得な日があったけど、最近では「メンズデー」も目にするようになった。「レディースデー」が主流の時は、単純に「うれしい」と思っていた。でも、「なんで女だけ？」「男はないの？」「これっていいの？」と思うようになってきた。「メンズデー」あったら、あったで、女性も嬉しいですしね。
色々なお店で企業努力されているけど、こういう会社って社内でも男女の差別がないような気がするな。

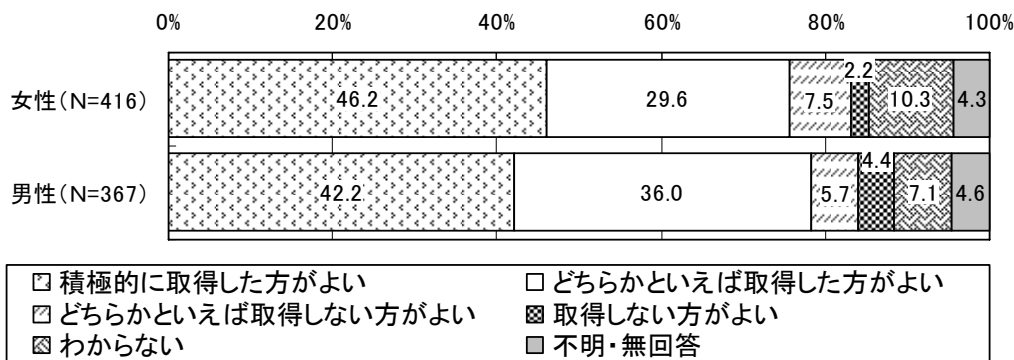
育児休業が取れた人は1割にも満たない

男性の育児休業取得について、「積極的に取得した方がよい」と回答した人は女性が46.2%、男性が42.2%となっています。

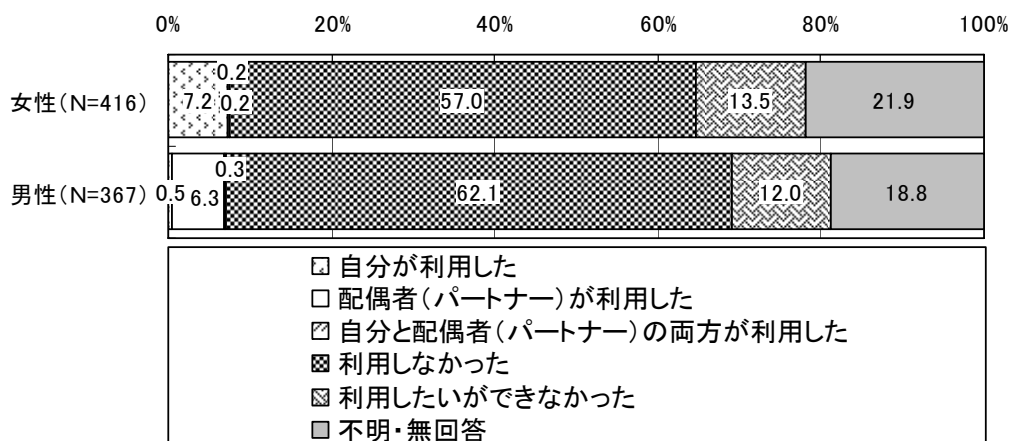
「どちらかといえば取得した方がよい」も含めると約8割の人が取得に理解を示しています。一方で、「制度がないため」、「前例がないこと」といった理由から、7割以上の人が「利用しなかった」、もしくは「利用したいができなかった」と回答しています。

このことから、育児休業制度を利用したい時に利用できないという状況がうかがわれます。

＜男性の育児休業取得について＞

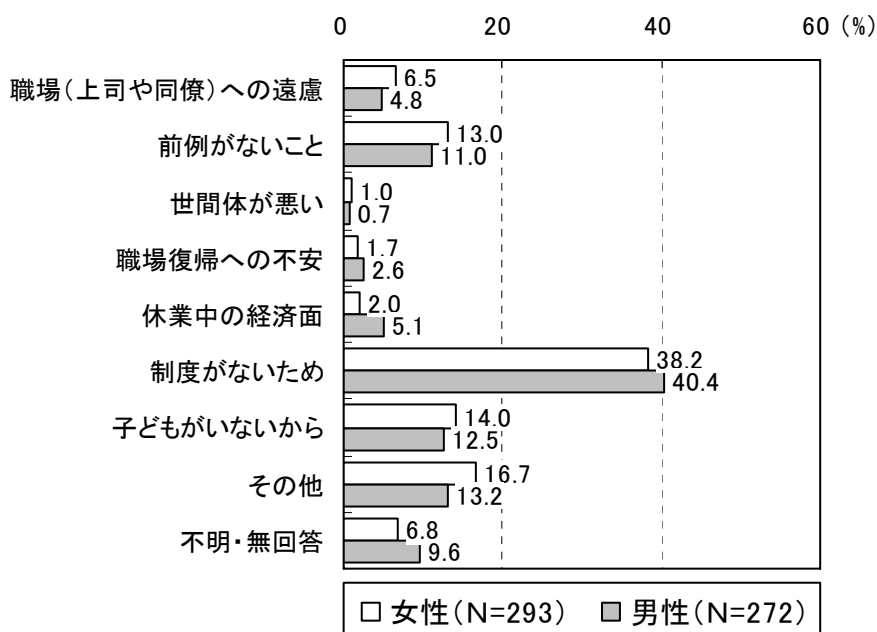


＜育児休業の取得実態＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

＜育児休業を取得しなかった理由＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

ホッとコラム

『手当』よりも安心できる社会を

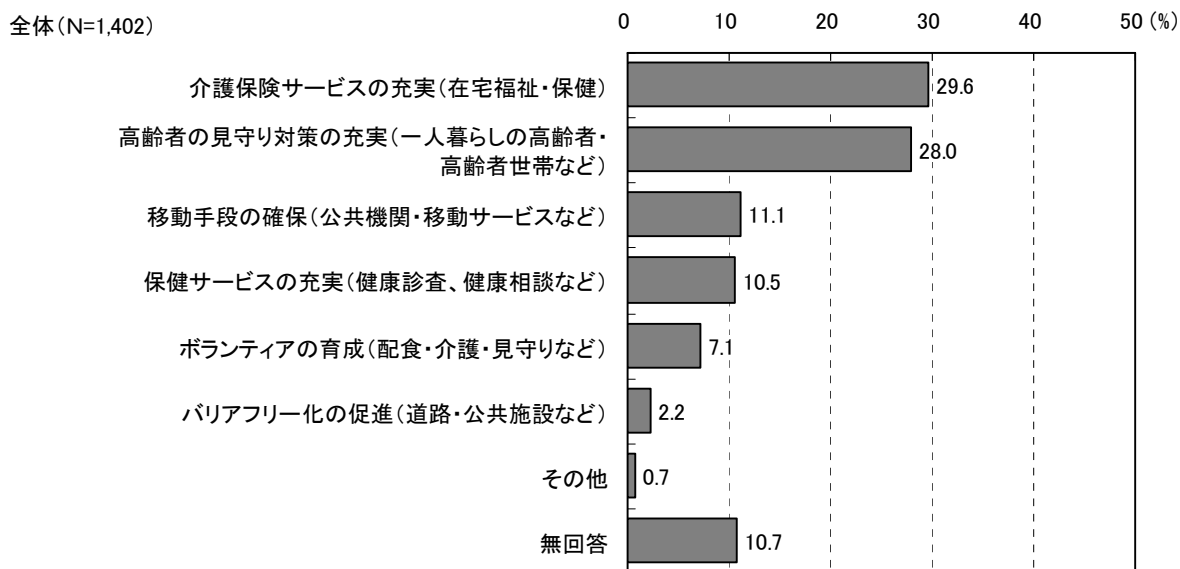
結婚披露宴で、「子どもは〇〇人ほしい」なるプロフィールをよく見るけど、なかなか当人たちの希望と現実とは厳しいものがあるのでは…？

まず、どこで産むか、産婦人科を見つけるのだって大変。車で数十分かけて隣の、場合によっては隣の隣の市の産婦人科にかかるしかない。産気づいたら、間に合うか心配。それと、産んでからも、夜間や緊急で赤ちゃんをみてくれる病院が近くにあるかな？たらいまわしが問題になっているけど、社会が妊娠、出産、育児へのフォローができてなければ、子どもを産みたいと思う女性はいなくなってしまう。現金手当てや所得控除よりも、安心できる社会を。

高齢者が安心して暮らすためには、在宅での生活を支援し、見守ることが必要

平成18年11月に行われた「市民意識調査」によると、高齢者が安心して暮らすためには「介護保険サービスの充実」、「高齢者の見守り対策の充実」の割合が高く、高齢者の在宅での生活を支援し見守っていくことが求められています。

＜高齢者が安心して暮らすために必要なこと＞

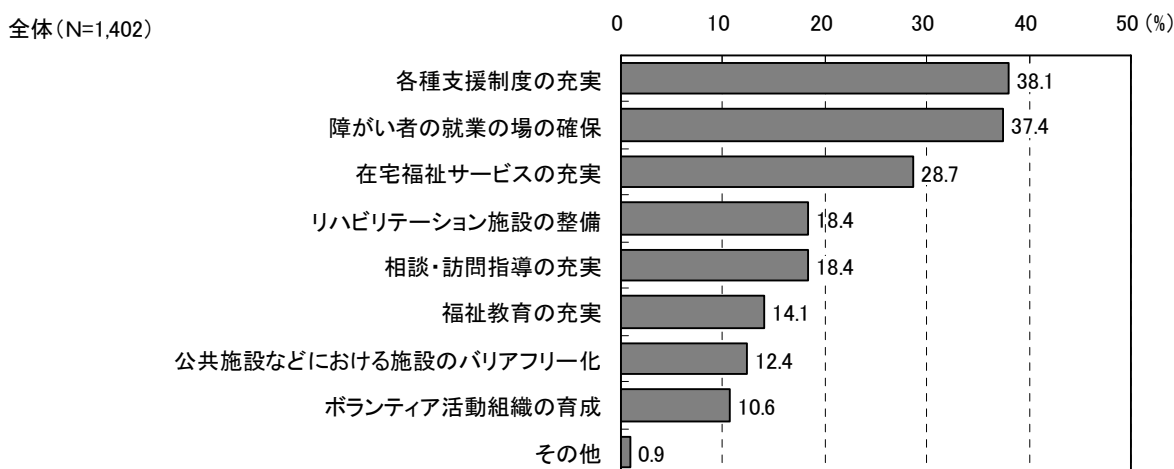


資料：小美玉市市民意識調査

障がい者が安心して暮らすためには、各種支援制度の充実と就業の場の確保が必要

障がい者が安心して暮らすためには、「各種支援制度の充実」と「障がい者の就業の場の確保」の割合が高く、障がい者の自立を促す施策が求められています。

＜障がい者が安心して暮らすために必要なこと＞

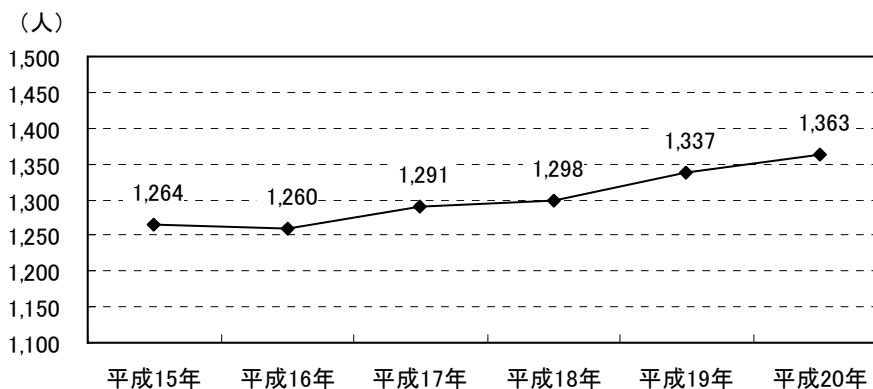


資料：小美玉市市民意識調査

市内在住の外国人登録者数は全人口の約3%

本市における外国人登録者数は、企業の外国人雇用や農業への研修生の受け入れ等により増加傾向にあります。平成20年には1,363人を数え、全人口の約3%を占めています。

＜小美玉市における外国人登録者数の推移＞



資料：国際実務ハンドブック 平成21年3月 茨城県生活環境部国際課

課題

育児、介護については家族、とりわけ女性が担う負担が大きいため、家族の協力や公的サービスの活用によって不安や負担を軽減していく必要があります。

高齢者や障がい者、外国人等、社会的に不利な立場に置かれやすい人々が社会の中で安心して生活していくためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、それぞれの必要に応じたサービスを受けることができるよう、自立と社会参加に向けた取組が求められています。

ホッとコラム

「PTAの役員～名簿はお父さん、実動部隊はお母さん?～」

小学校のPTAの役員って、名簿上はお父さんの名前だけでも、実動部隊はお母さんであることが多い。男、女、関係なく、実動部隊の人の名前をあげるべきなんじゃないかな?

施策の方向性

① 子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備

就労形態や生活様式の多様化に対応した子育て、介護の支援体制を整備します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|--|--|--------------------------|
| 1 | 「小美玉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」等に基づく子育て支援の拡充 | <p>① 保育機能の強化、多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。 <p>② 民間保育所の指導、育成、財政援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育サービスを提供している民間保育所への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。 <p>③ 放課後児童健全育成事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。 | 子ども福祉課 学校教育課 |
| 2 | 「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」等に基づく高齢者福祉の充実 | <p>① 在宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム装置の設置、配食サービスの実施、「見守りサービスチーム」の編成、相談窓口の機能強化等、高齢者が住み慣れた地域での生活を続けるための支援を推進します。 | 介護福祉課 |
| 3 | 「小美玉市障がい者計画・障がい福祉計画」等に基づく障がい者福祉の充実 | <p>① 福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度や個々のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。 | 社会福祉課 |
| 4 | 子育てや介護を支えるネットワークの整備 | <p>① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。 <p>② 子育てグループ、託児ボランティア等、活動団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てボランティアを担う人材を育成し、活用に向けて登録制度を設けます。また、保育や子育て、青少年健全育成等に関わる活動団体の情報収集に努め、市民への情報提供を積極的に行う等活動の支援を行います。 <p>③ 介護者のリフレッシュ事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。 | 健康増進課 子ども福祉課 介護福祉課 |

（次ページに続く）

(続き)

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|----------------------------------|--|--------------------------|
| 5 | 子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ | <p>① 育児・介護休業法の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法の周知に努めます。また、仕事と子育てや介護が両立しやすい職場づくりを事業者、労働者に働きかけるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 <p>② 「小美玉市子育て応援企業登録制度」の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育てや介護を両立するため、多様で柔軟な働き方を選択できるよう積極的に取り組む企業の登録制度を周知するためのパンフレットを配布します。 <p>③ ファミリー・フレンドリーの表彰、紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた取組を推進する企業はモデルケースとして表彰し、広報紙等でその取組を紹介します。 | 企画調整課 子ども福祉課 商工観光課 |

男性が子育てにかかわるメリット

厚生労働省「父親のワーク・ライフ・バランス ～ 応援します！仕事と子育て両立パパ」より

先輩パパたちの実感 ～パパが子育てに関わると、子どもの健やかな成長・発達にプラス～

- 子どもは、パパとママの愛情を受けて健やかに育つことができる
- パパとママの良い関係は、親と子どもの良い関係が築かれるベースになる

先輩ママの声 ～パパが子育てに関わると、ママも助かる～

- ママが一人で育児の不安やストレスを抱え込むことがなくなる
- ママに偏る家事・育児負担を解消することができ、ママに余裕ができる
- ママに余裕ができれば、夫婦関係ももっと良くなる
- ママも仕事を続けやすくなる

先輩パパたちの働き方ブラッシュアップ体験 ～子育ては仕事にもメリット！～

- 時間意識が高まり、仕事の生産性が向上する
- 休暇取得などに備えて、チーム内での情報の共有化や、仕事の可視化などに気を配るようになる
- 職場のメンバーの理解や支援を得るために、チームワーク、相互応援に対する意識が高まる
- 子育てを通じて視野が広がり、新たなアイデアや企画力が磨かれる
- 計算通りにいかない子育ての経験を通じて、状況判断力、瞬発力、危機管理能力が向上する

先輩パパたちの体験 ～子育てを通じて人脈や活動範囲が広がる～

- 子育てを通じて、自分の住む地域に友達やネットワークができる
- 自分の住む地域での活動範囲が広がり、自分自身のよりどころが増える

② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者、外国人等、社会的に不利な立場に置かれやすい人々が社会の中で安心して生活できるよう、自立と社会参加に向けた施策を推進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|-------------------------|--|-------------------------|
| 1 | 高齢者の自立支援に関するサービスの充実 | <p>① 高齢者の生きがいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をし、交流機会を拡大するため、老人クラブやボランティア団体の活動を広報紙等で紹介し、参加を促進します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。 <p>② 男性高齢者のための料理教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性高齢者が自立して生活できるよう、生活技術を身につける機会を提供します。 | 介護福祉課 健康増進課 社会福祉課 |
| 2 | 障がい者の自立支援に関するサービスの充実 | <p>① 地域生活支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会的自立に向けて、移動やコミュニケーション支援、地域活動支援センターの機能強化、更生訓練費の支給等、地域生活支援事業を実施します。 | 社会福祉課 |
| 3 | 公共施設におけるユニバーサルデザイン※1の導入 | <p>① 公共施設における授乳やオムツ替えのためのスペースの確保</p> <p>② 道路、建築物の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの場において、ユニバーサルデザインを導入し、全ての市民が生活をしやすい環境づくりを推進します。 | 関係各課 |
| 4 | 多様な福祉サービスの展開 | <p>① 相談業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人、ひとり親家庭、単身世帯等、多様化する家庭の形態に対応し、各家庭で安定した生活が送れるよう、相談員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。 <p>② 各種助成等の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。 | 子ども福祉課 社会福祉課 |

※1 ユニバーサルデザイン:「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるような建築物や製品等の設計のことをいいます。

重点目標2 働く場における男女共同参画

性別という垣根を越えて一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就労環境に関する啓発と改善に向けた取組を推進します。また、経済的に自立しながら、仕事と家庭生活や地域活動とのバランスを取れるよう、法制度の周知や、法制度を実際に活用するための意識づけ等、職場への働きかけを行います。

現状

平成17年の国勢調査の結果をみると、本市における女性の労働力率^{※1}は結婚や出産、子育て期にあたる30代で一度落ち込み、子育てが一段落つく40代で再び上昇する「M字型カーブ^{※2}」を描いています。「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」でも、女性の働き方については、結婚や出産、子育て等に関わらず就労を続ける、もしくは子どもがある程度大きくなったら就労を再開することを支持する回答の割合が男女ともに高くなっています。

女性は結婚や出産、子育て等によって、仕事をする上で何らかの影響を受けます。その女性が働き続けるためには、就労条件や環境の整備とともに、家族や周りの人たちの理解と協力が必要とされていることが調査結果からもうかがえます。

働いている理由については男女ともに経済的な要素が強いものの、「働くことが当然」、「社会への貢献」等、男性は社会の中での自分の位置づけを意識した理由があげられています。

その一方で、女性は「自分で自由に使えるお金を得る」や、高い数値ではないものの「時間に余裕がある」、「視野を広げ、友人を得る」等、自分自身に軸をおいた理由の割合が男性を上回っています。このことから、女性が働くということに対して経済的、もしくは義務感以外の意義も求めており、働き方の多様性への対応が必要であることがうかがえます。

また、本市では鶏卵や生乳、ニラ等、県内でもトップクラスの生産額を誇る農産物を含め、さまざまな農産物が生産され、地元産の農作物を使った商品の開発も行われています。

しかし、国勢調査によると、本市の総農家数、経営耕地面積はともに減少傾向にあり、農業従事者の高齢化、後継者不足等、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

これに対して本市では現在、農業後継者と他産業従事者との交流会・情報交換会の開催等、意欲と能力のある農業の担い手を確保し、育成していく取組を進めています。

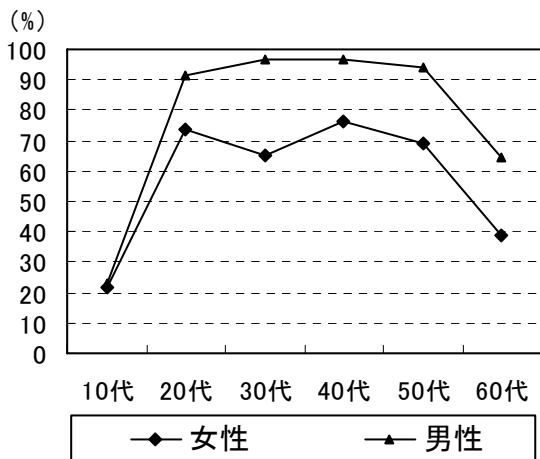
本市では、農業従事者の45.7%（平成17年国勢調査）を女性が占めており、その多くは、同時に家事等を担っています。こうしたことから、女性の農業従事者が家庭や地域の生活とのバランスをとりやすい環境を推進していくことが必要です。

※1 労働力率:労働に適する年齢、すなわち満15歳以上の人口に対する労働力人口の比率をいいます。労働力人口は満15歳以上で、労働の意思と能力を有する人の数のことを指し、就業者と完全失業者の合計数で表されます。

※2 M字型カーブ:女性の労働力率は就学期を終えた20代前半に高くなり、結婚や出産期にあたる20代後半から30代にかけて一時低下し、その後40代に再び上昇します。グラフを描くとM字型のカーブになることに由来します。このようなM字型曲線になっているのは日本、韓国等の少数の国だけで他の先進国では女性が継続して就業できる条件が整っており、M字の谷にあたる部分が浅い台形に近い形となっています。

女性の働き方は「再チャレンジ型」が最も多い

＜小美玉市における労働力率＞



小美玉市における労働力率をみると、男性は20代から50代にかけて90%台で推移しています。

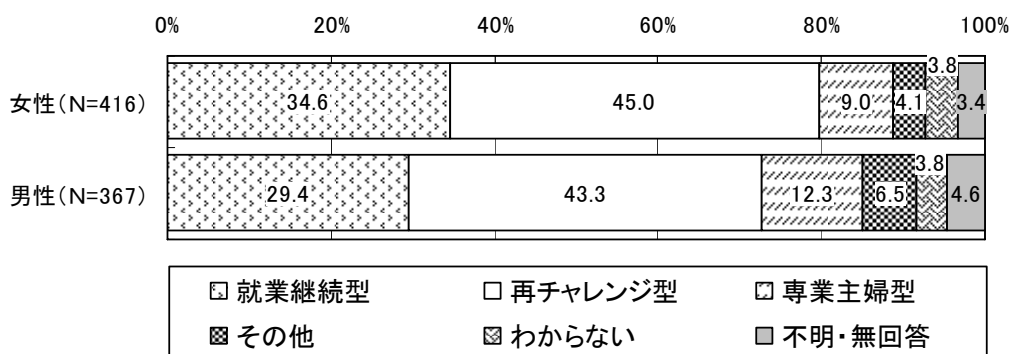
女性は30代で一度労働力率が落ち込み、40代で再び上昇する「M字型カーブ」を描いています。

資料：平成17年国勢調査

女性が職業を持つことについて、子育てを終えてから職場に復帰することがよいとする「再チャレンジ型」が最も多く、女性が45.0%、男性で43.3%となっています。

女性の就業に対して否定的、もしくは結婚や出産を機に主婦業に専念することがよいとする「専業主婦型」は男女ともに1割程度となっています。

＜女性の働き方＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

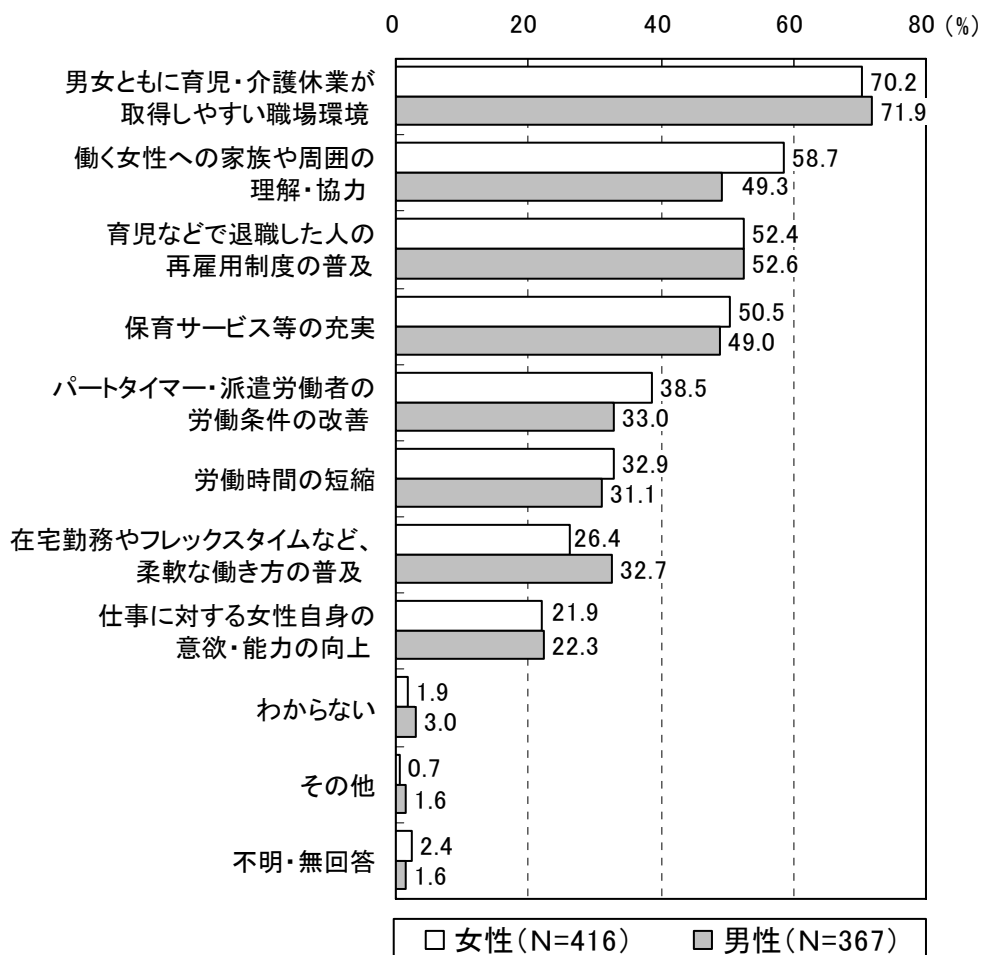
| 女性の働き方の分類 | 就業継続型 | 結婚や出産にかかわらず、就業を継続している人 |
|-----------|---------|---|
| | 再チャレンジ型 | 子育て時期に一時的に就業を辞め、子育て終了後に就業を再開する人、または、学校卒業後は仕事を持たず、結婚後や子育て終了後に就業する人 |
| | 専業主婦型 | 結婚や出産を機に就業を辞め、家事や子育てに専念する人、または、学校を卒業した後も仕事を持たない人 |

女性が働き続けるためには、就労条件や環境の整備と家族等の理解や協力が欠かせない

女性が働き続けるために必要なことは、男女ともに「男女ともに育児・介護休業が取得しやすい職場環境」が約7割で最も多くなっています。これに「働く女性への家族や周囲の理解・協力」、「育児などで退職した人の再雇用制度の普及」、「保育サービス等の充実」が続いています。

就労条件や環境の整備とともに、家族や周囲の人の理解や協力が求められていることがわかります。

<女性が働き続けるために必要なこと>



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

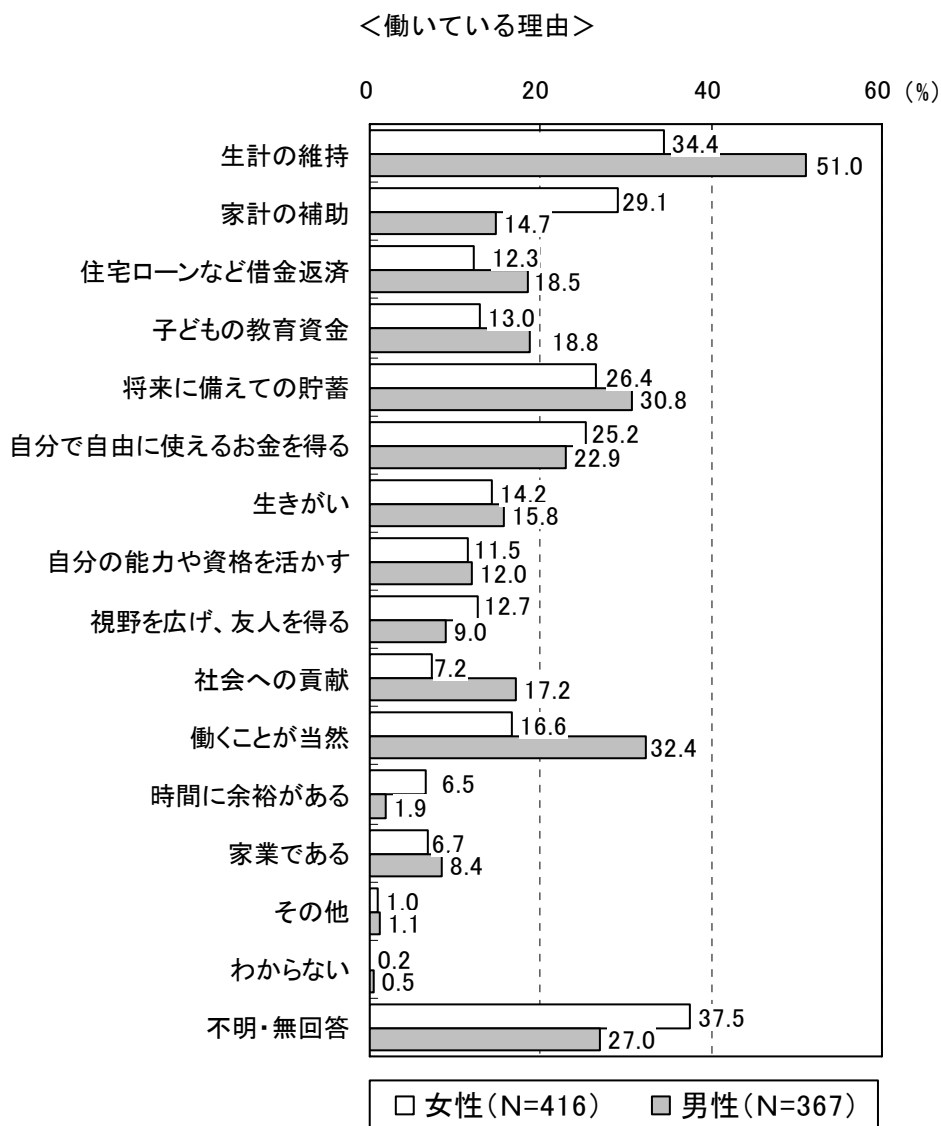
女性は働くということに対して経済的、もしくは義務感以外の意義を求めている

現在働いている理由については、男女ともに「生計の維持」が最も多くなっています。

働いている理由は男女ともに経済的な要素が強いものの、「働くことが当然」、「社会への貢献」等、男性は義務感や社会の中での自分の位置づけを意識した理由があげられています。

一方、女性は「自分で自由に使えるお金を得る」や「時間に余裕がある」、「視野を広げ、友人を得る」等、自分自身に軸をおいた理由の割合が男性を上回っていることが注目されます。

このことから、女性が働くということに対して経済的、もしくは義務感以外の意義を求めていることがわかります。



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

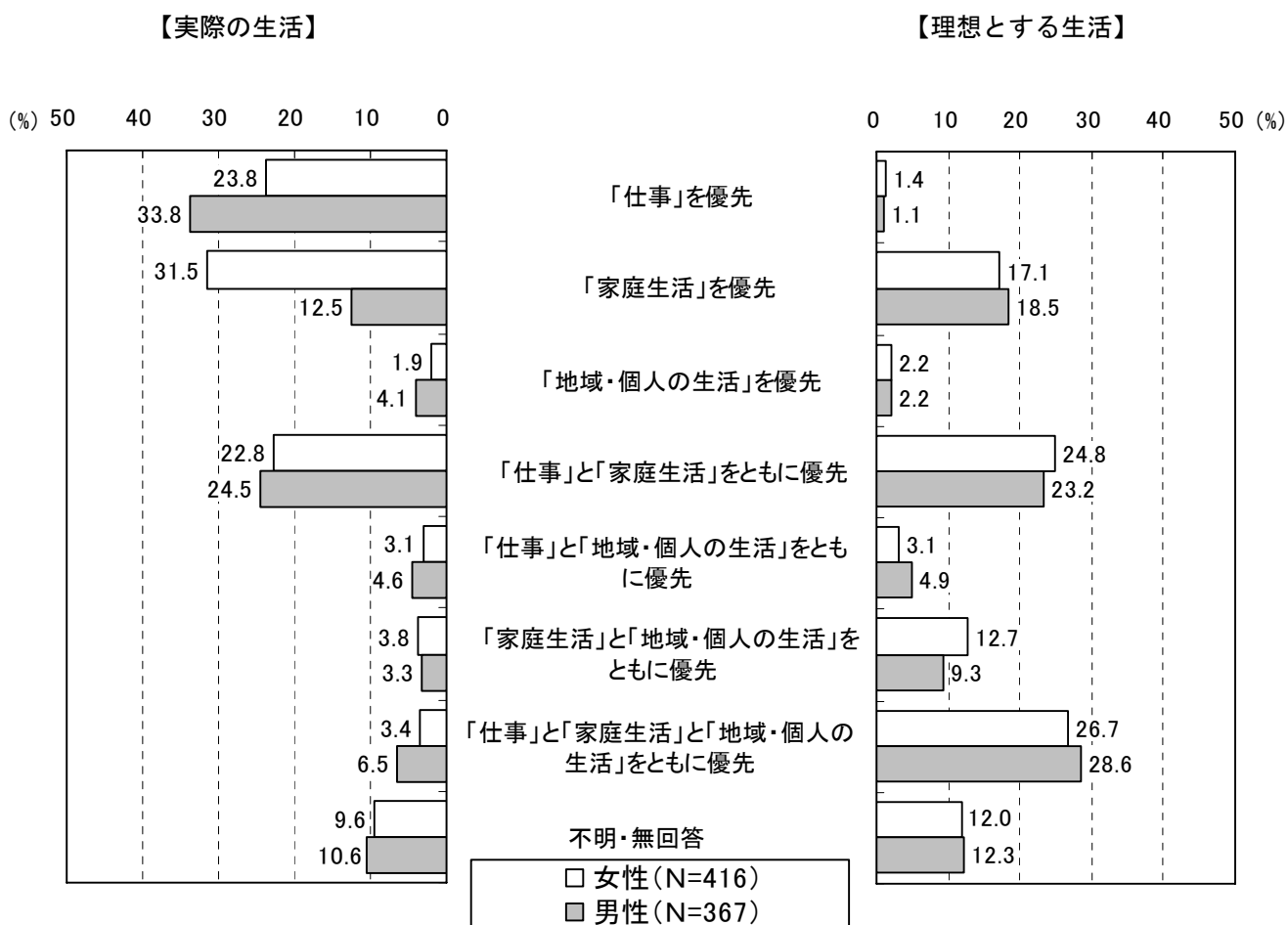
仕事をもちながら、家庭や地域・個人の生活とのバランスをとることが理想

生活の中で何を優先させているかについて、実際の生活で「仕事と家庭生活を優先」させている人の割合は男女間の差は小さいものの、仕事、もしくは家庭のいずれかを優先させている人の割合では男女間に大きな差がみられます。

また、理想とする生活としては仕事をもちながら、家庭、そして地域・個人の生活とのバランスをとりたいとする人の割合が高くなっています。

仕事を優先する人の割合は実際の生活では高いものの、理想とする生活では1%台にとどまっています。

<生活の中で何を優先させているか>



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

課題

働きたいという希望を持つ人が、性別にかかわらずその能力を発揮し、家庭や地域活動とのバランスの取れた働き方を選択できるような環境を整備していくことが求められています。

特に、再就職意向を持つ女性にとっては、家族や周囲の理解と就業環境・条件の整備・拡充は欠かせないものです。

また、本市では特に農業分野において、従事者の45.7%（平成17年国勢調査）を女性が占めています。また、農業に従事する女性の多くは、同時に家事等を担っています。

こうしたことから、女性の農業従事者が家庭や地域の生活とのバランスをとりやすい環境を推進していく必要があります。

施策の方向性

① 働く場における男女平等の推進

性別という垣根を越えて、一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就労環境に関する啓発、改善に向けた取組を推進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|--------------|---|---|
| 1 | 就労に関する法制度の周知 | <p>① 男女雇用機会均等法等、法制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 講習会では法制度の知識とともに、法制度の活用（労働者としての権利の行使）ができるような内容を盛り込みます。 | <p>企画調整課 社会福祉課 子ども福祉課 農政課 商工観光課</p> |
| 2 | 相談体制の整備 | <p>① 就労に関する相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性に考慮し、窓口の一本化を図ります。 <p>② 市民への相談窓口や相談業務についての周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口や相談業務について市民への周知活動を行います。 | <p>企画調整課 社会福祉課 子ども福祉課 農政課 商工観光課</p> |

② 多様な働き方への支援

就労意欲を持つ女性を支援するため、就労形態の多様化や職業能力開発のための施策を推進します。また、継続的な就業により経済的に自立しながら、家庭生活や地域活動とのバランスを取れるよう、職場への働きかけを行います。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|----------------|---|--|
| 1 | 就労に関する法制度の周知 | <p>① パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。 また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 講習会では法制度の知識とともに、法制度の活用（労働者としての権利の行使）ができるような内容を盛り込みます。 | 企画調整課 社会福祉課 子ども福祉課 農政課 商工観光課 |
| 2 | 職業能力の向上 | <p>① 各種講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労意欲を持つ女性を対象として、県や関連機関との連携をとりながら、PCスキルやビジネスマナー等、就労の場で必要なことを習得する講習会を開催します。 <p>② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。 | 企画調整課 社会福祉課 子ども福祉課 商工観光課 |
| 3 | 就労形態の多様化 | <p>① 起業に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 起業を考えている人を対象としたセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。 <p>② 新しい就労形態への支援策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> SOHO^{※1}、コミュニティ・ビジネス^{※2}等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。 | 企画調整課 商工観光課 |
| 4 | 事業者に向けた啓発活動の推進 | <p>① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 完全週休二日制の導入や年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象とした講習会の開催やパンフレットの配布を行います | 企画調整課 社会福祉課 子ども福祉課 商工観光課 |

※1 SOHO:個人がインターネット等の情報技術を使い、自宅や小規模な事務所等で仕事することをいいます。

※2 コミュニティ・ビジネス:市民が地域社会で必要とされているものを掘り起こし、それぞれが持つ能力や技術等を活かして、必要性に合ったサービスを提供する自発的な活動のことをいいます。

③ 農業・自営業者等への意識啓発

家族経営が基本となる農業や自営業等に携わる女性が働くことができるよう、また、家庭や地域生活との両立ができるよう家族経営者への啓発活動を行います。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|-------------------------|---|--------------|
| 1 | 経営や方針決定への参画促進 | <p>① 経営や方針決定への参画促進のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 <p>② 農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換をできるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。 | 農政課 商工観光課 |
| 2 | 農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援 | <p>① 経営に関する講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材を育成するため、講習会を開催します。 | 農政課 商工観光課 |
| 3 | 農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善 | <p>① 家族経営協定事業の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。 | 農政課 商工観光課 |
| 4 | 農業委員への女性の登用 | <p>① 農業委員への女性登用の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。 ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。 <p>② 女性人材情報の収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。 | 農業委員会 |

ホッとコラム

「女性であっても〇」

景気が落ち込み、正社員の雇用が激減しているなか、女性の採用は特に難しい。雇用主から言えば、「女性は採用されても、結婚・出産で退職していくから使いにくい」とか、「結婚・出産後、勤務していても、子どもが病気になると休みがちになるから」と毛嫌いされてしまう。「働きたい!」「自分でお給料を稼ぎたい!」と思っている人は、大勢いる。出産は女性しかできないけど、家事や子育ては男性ができないわけじゃない。採用の段階で「男性だから〇」、「女性だから×」の固定観念は捨てていただきたいものだわ。

重点目標3 心と身体の保護

男女が生涯にわたり健康で自立した生活をするために、健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

また、あらゆる人権侵害や暴力から解放され、全ての市民が人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるよう、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動と、被害者が再び自信と尊厳を取り戻せるよう、被害者への救済や自立に向けた支援を強化します。

現状

本市では、市民が心身ともに健康に暮らしていけるよう、各種検診や健康教室、健康相談等様々な保健サービスを実施し、健康づくりをサポートしています。

平成18年11月に行われた「市民意識調査」によると、市民が健康に暮らしていくために必要なこととして、性別や年齢を問わず「健康管理システムの充実（各種検診の充実・検診結果の管理・活用など）」の割合が最も高くなっていますが、年齢に応じて関心を持つ健康支援の対象者や内容が変わっていくことがうかがわれます。

人権侵害や暴力については、平成19年7月に「DV防止法」が改正され、市町村における基本計画の策定の努力義務化や保護命令制度の拡充等、被害者支援対策の強化が求められています。

また、男女雇用機会均等法の改正により、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下、セクハラ）については雇用管理上必要な措置を講ずることが配慮から措置へと強化されています。

本市においてもこれまで、被害者の心のケアや生活再建に向けた支援、緊急保護のための関係機関との連携強化等の被害者支援が行われてきました。

しかし、「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「DV」や「セクハラ」という言葉の認知度は高いものの、受けた行為が「被害として訴えるほどのものではない」と捉えて、相談していない人が多いことがうかがわれます。また、「自分にも悪いところがあると思った」と被害者が気づかないうちに加害者のコントロール下に置かれていたり、被害が潜在化している状況が浮かび上がっています。

年齢に応じた健康支援が求められている

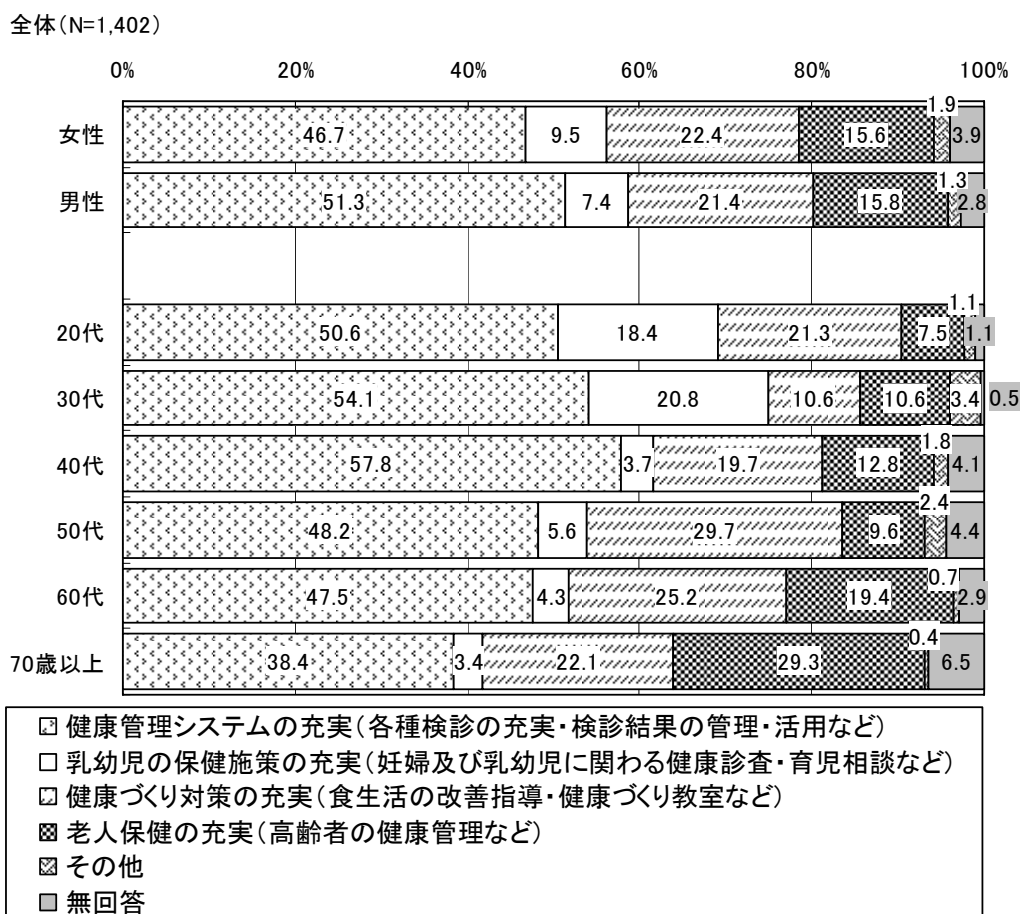
平成18年11月に行われた「市民意識調査」によると、市民が健康に暮らすために必要なこととして「健康管理システムの充実（各種検診の充実・検診結果の管理・活用など）」の割合が最も高くなっています。

年齢別にみると、20代から30代は「乳幼児の保健施策の充実（妊婦及び乳幼児に関わる健康診査・育児相談など）」の割合が高くなっています。

自分の健康への不安が大きくなる40代以降は「健康づくり対策の充実（食生活の改善指導・健康づくり教室など）」、60代以降は「老人保健の充実（高齢者の健康管理など）」へのニーズが高くなる傾向がみられます。

このことから年齢に応じて関心を持つ健康支援の対象者や内容が変わっていくことがうかがわれます。

<市民が健康に暮らすために必要なこと>



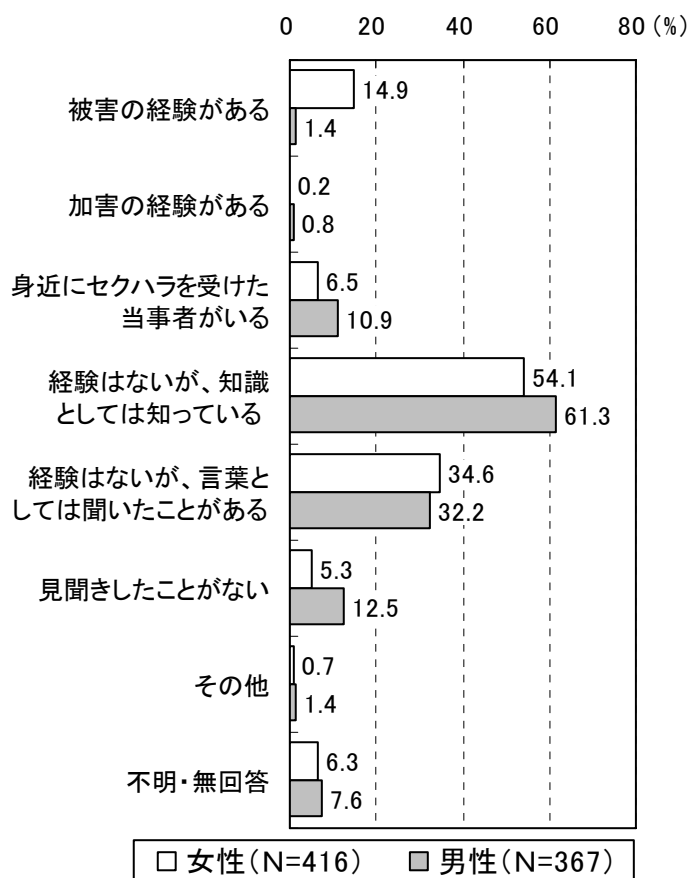
資料：小美玉市市民意識調査

セクハラについての認知度は高く、半数以上の人々が内容まで知っている

セクハラの実害や被害の経験はないが、言葉、もしくは知識として知っているという回答した人は女性で88.7%、男性で93.5%と、非常に高い認知度となっています。

なお、実際に自分が被害を受けたと回答している女性は14.9%、男性は1.4%となっています。

＜セクハラについての経験＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

ホッと、川柳

「認め合う 一人ひとりの 可能性」
 「差別なく 踏み出す勇気 まず一歩」
 「助け合う 一人の力 大きな輪」

セクハラ被害は潜在化しているケースが多い

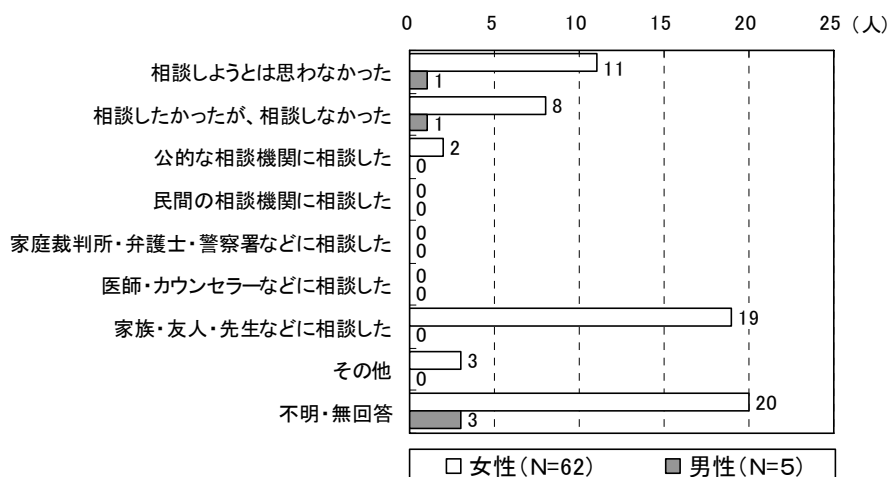
セクハラを受けた経験のある女性のうち、自分が受けた被害について相談しなかったと回答した女性は62人中19人となっています。

相談をしなかった理由として、「相談するほどではないと思った」と回答した人が多く、被害者自身が受けた被害を被害として認識していないという可能性があります。

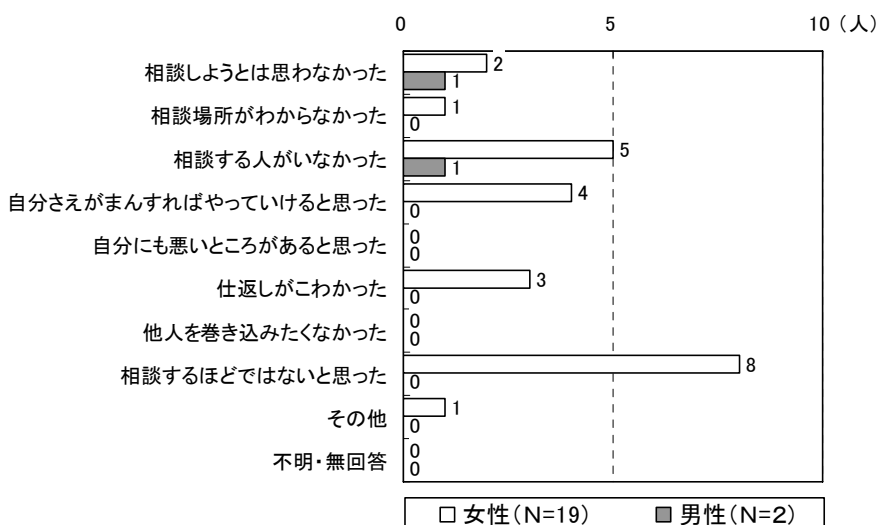
また、相談相手がいないため相談をしたくてもできないというケース、加害者の仕返しを恐れたり、自分さえ我慢すればと被害を潜在化させているケースも見受けられます。

なお、相談相手としては、家族・友人・先生等の身近な人をあげる人が多く、専門機関等の第三者を相談相手とする人は非常に少なくなっています。

<セクハラ被害を相談したかどうか>



<セクハラ被害を相談しなかった理由>



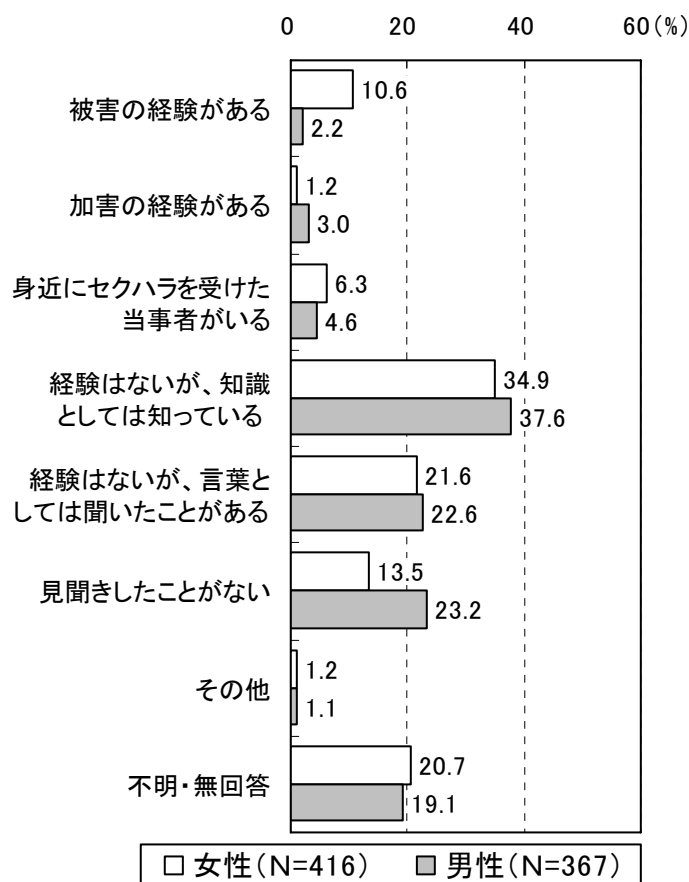
資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

配偶者間のDVについての認知度は男女ともに約6割

配偶者間のDVの被害や加害の経験はないが、言葉、もしくは知識として知っているとは回答した人は女性で56.5%、男性で60.2%となっています。

なお、実際に自分が被害を受けたと回答している女性は10.6%、男性は2.2%となっています。

<配偶者間のDVについての経験>



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

ホッと、川柳

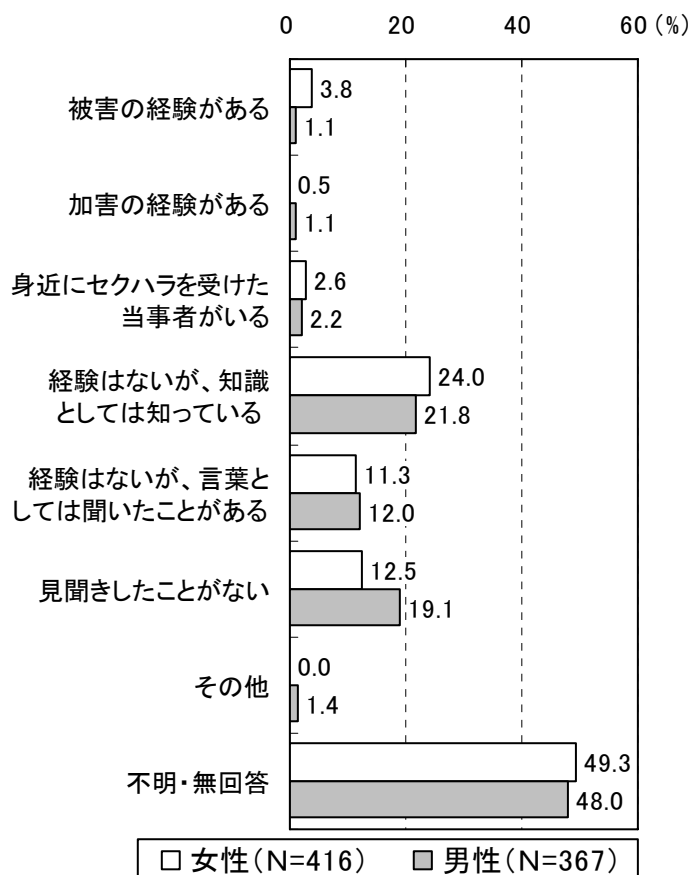
「チャーハンが パパが作った ほうがグー」
 「肩はらず 旅行ができる 妻は今」
 「今日もまた 元気もとの ボランティア」

配偶者間のDVに比べ、恋人間のDVは認知されていない

恋人間のDVの被害や加害の経験はないが、言葉、もしくは知識として知っていると回答した人は女性で35.3%、男性で33.8%と、配偶者間のDVと比べると認知度が低くなっています。

なお、実際に自分が被害を受けたと回答している女性は3.8%、男性は1.1%となっています。

＜恋人間のDVについての経験＞

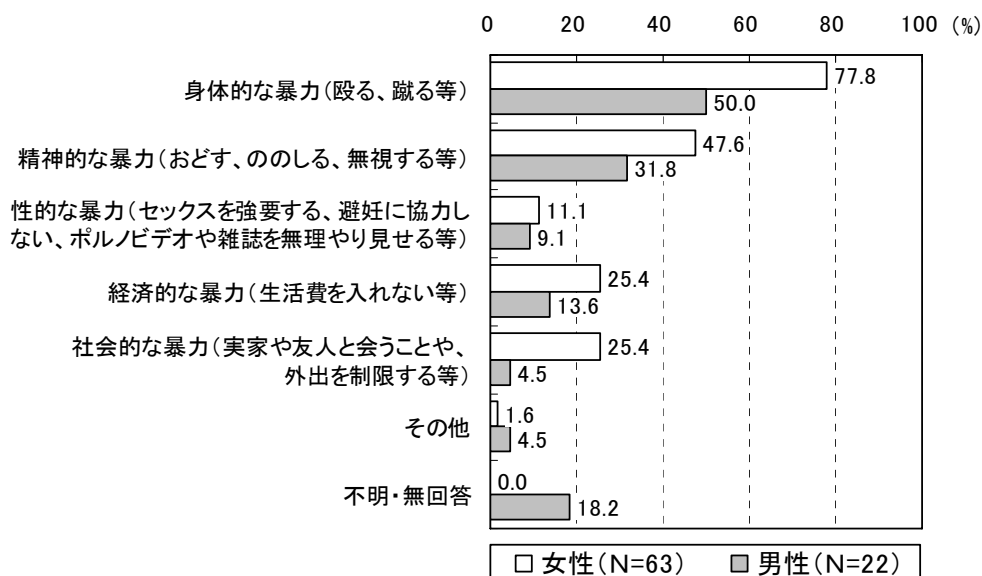


資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

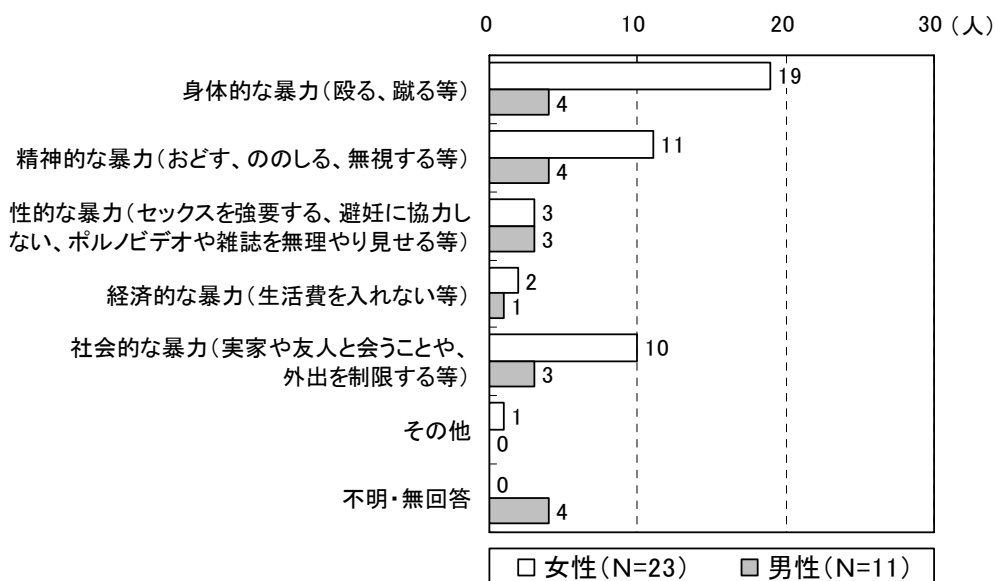
最も多いDVは殴る、蹴る等の「身体的な暴力」

配偶者、恋人間で受けたDVの種類としては、殴る、蹴る等の「身体的な暴力」が最も多く、脅す、ののしる、無視する等の「精神的な暴力」が続いています。

＜配偶者間でのDVの種類＞



＜恋人間でのDVの種類＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

「相談するほどではないと思った」と配偶者間でのDV被害は潜在化している

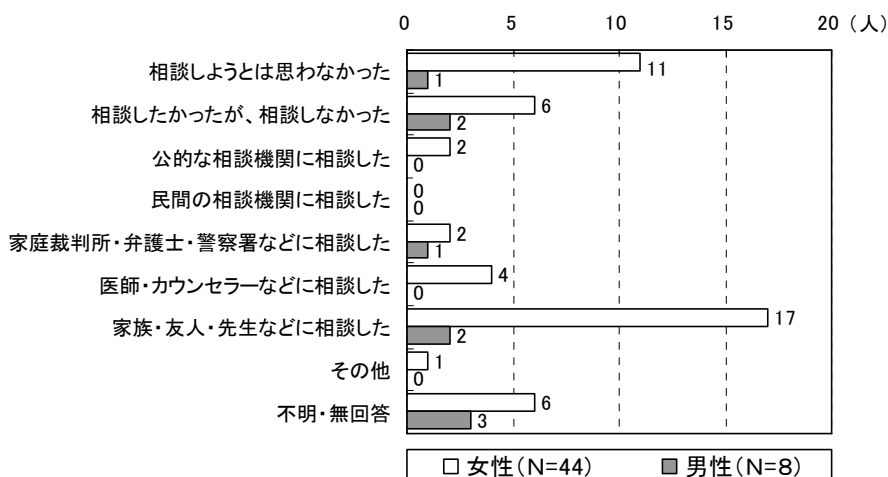
配偶者間からのDV被害を受けた女性のうち、自分が受けた被害について、相談しなかったと回答した女性は44人中17人となっています。

相談をしなかった理由として、「相談するほどではないと思った」と回答した人が多く、被害者自身が受けた被害を被害として認識していないという状況がうかがわれます。

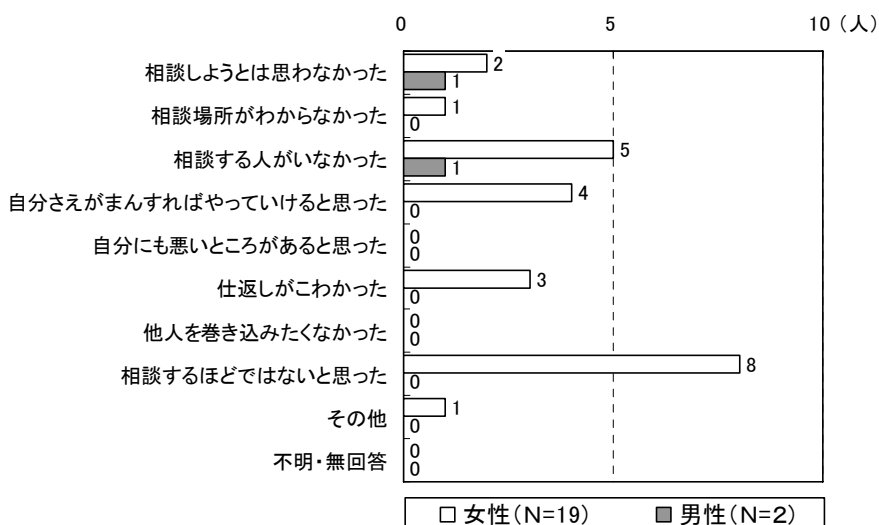
セクハラと同様、相談相手がいないため相談をしたくてもできないというケース、加害者の仕返しを恐れたり、自分さえがまんすればと被害を潜在化させているケースも見受けられます。

なお、相談相手としては、家族・友人・先生等の身近な人をあげる人が多く、それ以外の第三者としてはわずかながら医師・カウンセラー等があげられています。

＜配偶者間のDV被害を相談したかどうか＞



＜配偶者間のDV被害を相談しなかった理由＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

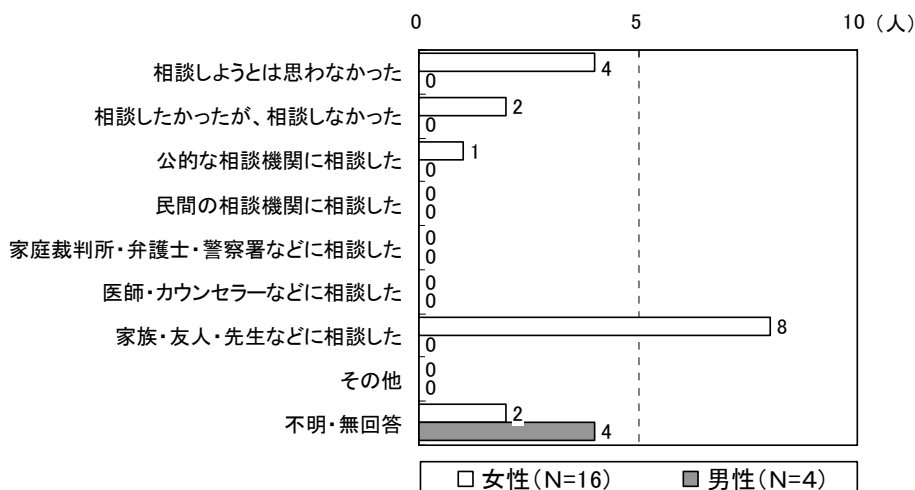
「自分さえがまんすればやっていけると思った」と恋人間でのDV被害は潜在化している

恋人間からのDV被害を受けた女性のうち、自分が受けた被害について、相談しなかったと回答した女性は16人中6人となっています。

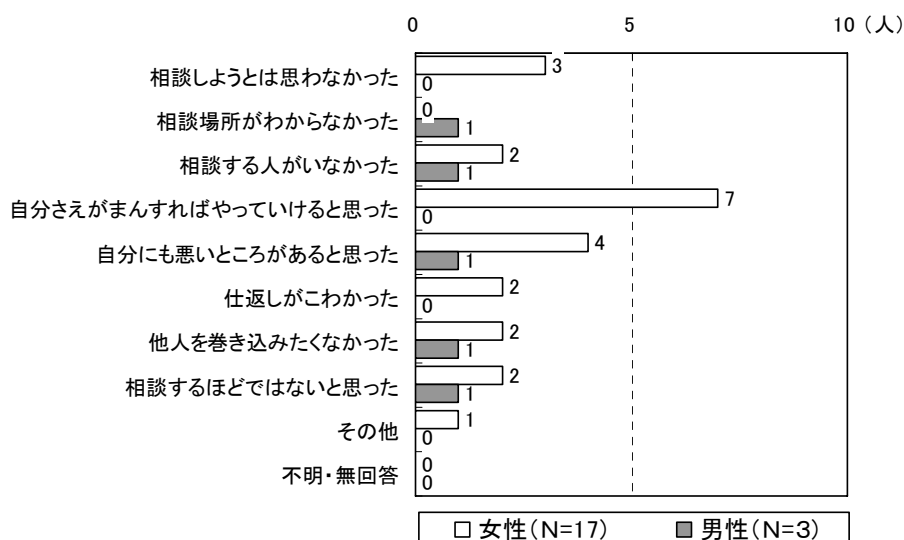
相談をしなかった理由として、「自分さえがまんすればやっていけると思った」や「自分にも悪いところがあると思った」と回答した人が多くなっています。

なお、相談相手としては、家族・友人・先生等の身近な人をあげる人が多く、専門機関等の第三者を相談相手とした人はほとんどみられません。

＜恋人間のDV被害を相談したかどうか＞



＜恋人間のDV被害を相談しなかった理由＞



資料：小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査

課題

男性と女性とでは、それぞれ異なる身体的特性があります。

特に女性は妊娠や出産をするための身体構造となっており、女性特有の疾病や身体上の不安、悩みに配慮する必要があります。

発達段階に応じて性に関する正しい知識を身につけ、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）^{※1}に関することについて女性による主体的な決定がなされるよう、男性も視野に入れた学習・啓発活動と、生涯にわたり健康で自立した生活を送れるような健康の保持と増進に向けた取組が求められています。

あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向けては、DVやセクハラとはどういうものなのかを知り、たとえ加害者側にどのような理由があっても「犯罪行為」として被害を訴えることができること、そして、被害を訴えることは当然の権利として保障されていることを、市民一人ひとりが認識し、実際に行動に移していくことが大切です。

被害の発生や拡大を防ぐための啓発活動とともに、被害を訴えることができる場の拡充や保護体制の整備、被害者の生活を再建していくための支援も必要です。

被害者の保護や自立に向けた支援については、さまざまな分野にわたる課題があり、よりきめ細やかで具体的な支援のためには、庁内や関係機関との連携は欠かせないものとなっています。

※1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）：全ての男女が身体的、精神的、社会的に良好な状態で満足できる性生活を送り、子どもを産むかどうか、いつ何人産むかを定める自由と権利を持つこと。単に疾病、障がいがないというだけではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいいます。

ホッとコラム

「意識から行動へ」

「男女共同参画」や「ジェンダー」というと、男女ともにいい顔をしない人、拒否反応を示す人がまだまだたくさんいる。そういう人は男女共同参画の推進を、男性を悪者に見立て批判することと思っているのでは？

確かに、男性に対して辛口になる側面があることは否定できないかもしれない。でも、男女共同参画とは「男性優位」に替えて「女性優位」を打ち立てることではない。「男としての役割」に囚われて、苦しい思いをしてきた男性がいれば、その人たちにとっても男女共同参画社会の実現は望ましいことになるのでは？

「男だったら泣くな！」なんて、男性なら、誰もが言われたことがあるのでは？ または言ってしまったことがある人もいるでしょう。このような感情表現さえも、男性は小さい頃から我慢させられていたのではと思うと、なんだか切ない。男性が泣くことを恥ずかしく思ってしまうのはなぜなのかな。自分自身、普段の生活の中に、さりげない差別があったのではと反省…。これからは意識から行動へ移し、男女共同参画社会の実現へ、一歩ずつ踏み出して行こうと思う。

施策の方向性

① 生涯を通じた健康保持の支援

男女が生涯にわたり健康で自立した生活をするために、健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進事業を実施し、生涯を通じた心身の健康づくりを促進します。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|-----------------|---|------------------------------------|
| 1 | 母体保護に関する啓発 | <p>① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、広報活動を展開します。 | 健康増進課 社会福祉課 子ども福祉課 |
| 2 | 性に関する学習機会の提供 | <p>① 学校教育における性教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 <p>② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 思春期の生徒や保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。 | 子ども福祉課 学校教育課 指導室(教) 生涯学習課 |
| 3 | 母子保健事業の拡充 | <p>① 妊産婦健康診査の公費負担の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。 <p>② 妊娠・周産期の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。 <p>③ 訪問指導、乳幼児健診の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。 該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。 | 健康増進課 |
| 4 | 健康意識の向上、健康管理の充実 | <p>① 各種健康診査の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。 <p>② 就業の場における健康保持への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> パートタイム、派遣等の雇用形態に関わらず、全ての従業員への健康診断を行うよう、事業者への周知活動を行います。 心身の健康を害する就労条件や環境に対しては是正措置を要請します。 | 健康増進課 |

② あらゆる人権侵害・暴力の根絶

あらゆる人権侵害や暴力から、生まれながらに持っている人間としての権利を主体的に守っていくため、被害者、加害者双方を視野に入れた啓発活動を積極的に行います。

また、被害者が被害を訴える場を拡充し、問題の解決に向けた的確な対応を取れるよう相談体制の拡充を図ります。

特にDVについては、被害者が生活を再建していくための支援を整備するため、庁内の関係部署や県、関連機関との連携を強化します。同時に担当職員の資質の向上にも努めます。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|--------------------------|---|-----------------------------------|
| 1 | DV、セクハラ防止のための 広報・啓発活動 | ① 講習会の開催、パンフレットの配布 ・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。 | 企画調整課 社会福祉課 子ども福祉課 |
| 2 | メディアにおける男女共同参画、人権の尊重 | ① 男女共同参画の視点に立った指針（ガイドライン）の導入 ・市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直しや企業や団体への働きかけを行います。 ② 学校教育、生涯学習の場におけるメディア・リテラシー ^{※1} 教育の拡充 ・市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善するべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。 | 企画調整課 学校教育課 指導室(教) 生涯学習課 |
| 3 | 相談体制の整備 | ① 被害を訴える場（相談窓口）の周知活動 ・DVやセクハラ被害を受けたときや被害を目撃したときにどこで被害を訴えればよいのかについて、広報紙やパンフレット、市ホームページ等から情報提供を行います。 ② 被害者が相談しやすい環境づくり ・相談場所や時間、相談方法にも柔軟に対応し、被害者が相談しやすいよう配慮します。 | 企画調整課 社会福祉課 子ども福祉課 |

（次ページに続く）

※1 **メディア・リテラシー**:メディアが伝えるさまざまな事柄の意味や価値観を鵜呑みにするのではなく、主体的かつ客観的に読み解き、理解する能力。また、適切な手段で自分の考えを他者に伝達したり、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことをいいます。

(続き)

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|-------------------------|--|-------|
| 4 | DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化 | <p>① 緊急時の安全確保、緊急一時保護の依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者が保護を求めた時点から一時保護施設等に入所するまでの間、警察等との連携を取り、被害者の安全を確保に努めます。 必要に応じて、被害者及び同伴家族の緊急一時保護依頼をします。また、的確な緊急保護対応を行うため、県や民間シェルター等の関係機関との連携を強化します。 <p>② 相談者への情報提供及び支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全を確保し、最終的に生活を再建していくにあたり、住宅の確保、子どもに対する支援、生活保護等、必要な制度の利用方法等の情報提供を行います。 また、被害者がより多くの社会的資源を活用できるよう必要に応じて同行支援を行います。 <p>③ 被害者の個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学籍簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。 | 関係各課 |
| 5 | DV対策に向けた庁内の連携 | <p>① 庁内DV対策連携体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。 | 企画調整課 |
| 6 | 担当職員の資質向上 | <p>① 庁内外への研修への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。 | 総務課 |

ホッとコラム

「働く女性のぼやき」

知り合いのAさんは昼間のパートの仕事をこなしながら、子どもたちの塾や習い事、学校の送り迎えに毎日奔走している。旦那さんは残業や出張も多く、日頃の子育てはAさんまかせのよう。そういう私は、フルタイム勤務。夜の会議や、たまのお付き合いもある。小学生の子どもたちには、送り迎えができないからと言いつきをし、学童まかせになっている始末。時々「専業主婦っていいなあ」と思うこともある。でも、周りを見ると、家族で協力しながら、何とか乗り切っているじゃない。やっぱり、私の旦那さんにもできる限りでいいから協力してもらわなくちゃ！

そういえばAさんのお宅は、お休みの時は旦那さんがマメに家庭サービスしていたっけ！

第4章

基本目標Ⅳ 推進体制を整備する

第4章 基本目標Ⅳ 推進体制を整備する

重点目標1 推進体制の整備

「小美玉市男女共同参画推進計画」の計画的な推進に向けて、関係各課との連携を図り、十分に調整機能が発揮できるよう、推進体制の整備、強化を行います。

また、計画の推進、施策の展開は市民が主体的に関わることにより、はじめてその効果を発揮することから、市民や事業者、民間団体等との連携を強化し、計画の実行性を高めます。

現状

本市では旧美野里町で「花のわプラン」（平成14年度）、旧小川町で「ハーモニー21」（平成16年度）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を積極的に推進してきました。

しかし、計画の進捗管理や、社会情勢の変化や法制度の改正に伴う計画の見直しを行うための市民参加による進捗管理や実績評価体制の構築には至っていません。

課題

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、推進体制と進捗状況の管理体制が重要です。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化や法制度の改正に伴い、計画の見直しを進めていくことも必要です。

施策の推進にあたっては行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取組を展開することも期待されます。

男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策実施へ反映させることが必要です。

ホッと 川柳

「四世代 自分らしさで 共生を」

「初登園 ぼくのバックは パパの作」

「若夫婦 役割仕分け 出勤す」

施策の方向性

① 計画の推進、進行管理体制の整備

計画の推進と進行管理のため、庁内を横断し、かつ市民参加に基づく推進会議を設置し、計画の推進、進行管理を行います。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|--------------|--|-------|
| 1 | 推進、進行管理体制の整備 | ① 小美玉市男女共同参画推進会議（仮）の設置 ・計画を着実に推進するため、会議を継続的に開催します。 ② 事業実施状況の取りまとめ（毎年） ・計画の進捗状況を把握し、広報紙等を通して市民に情報を公開します。 | 全課 |

② 市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり

市民、事業者、民間団体等と協働し、計画推進のためのパートナーシップを強化していきます。

| No. | 施策 | 内容 | 主な担当課 |
|-----|------------------|---|-------|
| 1 | 市民、事業者、民間団体等との協働 | ① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取組への支援 ・男女共同参画に関する自主的な取組を行う市民、事業者、民間団体の情報を把握し、団体間の協働等、活動の支援を行います。 | 関係各課 |
| 2 | 国、県、近隣市町村との協調 | ① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集 ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行い、本市の施策実施へ反映します。 | 関係各課 |

ホッとコラム

「推進体制」

「この計画って一体、誰がどんなふうに進めていくの？」

「そうねえ。もちろん役所の仕事全てを男女共同参画の視点で見直すってことだから役所はもちろんやっていかなきゃね。仕事と家庭の両立のためには企業も率先してやってもらいたいし…。」

「地域でも、役員選出なんかでいろいろと男女共同参画にならなきゃ。あ！あと学校もだ。」

「家庭でもできることから始めて欲しいし、一人ひとりの意識を変えるのも大事だし…。」

「そうか。役所だけとか家庭だけじゃなくて、みんなが手を取り合って考えて、進めていかなきゃならないものなんだね、きっと。」

資料編

1 小美玉市総合計画 2008-2017 (抄)

平成20年3月 策定

基本構想

① まちづくりの基本理念

- ・ 協働と連携で自立性の高いまちへ
- ・ 自然が彩るふるさとの文化が息づくまちへ
- ・ 人・もの・情報が集う新しい交流のまちへ

② 将来像

「人が輝く 水と緑の交流都市」

基本計画

1章 みんなで創る自治のまち

- 1 市民協働の推進
- 2 新たなコミュニティの構築
- 3 多様な交流の推進
- 4 人権の尊重
- 5 男女共同参画社会の推進

2章 未来を拓く快適・便利なまち

- 1 計画的土地利用の推進
- 2 道路体系の充実
- 3 公共交通の充実
- 4 上水道の整備
- 5 下水道の整備
- 6 住環境・景観の保全と整備
- 7 公園・緑地・水辺の整備

3章 うるおいのある安全・安心なまち

- 1 自然・地球環境の保全
- 2 循環型社会の形成
- 3 基地対策の充実
- 4 防災対策の充実
- 5 消防・救急体制の充実
- 6 交通安全対策の充実
- 7 生活安全対策の充実

4章 ぬくもりにあふれる健やかなまち

- 1 少子化対策の推進
- 2 健康づくりの推進
- 3 地域医療の充実
- 4 地域福祉の充実
- 5 高齢者福祉の充実
- 6 障がい者福祉の充実
- 7 社会保障の充実

5章 活力に満ちた産業のまち

- 1 茨城空港の利活用
- 2 農業・水産業の振興
- 3 商業・工業の振興
- 4 観光の振興

6章 個性豊かな教育・文化のまち

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実
- 3 芸術・文化の振興
- 4 スポーツ・レクリエーションの振興
- 5 青少年の健全育成

7章 信頼で築く自主・自立のまち

- 1 開かれた行政の推進
- 2 効率的な行財政の運営

2 小美玉市男女共同参画推進計画策定の経過

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|-------------------------|--|---|
| H15.3月 H17.3月 | ・美野里町男女共同参画行動計画 策定（花のわプラン） ・小川町男女共同参画計画策定 （ハーモニー21） | ・旧町体制で計画策定 （旧玉里村は未策定） |
| H18.3.27 | 【小美玉市】 | |
| H20.7.24 | 第1回推進委員会 | ・男女共同参画条例の制定及び計画策定について |
| H20.8.8 | 第2回推進委員会 | ・小美玉市男女共同参画条例（案）について |
| H20.8.20 | 第3回推進委員会 | ・小美玉市男女共同参画条例（案）について |
| H20.9.29 | 第4回推進委員会 | ・今後の予定について ・小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査について |
| H20.10.10 | 第5回推進委員会 | ・小美玉市男女共同参画市民意識調査設問設定について |
| H20.10.22 ~H20.11.17 | パブリック・コメント | ・小美玉市男女共同参画条例（素案） |
| H20.11.5 | 第6回推進委員会 | ・市民意識調査実施について ・小美玉市男女共同参画計画策定スケジュール（案）について ・小美玉市男女共同参画条例（案）パブコメ実施状況について |
| H20.11.17 | 第1回策定委員会 | ・小美玉市男女共同参画計画策定委員会設置要綱について ・小美玉市男女共同参画計画策定について ・小美玉市男女共同参画市民意識調査の実施について |
| H20.11.19 | 第7回推進委員会 | ・小美玉市男女共同参画条例（案）パブコメ実施状況について |
| H20.12.22 | 小美玉市男女共同参画条例制定 | |
| H21.1.21 | 第8回推進委員会 | ・小美玉市男女共同参画市民意識調査結果中間報告について ・小美玉市男女共同参画ヒアリングシート（案）について |
| H21.2.19 | 第9回推進委員会 | ・市民意識調査集計結果について ・計画策定にかかる今後の進め方について |
| H21.3.23 H21.3.25 | 団体ヒアリング | ・美野里公民館 ・四季文化館（みの〜れ） |

（次ページに続く）

(続き)

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|----------------------------|-----------------------------|---|
| H21. 4. 1 | 小美玉市男女共同参画条例施行 | ・ 条例第 43 号 |
| H21. 5. 13 | 第 2 回策定委員会 | ・ 市民意識調査結果報告について ・ 小美玉市男女共同参画計画策定について ・ ワーキングチームの編成について |
| H21. 5. 20 | 第 10 回推進委員会 | ・ 市民意識調査結果報告について ・ 小美玉市男女共同参画計画策定に係る今後の進め方について |
| H21. 5. 21 | 第 1 回審議会 | ・ 委嘱状交付 ・ 諮問 ・ 小美玉市男女共同参画計画策定について |
| H21. 6. 5 | 第 1 回ワーキングチーム | ・ 小美玉市男女共同参画計画策定体制・スケジュールについて |
| H21. 7. 2 | 第 1 回推進委員会・ ワーキングチーム合同会議 | ・ 小美玉市男女共同参画計画骨子（案）について ・ 小美玉市男女共同参画計画基本理念（案）について ・ 小美玉市男女共同参画計画書の構成（案）について ・ 「第 1 章 計画の策定にあたって」について |
| H21. 7. 23 | 第 2 回推進委員会・ ワーキングチーム合同会議 | ・ 計画書第 1 部 基本構想について ・ 計画書第 2 部 基本計画について |
| H21. 7. 30 | 第 3 回推進委員会・ ワーキングチーム合同会議 | ・ 計画書第 2 部 基本計画について ・ 計画の名称について |
| H21. 8. 5 | 第 3 回策定委員会 | ・ 小美玉市男女共同参画推進計画（素案）について |
| H21. 8. 19 | 第 2 回審議会 | ・ 小美玉市男女共同参画推進計画（素案）について |
| H21. 10. 1 ～H21. 10. 30 | パブリック・コメント | ・ 小美玉市男女共同参画推進計画（素案）について |
| H21. 11. 18 | 第 4 回推進委員会・ ワーキングチーム合同会議 | ・ パブリック・コメント結果報告について ・ 計画書デザインについて |
| H21. 12. 21 | 第 5 回推進委員会・ ワーキングチーム合同会議 | ・ 計画書デザインについて |
| H22. 1. 7 | 第 4 回策定委員会 | ・ 小美玉市男女共同参画推進計画書について |
| H22. 1. 13 | 第 3 回審議会 | ・ 答申 |

3 小美玉市男女共同参画条例

平成20年12月22日
条例第43号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本理念(第3条—第9条)
- 第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務
(第10条—第15条)
- 第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策
(第16条—第26条)
- 第5章 小美玉市男女共同参画審議会(第27条)
- 第6章 雑則(第28条)

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、昭和50年の国際婦人年から今日まで、世界では国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的で作られた女子差別撤廃条約が採択されるなど、積極的な取組が行われてきました。

日本でも、男女が公平な労働条件の下で働くことを目指した男女雇用機会均等法や男女が平等な立場で生活することを目指した男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度がしだいに整備されてきました。

小美玉市においても、平和で豊かな男女共同参画社会の実現に向けて、男女が平等な立場でいきいきと暮らす社会づくりに向けて、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が存在しており、真の男女平等の達成にはさらなる努力が求められています。

こうした世の中の動きを踏まえ、小美玉市では、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念並びに小美玉市自治基本条例(平成19年小美玉市条例第26号。以下「自治基本条例」という。)第21条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務と基本施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画
すべての人が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
- (2) 市民
市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者
個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。
- (4) 教育関係者
学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。
- (5) 積極的改善措置
男女共同参画を推進するため、必要な範囲において、男女間の格差を積極的に改善することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
性的な言動により他人の生活環境を害すること及び性的言動に対する他人の対応によりその他人に不利益を与えることをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス

(配偶者等への暴力)

配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及びそれを目撃することで起こる子ども等への心理的虐待をいう。

第2章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別にとらわれず個人として能力を發揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 男女共同参画の推進にあたっては、男女の性別にかかわらず、性同一性障害をもつ人その他多様な性をもつ人の人権についても配慮しなければならない。

(暴力の根絶)

第4条 男女共同参画の推進は、あらゆる形態の暴力を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であることを旨として行わなければならない。

(社会制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画の推進にあたっては、性別による固定的な役割分担にとらわれることのないように、社会における制度又は慣行をできるかぎり中立なものとするように配慮しなければならない。

(共同参画の機会確保)

第6条 男女共同参画の推進は、男女が市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとることを旨として行わなければならない。

(家庭生活とその他の活動の両立)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が家族の一員として、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場、地域などの活動を両立させることができるようにすることを旨として行わなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第8条 妊娠、出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行わなければならない。

(国際協調)

第9条 男女共同参画の推進は、国際社会と協調することを旨として行わなければならない。

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務
(市の責務)

第10条 市は、前章の基本理念にのっとり、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女共同参画施策を実施するための体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進の重要性を自覚し、市と協力して、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等を両立させることができるように職場環境を整備し、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第 13 条 教育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの教育の場において男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 14 条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域及びその他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域及びその他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭、地域及びその他社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する留意)

第 15 条 すべての人は、公衆に情報を提供するにあたっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないように努めなければならない。

第 4 章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第 16 条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第 27 条に規定する小美玉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、すみやかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定などにあたっての配慮)

第 17 条 市は、施策の策定及び実施にあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 18 条 市は、基本理念に関する理解を深めるため、市民及び事業者へ情報の提供、広報啓発活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第 19 条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第 20 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会などにおける男女共同参画の推進)

第 21 条 市は、各種審議会の設置にあたり、審議会の委員の委嘱などを行う場合は、男女の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第 22 条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 23 条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 24 条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第 25 条 市長は、必要に応じ、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情及び相談)

第 26 条 市は、男女共同参画の推進に関する市民並びに事業者からの苦情及び相談を処理するための総合的な窓口を設けるものとする。

第 5 章 小美玉市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 27 条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、小美玉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項の審議会について必要な事項は、小美玉市男女共同参画審議会条例(平成 20 年小美玉市条例第 26 号)に定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

4 小美玉市男女共同参画審議会条例

平成20年6月27日

条例第26号

(設置)

第1条 小美玉市における男女共同参画社会の実現を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小美玉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の実現に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員のうち特定の地位又は職によって委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、小美玉市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)で定めるところにより報酬を支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布から施行する。

(小美玉市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小美玉市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小美玉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

5 小美玉市男女共同参画審議会委員名簿

| 選出区分 | 役職名 | 氏名 | 経歴等 |
|------------|-----|---------|---------------------------------|
| 識見を有する者 | | 長谷川 幸 介 | 茨城大学准教授 |
| 〃 | | 山 本 文 雄 | (財)21世紀職業財団茨城事務所長 |
| 〃 | 会長 | 廣 戸 京 子 | |
| 関係団体を代表する者 | | 大 島 光 一 | 小美玉市農業委員会会長 |
| 〃 | 副会長 | 大和田 努 | 小美玉市人権擁護委員連絡会会長 |
| 〃 | | 沼 田 マ サ | 小美玉市女性会連絡協議会会長 |
| 〃 | | 多 川 伸 子 | 小美玉市校長会会長 小美玉市立上吉影小学校校長 |
| 〃 | | 吉 廣 邦 夫 | 玉里工業団地連絡協議会会長 (平成21年7月1日から) |
| 〃 | | 伊 藤 明 | 玉里工業団地連絡協議会会長 (平成21年6月30日まで) |
| 〃 | | 福 田 智 彦 | 小美玉市PTA連絡協議会会長 |
| 公募による市民 | | 大 越 和 子 | |
| 〃 | | 野 手 利 江 | |
| 〃 | | 本 田 仁 子 | |
| 市長が認める者 | | 野 村 武 勝 | 小美玉市議会議長 小美玉市商工会会長 |
| 〃 | | 福 島 ヤヨヒ | 小美玉市議会議員 |
| 〃 | | 山 本 信 子 | 小美玉市議会議員 |

6 小美玉市男女共同参画について（諮問書）

小美玉企調 第67号
平成21年5月21日

小美玉市男女共同参画審議会会長 殿

小美玉市長 島 田 穰 一

小美玉市の男女共同参画について（諮問）

近年、少子高齢化、情報化社会の進展、市民の価値観の多様化など市民を取り巻く社会環境は、急激に変化しています。

このような中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

また、市民と行政が協働のまちづくりを進めていくためには、男女が家庭、職場、地域等あらゆる場において、ともに参画し社会を支えていくことが重要であり、小美玉市では市民参画のもと男女共同参画条例が制定され、平成21年4月より施行されております。

この度の審議会の発足は、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的・計画的に男女共同参画社会の形成を図ることを目的としております。

つきましては、小美玉市男女共同参画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問いたしますので、ご審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

- (1) 小美玉市男女共同参画計画の策定に関すること。

7 小美玉市男女共同参画について（答申書）

平成22年1月13日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市男女共同参画審議会
会 長 廣戸 京子

答 申 書

平成21年5月21日付けをもって本審議会に諮問のあったこのことについては慎重に審議した結果、別冊「小美玉市男女共同参画推進計画（案）」としてまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、審議会でご交わされた様々な意見を十分に尊重し、特に以下の点にご配慮をお願いします。

記

1. 男女が共に個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進すること。
2. 農家における女性の働きに対し正当な評価がなされ、女性の地位の向上を図るため、家族経営協定締結の普及・浸透を図ること。
3. 本市においてもDVなどの暴力について、徹底した相談・避難支援、再発防止等の対策を関係機関とともに強化し、根絶をめざす取り組みをすること。
4. 仕事を持つ女性や、子育て中の女性に対してのサポート体制の充実を図ること。また父子家庭問題にも配慮した支援のあり方の検討を求める。
5. 市民ニーズは極めて多様化しており、その基本となるべき政策・施策等の決定段階から幅広く女性の意見・主張を取り入れていく必要がある。今後は市の行政組織や議会をはじめ、自治組織等においても女性の登用を図っていくこと。
6. 本計画の期間が10年の長期にわたるため、期間内において社会情勢の変化に伴い、本計画による対応が困難と判断された場合は、迅速かつ柔軟に対応すること。

8 小美玉市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成20年2月29日

告示 第32号

(設置)

第1条 市の男女共同参画社会の形成を推進するため、広く市民の意見、要望を計画推進に反映させることを目的として、小美玉市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項についての意見及び提言、並びに検討を行う。

- (1) 小美玉市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他女性に関する施策の実践に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員15人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体から推薦された者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会には、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 推進委員会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。
- 3 推進委員会に、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

9 小美玉市男女共同参画推進委員会委員名簿

| 氏名 | 所属 | 役職名 |
|--------|-------------------|------|
| 高野 順子 | 小美玉市女性会連絡協議会 | |
| 大曾根 光江 | 小美玉市消費生活の会 | |
| 赤津 栄子 | 小美玉市食生活改善推進員連絡協議会 | |
| 藤田 友子 | 小美玉市更生保護女性の会 | 副委員長 |
| 重藤 弘之 | 小美玉市農業三士の会 | |
| 立村 忠 | 青少年を育てる小美玉市民の会 | |
| 中根 要樹 | 小美玉市区長会 | |
| 藤枝 義博 | 公募者 | |
| 太田 光子 | 公募者 | |
| 杉山 壽賀子 | 茨城県男女共同参画推進員 | 委員長 |
| 前野 恵美子 | 茨城県男女共同参画推進員 | |
| 百地 栄子 | 茨城県男女共同参画推進員 | |
| 三輪 挺子 | 公募者 | |
| 内田 保 | 公募者 | |

10 小美玉市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成20年11月14日

告示 第189号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画計画の策定を円滑に推進するために、小美玉市男女共同参画計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長及び委員には別表の右欄に掲げる職員をもって充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めたものとする。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 策定委員会は、市長が任命する。
- 6 この策定委員会にアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第4条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、必要に応じ、男女共同参画に関する施策について学識経験のある者に対し策定委員会に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 策定委員会にワーキングチームを置き、委員会の運営について必要な事項を処理する。

- 2 ワーキングチームを構成するメンバーは、市職員の中から委員長が指名する。
- 3 ワーキングチームは、必要に応じ市長公室企画調整課長が招集する。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 委員長、委員等 | 職名 |
|---------|-----------|
| 委員長 | 副市長 |
| 副委員長 | 教育長 |
| 委員 | 市長公室長 |
| 委員 | 総務部長 |
| 委員 | 市民生活部長 |
| 委員 | 保健福祉部長 |
| 委員 | 産業経済部長 |
| 委員 | 都市建設部長 |
| 委員 | 会計管理者 |
| 委員 | 小川総合支所長 |
| 委員 | 玉里総合支所長 |
| 委員 | 教育次長 |
| 委員 | 議会事務局長 |
| 委員 | 水道局長 |
| 委員 | 消防長 |
| 委員 | 社会福祉協議会理事 |

1 1 小美玉市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

| 役職 | 氏名 | 備考 |
|---------------|---------|------|
| 副市長 | 鶴 町 和 夫 | 委員長 |
| 教育長 | 三 輪 義 治 | 副委員長 |
| 市長公室長 | 沼 田 和 美 | |
| 総務部長 | 大 枝 俊 夫 | |
| 市民生活部長 | 藤 枝 房 雄 | |
| 保健福祉部長 | 後 藤 一 廣 | |
| 産業経済部長 | 伊 野 美 也 | |
| 都市建設部長 | 島 田 久 | |
| 小川総合支所長 | 日下部 照 雄 | |
| 玉里総合支所長 | 浅 野 清 | |
| 教育次長 | 菊 田 源一郎 | |
| 議会事務局長 | 飯 塚 正 夫 | |
| 水道局長 | 森 島 和 久 | |
| 消防長 | 金 谷 正 明 | |
| 会計管理者 | 重 藤 勤 | |
| 小美玉市社会福祉協議会理事 | 海老沢 保 雄 | |

12 小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム委員名簿

| 部局名等 | 課名等 | 係名等 | 氏名 |
|---------|------------|--------|---------|
| 市長公室 | 秘書公聴課 | 政策審議係 | 近 藤 剛 |
| 総務部 | 総務課 | 職員係 | 高 野 雄 司 |
| 市民生活部 | 地域振興課 | 市民協働係 | 長 沼 光 子 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課 | 子育て支援室 | 菊 地 とよ子 |
| 産業経済部 | 農政課 | 農政係 | 大 原 光 浩 |
| 産業経済部 | 商工観光課 | 企業誘致係 | 貝 塚 満 典 |
| 市議会 | 議会事務局 | 議事・広報係 | 安 彦 晴 美 |
| 農業委員会 | 農業委員会事務局 | 農地係 | 赤 松 隆 |
| 消防本部 | 総務課 | 経理係 | 久保田 勝 則 |
| 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会事務局 | 総務グループ | 岡 崎 啓 将 |
| 教育委員会 | 学校教育課 | 学務係 | 岡 野 あけみ |
| 教育委員会 | 生涯学習課 | 生涯学習係 | 関 山 きく子 |

13 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

（国民の基本的人権の永久不可侵性）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由及び権利の保持責任、濫用の禁止、利用責任）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の授与）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（基本的人権の本質）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

14 男女共同参画社会基本法（抄）

公布 平成11年6月23日 法律第78号

改正 平成11年7月16日 法律第102号

同 11年12月22日 同第160号

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

15 男女共同参画基本計画（第2次）（抄）

平成17年12月27日 閣議決定

第1部 基本的な考え方

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきた。この不断の努力は平成11年に男女共同参画社会基本法の成立というかたちで結実し、我が国の男女共同参画社会形成は新たな段階に入ったと言える。

しかしながら、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要である。女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀を迎えた我が国社会にとって最重要課題であることは言をまたない。男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢を持てるようになると確信する。

政府においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に男女共同参画基本計画（以下「第1次基本計画」という。）を閣議決定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。今般、これまでの取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定する。

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地域社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
- 2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化
- 3 女性のチャレンジ支援

16 茨城県男女共同参画推進条例（抄）

平成13年3月28日

茨城県条例第1号

（中略）県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。（中略）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

1 7 茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）（抄）

平成13年4月 策定

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の視点
- 5 計画の期間
- 6 計画の体系

II 計画策定の背景

- 1 世界の歩み
- 2 日本の歩み
- 3 茨城県の歩み

III 男女共同参画を取り巻く潮流

- 1 少子化の進行
- 2 高齢化の進行
- 3 多様なライフスタイルと家族形態・地域の変化
- 4 就業構造の変化と情報化の進展
- 5 国際化の進展

第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向

基本目標 I 男女の人権が尊重される社会の構築

- 重点課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 重点課題2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 重点課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 重点課題4 メディアにおける人権の尊重

基本目標 II あらゆる分野へ参画するための環境の整備

- 重点課題1 政策・方針決定過程への参画
- 重点課題2 家庭生活における男女共同参画の促進
- 重点課題3 地域社会における男女共同参画の促進
- 重点課題4 国際的協調の視点からの男女共同参画の促進

基本目標 III 多様な働き方を可能にする環境の整備

- 重点課題1 雇用の場における男女平等の確保
- 重点課題2 多様な働き方への支援
- 重点課題3 農山漁村におけるパートナーシップの確立
- 重点課題4 職業生活と家庭生活の両立支援

基本目標 IV 健やかで安心できる生活環境の整備

- 重点課題1 子どもの人権の尊重と健やかに育つ環境づくり
- 重点課題2 生涯を通じた健康への支援
- 重点課題3 高齢者、障害者等に対する自立支援

II 推進体制の整備

- 1 県の推進体制の充実
- 2 連携の強化

18 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 平成19年7月1日法律第113号

（定義）

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

- 第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（都道府県基本計画等）

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（保護命令）

- 第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、画像その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

小美玉市男女共同参画推進計画

平成 22 年 3 月発行

茨城県 小美玉市 市長公室 企画調整課

〒319-0192

茨城県小美玉市堅倉 835

TEL 0299-48-1111

FAX 0299-48-1199

URL <http://www.city.omitama.lg.jp>

